

【施策04】 子ども・子育て支援

～健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち～

- ◆展開方向01 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
- ◆展開方向02 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
- ◆展開方向03 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
- ◆展開方向04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。

展開方向01	1 病児病後児保育事業費	285
	2 母子家庭等自立支援給付金事業費	287
	3 乳幼児等医療費助成事業費	289
	4 母子家庭等医療費助成事業費	291
	5 こども医療費助成事業費	293
	6 神戸婦人同協会等補助金	295
	7 交通遺児激励事業費	297
	8 地域社会の子育て機能向上支援事業費	299
	9 子育てサークル育成事業費	301
	10 ファミリーサポートセンター運営事業費	303
	11 あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	305
	12 「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	307
	13 ティーンズミーティング開催事業費	309
	14 母子家庭等地域生活支援事業費	311
	15 地域組織活動育成事業補助金	313
	16 乳幼児健康診査等事業費	315
	17 幼児精密健康診査事業費	317
	18 母子保健相談指導事業費	319
	19 妊婦健診事業費	321
	20 特定不妊治療費助成事業費	323
	21 こんには赤ちゃん事業費	325
	22 育児支援専門員派遣事業費	327
	23 2歳児親子歯科健診事業費	329
	24 母子健康手帳作成事業費	331
	25 食育推進事業費	333
	26 子ども会連絡協議会等補助金	335
	27 すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費	337
	28 すこやかプラザ指定管理関係経費	338
	29 児童手当給付関係事業費	339
	30 児童扶養手当給付関係事業費	340
	31 指定管理者管理運営事業費(尼崎学園)	341
	32 指定管理関係経費(尼崎学園)	342
33 養育医療給付事業費	343	
34 母子父子福祉資金貸付金	344	
展開方向02	1 地域型保育事業従事者研修等事業費	345
	2 保育の質の向上事業費	347
	3 公立保育所運営事業費	349
	4 公立保育所地域子育て支援事業費	351
	5 一時預かり事業費(公立分)	353
	6 延長保育事業費(公立分)	355
	7 公立保育所地域活動事業費	357
	8 食育推進事業費	359
	9 一時預かり事業補助金	361
	10 法人保育施設等特別保育事業等補助金	363
	11 法人保育施設等児童検診助成事業補助金	365
	12 経験ある保育士配置促進事業補助金	367

13 民間社会福祉施設運営支援事業補助金	369	
14 産休等代替職員費補助金	371	
15 保育の量確保事業費	373	
16 保育環境改善事業費	375	
17 実費徴収に係る補足給付事業費	377	
18 保育士宿舍借り上げ支援事業費	379	
19 児童ホーム運営事業費	381	
20 放課後児童健全育成事業所運営費補助金	383	
21 実費徴収に係る補足給付事業費	385	
22 幼稚園型一時預かり事業費補助金	387	
23 公立保育所維持管理事業費	389	
24 公立保育所施設整備事業費	390	
25 施設型給付費	391	
26 地域型保育給付費	392	
27 児童ホーム整備事業費(債務負担分を含む。)	393	
28 児童ホーム維持管理事業費	394	
29 子ども・子育て支援制度関係事業費	395	
30 施設型給付費	396	
展開方向03	1 子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費	397
	2 子ども家庭相談支援体制整備事業費	399
	3 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	401
	4 尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業費	403
	5 子育て家庭ショートステイ事業費	405
	6 青少年健全育成啓発事業費	407
	7 少年補導活動事業費	409
	8 あまがさき・ひと咲きプラザ管理運営事業費	411
	9 あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業費	412
展開方向04	1 成人の日のつどい事業費	413
	2 少年音楽隊事業費	415
	3 青少年指導者養成事業費	417
	4 青少年活動事業費	419
	5 子ども会活動事業費	421
	6 児童育成環境整備事業費	423
	7 青少年団体活動事業費	425
	8 スポーツ少年団等補助金	427
	9 青少年センター管理運営事業費	429
	10 青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費	430
	11 青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	431
	12 青少年体育道場指定管理関係経費	432
	13 指定管理者管理運営事業費(美方高原自然の家)	433
	14 指定管理関係経費(美方高原自然の家)	434

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	病児病後児保育事業費	3D2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市病児・病後児保育事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成11年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	こども家庭支援課
		所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	保育所に通所中の児童等が病気の場合、集団保育が困難であるため、保護者が家庭で子どもを保育しなければならず、就労している保護者は仕事を休まねばならないが、保護者がどうしても仕事を休むことができない場合など、共働き家庭等の子育てと就労の両立を支援する必要があるため実施している。
対象 (誰を・何を)	保育所に通所中の児童等とその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気や病気の回復期の児童を医療機関に設置している病児保育室にて一時的に保育・看護を行い、子育て支援環境の充実を図る。
事業概要	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やその回復期で集団保育が困難な乳幼児を一時的に医療機関により保育・看護する。
実施内容	市内4か所の医療機関に病児保育室を設置している。それぞれの医療機関等において診療を受けたうえで、病児保育室で保育士や看護師から保育・看護を受ける。 延べ利用者数 平成27年度:1,978人、平成28年度:2,008人、平成29年度:2,551人 (実施機関) 小中島診療所キッズケアハウス 尼崎市小中島2丁目8-8 高原クリニック病児保育室 尼崎市南武庫之荘1丁目15-5 堀内小児科むこのそ病児保育室 尼崎市武庫之荘2丁目5-2-202 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室 尼崎市東難波町2丁目17-77

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	32,405	42,385	44,995	
需用費			5	
委託料	32,405	42,385	44,990	
人件費 B	2,559	2,545	2,537	
職員人工数	0.32	0.32	0.32	
職員人件費	2,559	2,545	2,537	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	34,964	44,930	47,532	
C 国庫支出金	13,168	16,924	14,995	子ども・子育て支援交付金(補助率1/3)
県支出金	10,801	14,127	14,995	病児・病後児保育推進事業補助金(補助率1/3)
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	10,995	13,879	17,542	

③事業成果の点検

評価指標	利用人数	単位	人
目標・実績	目標値 3,864	達成年度	30年度
		27年度	1,978
		28年度	2,008
		29年度	2,551
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		
	目標達成のため、実施施設を3カ所から4カ所へ増設した。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保護者の子育てと就労の両立を支援するために必要な事業であり、十分有効性がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料1日2,000円

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市と施設数や受入定員数を比較しても、最上位にある。
---------------	--------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	実施施設へ委託し事業を実施しており、引き続き、市の委託事業として実施していく。																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、一時的に保育・看護を行い、子育て支援環境の充実を図る。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	平成28年度に実施施設2カ所から3カ所へ増設し、平成29年度においても3カ所から4カ所へ増設を行った。今後は、利用状況を見ながら定着を図る。
---------------	-----------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子家庭等自立支援給付金事業費	3D48	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高等職業訓練促進給付金事業実施要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	母子家庭等の多くは、生活基盤が脆弱であるとともに育児や就労など個別の課題も多様化しており、母子家庭等の子どもの健全な育成を図るため、母子家庭等への自立支援を進めていく。
対象(誰を・何を)	母子家庭の母、父子家庭の父
求める成果(どのような状態にしたいか)	教育訓練講座の受講や生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間の経済的負担を給付金として支給することにより、負担の軽減や資格取得を容易にする。資格取得後はその資格を活用して就職することにより母子家庭等の生活の安定につなげる。
事業概要	母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進するため、自立支援として市が指定する教育訓練講座の受講料及び資格取得に係る期間の生活費の一部を助成する。 ※平成25年度より父子家庭が対象になるとともに支給期間が改定。
実施内容	<p><支給対象者> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者</p> <p><事業内容></p> <p>1 自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の60%に相当する額(20万円を限度)を修了後に支給する。 (対象講座) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等) (実績) 平成27年度:5件60,337円、平成28年度:4件209,952円、平成29年度:14件607,637円</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000円もしくは25,000円を課税状況により支給する。 (対象資格) 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 (実績) 平成27年度:23件18,639,000円、平成28年度:28件29,527,000円、平成29年度:29件28,023,500円</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	29,737	28,631	27,171	
需用費			15	消耗品費
扶助費	29,737	28,631	27,156	
人件費 B	2,610	2,282	2,442	
職員人工数	0.26	0.22	0.22	
職員人件費	2,079	1,750	1,744	
嘱託等人件費	531	532	698	
合計 C(A+B)	32,347	30,913	29,613	
C 国庫支出金	19,404	22,592	20,366	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(補助率3/4)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,943	8,321	9,247	

③事業成果の点検

評価指標	高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就職率	単位	%
目標・実績	目標値 100	達成年度	毎年度
		27年度	100
		28年度	100
		29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 母子家庭等自立支援給付金の受給者は増加している。現在の厳しい経済状況では就職も厳しい状況にあるが、高等職業訓練促進給付金事業の利用により資格を取得した者については、引き続き就学している者を除いて就労につながった。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関においては、一定期間のカリキュラムを受講する必要があるが、母子家庭等の経済的自立に効果が高いものであるが、受講期間中の生活の不安から意欲はあっても足踏みせざるを得ない状況にあることから、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。そこで、母子家庭の母、父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練受講期間中の生活負担の軽減を目的に給付金を支給している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	国の基準に基づく母子家庭等の自立支援のための給付制度である。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	給付件数、対象資格(看護師、介護福祉士等)について、他自治体と人口規模を勘案して比較すると、概ね同水準で実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将楽像
内容	市が支給事務を行う。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	現在、国において「福祉から就労」へと支援策の転換が進められている。現在の厳しい経済状況下にあるなかで就職することは困難な状況にあるが、当該事業を活用し資格取得後に就労につながっているケースは多く、母子家庭等の生活の安定に寄与している。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 母子家庭等の自立支援のための必要な施策であり今後も継続する。各種給付金については、市報やホームページ等を活用し周知を分かりやすく行うとともに、引き続き給付金の適正な支給を行う。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	乳幼児等医療費助成事業費	3D4A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和48年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井 雅雄

① 事業概要

事業実施趣旨	保護者又は扶養義務者の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、乳幼児等が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象(誰を・何を)	健康保険に加入する0歳から小学3年生までの市民(0歳児以外は所得制限あり)
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、保護者又は扶養義務者の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	0歳から小学3年生までの市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(ただし、就学児の通院は一部負担金相当額を除く)を助成する。(0歳児以外は所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する0歳から小学3年生までの市民(0歳児以外は所得制限あり)を対象に保険診療に係る自己負担分(小学1～3年生の通院のみ、一部負担金を除く)を助成。 (所得制限額・保護者・扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満) <対象者数及び年間助成総件数> 平成27年度-30,525人・467,305件、平成28年度-30,295人・462,880件、平成29年度-29,456人・473,801件 【市単独事業】 通院:未就学児無料 入院:無料 <平成29年度実績(年間助成総額)> 874,075千円 <平成30年度当初予算(年間助成総額)> 864,059千円

② 事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	924,553	938,819	927,162	
需用費	1,977	1,521	1,616	受給者証関係等の消耗品費
委託料	61,408	63,050	61,487	事務委託料
扶助費	861,167	874,075	864,059	年間助成総額
使用料及び賃借料		173		コピー機使用料
役務費	1			
人件費 B	14,436	11,459	11,459	
職員人工数	1.46	1.23	1.23	
職員人件費	11,677	8,744	8,744	
嘱託等人件費	2,759	2,715	2,715	
合計 C (A+B)	938,989	950,278	938,621	
C 国庫支出金				
の 県支出金	298,300	293,574	291,764	乳幼児等医療費補助金
財 市債				(補助率:1/2)
源 其他				
内 一般財源	640,689	656,704	646,857	
訳				

③ 事業成果の点検

評価指標	1件当たりの医療費助成額 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	1,614	達成年度	30年度	27年度	1,907	28年度	1,860	29年度	1,845
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 下回った		1件当たりの医療費助成額が目標値を継続的に上回っていることから、保護者等が負担すべき額(保険診療医療費の2割もしくは3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、さらなる満足度につながった。今後も子育て家庭の負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。							

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児等は成人と比べて医療機関等での受診率が高いため、医療費の一部を助成することによって、子育て家庭への経済的負担及び精神的負担の軽減や疫病の早期診断早期治療等に寄与している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と通院・入院の一部負担金について、阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、所得制限・通院は市単独で拡充している市よりも低水準、入院は同水準である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にすると、担い手のあり方について検討していく。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 A B C D E 行政の領域 現状 将楽像	内容 県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であることから、今後も市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
-------------	--

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。また、核家族化が進み、子供を取り巻く環境が大きく変貌している状況下で、社会全体で子育てに取り組まなければならない、今後の社会の動向を注視しながら事業を行っていく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子家庭等医療費助成事業費	3D4K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和54年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井 雅雄

① 事業概要

事業実施趣旨	所得金額の低いひとり親家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、ひとり親家庭の世帯員が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象 (誰を・何を)	健康保険に加入する配偶者のいない母(父)で、18歳以下(年度末)の児童を扶養する市民とその児童(父母のいない児童を含む)(所得制限あり)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	母子家庭等の市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する配偶者のいない母(父)で、18歳以下(年度末)の児童を扶養する市民とその児童(父母のいない児童を含む)(所得制限あり)を対象に、保険診療に係る自己負担分(一部負担金を除く。ただし、児童の入院の一部負担金なし)を助成。 (所得制限額:母(父)・扶養義務者の所得が19万円未満(扶養家族1人につき38万円増)もしくは母(父)・扶養義務者が市民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下) <対象者数・年間助成総件数> 平成27年度-5,140人・57,537件、平成28年度-4,667人・53,114件、平成29年度-4,185人・49,298件【市単独事業】 ・20歳に達する年度末までの高校在学中の児童を看護する母と児童(県制度は20歳未満の高校在学中の児童を看護する母と児童)(父子家庭と遺児も対象) ・児童の入院:無料 <平成29年度実績(年間助成総額)> 136,938千円 <平成30年度当初予算(年間助成総額)> 126,161千円

② 事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	151,949	143,773	132,272	
需用費	322	336	319	受給者証関係等の消耗品費
委託料	6,951	6,460	5,792	事務委託料
扶助費	144,676	136,938	126,161	年間助成総額
使用料及び賃借料		39		コピー機使用料
人件費 B	11,402	7,680	7,680	
職員人工数	1.40	0.72	0.72	
職員人件費	10,268	5,420	5,420	
嘱託等人件費	1,134	2,260	2,260	
合計 C (A+B)	163,351	151,453	139,952	
C 国庫支出金				
市債				
市債	60,203	52,786	49,336	母子家庭等医療費補助金(補助率:2/5)
その他				
一般財源	103,148	98,667	90,616	

③ 事業成果の点検

評価指標	1件当たりの医療費助成額 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	2,447	達成年度	30年度	27年度	2,768	28年度	2,724	29年度	2,778
平成29年度の目標に対する達成状況	■(概ね)達成 □ やや達成できず □ 下回った		1件当たりの医療費助成額が目標値を上回ったことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人及びその家庭の満足度につながった。今後もひとり親家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。							

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	経済基盤の弱いひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成することによって、経済的負担を軽減することができる。また、医療費の助成を受けることによって安心して医療を受けることができるため、ひとり親家庭の精神的負担の軽減にも寄与している。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は経済的負担を軽減する事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	通院・入院の一部負担金と所得制限について、阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、通院の一部負担金は平均水準、入院は児童負担なしのため高水準である。しかしながら、所得制限は平成26年7月より県の見直しに合わせて、本市も県制度どおり見直したことから、市単独で所得制限を拡充している市よりも低水準である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にすると、担い手のあり方について検討していく。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C D E 行政の領域 現状 将楽像	
内容	県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。	

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	医療費の一部を助成することにより、本人又は扶養義務者の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であることから、今後も市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
-------------	--

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子ども医療費助成事業費	3D4M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井 雅雄

①事業概要

事業実施趣旨	保護者又は扶養義務者の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、子どもが疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象(誰を・何を)	健康保険に加入する小学4年生から中学3年生までの市民(所得制限あり)
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、保護者又は扶養義務者の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	小学4年生から中学3年生までの市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(通院は一部負担金を除く。)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する小学4年生から中学3年生までの市民(所得制限あり)を対象に、通院は保険診療に係る自己負担分の1/3を助成、入院は保険診療に係る自己負担分全額を助成。(所得制限額・保護者・扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満) <制度の推移> 平成22年4月より、小学4年生から中学3年生までの市民を対象に、入院の1/3助成を開始。 平成23年10月より、小学4年生から小学6年生までの市民を対象に、通院の1/3助成を開始。 平成24年7月より、入院の自己負担を全額助成に拡充。 平成25年7月より、通院の対象者を小学4年生から中学3年生までの市民に拡充。 <対象者数・年間助成総件数> 平成27年度-15,320人 入院406件・通院117,545件、平成28年度-15,288人 入院375件・通院121,251件、 平成29年度-15,130人 入院389件・通院119,983件 【市単独事業】 入院:無料 <平成29年度実績(年間助成総額)> 111,037千円 <平成30年度当初予算(年間助成総額)> 108,365千円

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	112,237	115,880	113,137	
需用費	1,024	779	903	受給者証関係等の消耗品費
委託料	3,881	3,974	3,869	事務委託料
扶助費	107,332	111,037	108,365	年間助成総額
使用料及び賃借料		90		コピー機使用料
人件費 B	5,556	8,085	8,085	
職員人工数	0.49	0.82	0.82	
職員人件費	3,919	5,925	5,925	
嘱託等件費	1,637	2,160	2,160	
合計 C(A+B)	117,793	123,965	121,222	
C 国庫支出金				
県支出金	48,543	54,146	52,383	子ども医療費補助金
市債				(補助率 入院:10/10 通院:1/2)
その他				
一般財源	69,250	69,819	68,839	

③事業成果の点検

評価指標	1件当たりの医療費助成額(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)※目標・実績の上段が入院、下段が通院							単位	円	
目標・実績	目標値	20,179	達成年度	30年度	27年度	64,998	28年度	64,022	29年度	64,240
		703				690	688		696	
平成29年度の目標に対する達成状況	■(概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 通院の実績値は目標値を概ね維持し、入院の実績値は目標値を大幅に上回ったことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の3割相当額の1/3もしくは全額)を抑えることができ、満足度につながった。今後も子育て家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子供は成人と比べて医療機関等での受診率が高いため、医療費の一部を助成することによって、子育て家庭への経済的負担及び精神的負担の軽減や疫病の早期診断・早期治療等に寄与している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無	本事業は経済的負担を軽減する事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と通院・入院の一部負担金について、阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、所得制限・通院(平成25年7月から対象者を中学3年生まで拡充)は市単独で拡充している市よりも低水準、入院は同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 ■ 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にするなどし、担い手のあり方について検討していく。																							
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> 内容 県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。			市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○
	市民の領域		行政の領域																						
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像				○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。また、引き続き制度の周知に努め、市民の理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。また、核家族化が進み、子供を取り巻く環境が大きく変貌している状況下で、社会全体で子育てに取り組まなければならない、今後の社会の動向を注視しながら事業を行っていく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	神戸婦人同協会等補助金	3D6K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和50年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本欣也

①事業概要

事業実施趣旨	様々な事情により児童養護施設や里親に措置された児童の適正な養護・保護を進めるためには、施設など生活環境の改善とよりきめ細かな対応等支援の充実が必要であることから、市内の児童養護施設「子供の家」を運営している神戸婦人同協会等に対して補助金を支出する。
対象(誰を・何を)	要保護児童
求める成果(どのような状態にしたいか)	児童養護施設等において、措置された児童の適正な養護・保護を行うとともに、入所児童等の個性の伸張と自立に向けて規範意識の醸成等に取り組む。
事業概要	児童養護施設の円滑な運営を通じて、児童の養護、処遇環境の充実を図る。
実施内容	<p>1 神戸婦人同協会子供の家運営補助金 平成30年4月1日現在 定員45人のうち措置児童数37人、そのうち尼崎市の児童数は28人 国が内容を定めて、都道府県から支弁されている措置費にて、生鮮食料品を始め衣料品等の日用品、光熱水費、燃料費等を補っているが、生活の基本となる食事面の処遇改善のため、発育盛りの児童の給食材料費の補助を行い、児童の栄養の改善及び体力の増強を図る。 ・補助金額 1,000,000円</p> <p>2 兵庫県阪神南地区里親会補助金 保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境がよくないために保護しなければならない児童の中には、施設入所よりも里親として登録している個人の家庭に措置するほうが、児童の育成等に効果が見込まれる場合がある。これら里親たちが登録している兵庫県阪神南地区里親会において、①里親制度の推進、②児童の養育技術、環境調査、その他児童福祉に関する研修、研究、③関係団体に対する連絡並びに意見の具申などを行っていることから、里親事業の推進と児童福祉の向上を図るため補助を行う。 ・補助金額 10,000円</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,010	1,010	1,010	
負担金補助及び交付金	1,010	1,010	1,010	
人件費 B	80	80	79	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	80	80	79	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,090	1,090	1,089	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,090	1,090	1,089	

③事業成果の点検

評価指標	入所児童数(入所児童の養育環境の充実等のための補助金であり、成果指標の設定は困難)	単位	—								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 入所児童の養育環境の充実、改善に向けてきめ細かな支援を行った。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	入所児童はそれぞれ個別の事情により施設入所等を余儀なくされたところであり、児童の適正な養護・保護を行うとともに、個々の児童に応じたきめ細かな養護・支援の実施が必要である。尼崎市の児童が多く入所している尼崎学園と子供の家の間で給食材料費など生活環境においてできる限り格差を作るべきではないことから必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該補助金については、本市が設置している児童養護施設尼崎学園と市内にある児童養護施設「子供の家」の間で給食材料費など生活環境においてできる限り格差を作らないことを趣旨として実施しているものであること、また、阪神南地区の里親事業の推進を図るためのものであることから、他自治体との比較にはなじまない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	本市が実施する補助事業である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容
現状		●
将来像		○
行政の責任と主体性により行う業務である。		

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	児童養護施設における入所児童の養育環境の充実、改善等を図るための補助金であり必要な取組である。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 児童養護施設における入所児童の養育環境の充実、改善等を図るための補助金であり必要な取組である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	交通遺児激励事業	3D71	事業分類	負担金・会費
根拠法令	尼崎市交通遺児激励金支給条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	本市の交通事故による死者数は、平成29年度は1件の申請があり8件の申請となった。事故にあった被害者等は、多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けており、その支援は事故そのものをなくす取組と同様に重要である。
対象 (誰を・何を)	交通遺児(自動車の運行によって生じた交通事故により保護者が死傷した児童)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	激励金の支給及びその他激励事業を通じて、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与する。
事業概要	自動車の運行によって生じた交通事故により保護者が死傷した交通遺児に対し、激励金等を支給することによりその健やかな育成と福祉の増進を図る。 対象者は市内に1年以上居住する義務教育等就学中又は就学しようとする児童で、保護者が交通事故により死傷した者(障害の場合は1～3級)(激励品事業は高校生も対象)。
実施内容	1 交通遺児激励金 交通遺児のため激励金を支給(対象 就学しようとする児童、小・中学生) ・就学激励金:年32,400円(※対象は小・中学生)・入学準備金:小学校20,000円・中学校24,000円 ・進学準備金もしくは就職準備金:24,000円(選択) ■受給者数(交通遺児の保護者) 平成28年度:5世帯9人、平成29年度:8世帯10人 ■激励金実績 平成28年度:児童・生徒数9人、就学激励金292千円(小学生6人、中学生3人)、入学準備金、進学・就職準備金(中学校入学)24千円(1人)(中学校卒業)48千円(2人) 合計364千円 平成29年度:児童・生徒数9人、就学激励金292千円(小学生6人、中学生3人)、入学準備金、進学・就職準備金(小学校入学)20千円(1人)(中学校入学)96千円(4人)(中学校卒業)24千円(1人) 合計432千円 2 交通遺児激励品 交通遺児のための寄付金に基づき商品券を支給(対象 就学しようとする児童、小・中・高校生) ■受給者数(交通遺児の保護者) 平成28年度:8世帯14人、平成29年度:8世帯15人 ■激励品実績 平成28年度:児童数14人 406千円、平成29年度:児童数15人 405千円

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	770	837	534	
扶助費	770	837	534	
人件費 B	240	259	260	
職員人工数	0.03	0.04	0.04	
職員人件費	240	259	260	
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	1,010	1,096	794	
C 国庫支出金の財源内訳				
県支出金				
市債				
その他	400	400	0	寄付金
一般財源	610	696	794	

③事業成果の点検

評価指標	激励金等の適正支給(目標値は「認定件数/申請者数(%)」)(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	100	28年度	100	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		交通遺児の保護者による申請内容を審査し、適正に支給を行うとともに、事業周知について、市報・HPの活用、関係団体等との連携を実施している(支給対象者の把握について、死亡届による死因の審査等を実施するのは個人情報保護の観点から不可能であることから、事業周知を徹底している)。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	交通遺児は、交通事故で保護者が死傷したことにより多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けており、その健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とした当該事業は、事故そのものが無くならない限り必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	交通遺児や災害遺児に関する手当として、約半数の中核市で実施している。
---------------	------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	個人情報及び寄付金を取り扱うことから、行政で実施するものである。																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	交通事故によって多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けた交通遺児に対する支援は必要である。適正な支給と事業の周知を図った。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 支給対象者の把握については個人情報保護の観点から不可能なため、引き続き市報・HPを活用して事業周知を徹底していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	地域社会の子育て機能向上支援事業費	3D78	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子どもの育ち支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども政策課
所属長名	清水 徹

①事業概要

事業実施趣旨	子ども・子育てで家庭と地域が接する機会が減っている中で、地域で子どもを育てる意識が弱くなっているほか、地域活動の運営の担い手が不足していることなどから、地域の子育て機能の向上を図る。
対象(誰を・何を)	地域住民(市民、事業者、子ども関連施設)等
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域住民等が行う子どもの育ちを支えるための主体的な取組が進み、地域社会で子どもの育ちを支えるためのネットワークが主体的に作られている状況。
事業概要	尼崎市子どもの育ち支援条例(以下「条例」という。)の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、地域住民等の主体的な取組が進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
実施内容	<p>〈活動内容〉 地域活動リーダーや庁内関係課等をパートナーとして連携し、以下の取組を実施する。 ・子どもに関する地域課題の情報収集と見立て、その解決に向けたプランニング及びその実行 ・地域の自主的活動グループ等が行う企画や運営への助言・情報提供 ・新たな社会資源となり得る人材の発掘・リーダー育成支援・人材交流の促進 ・ワークショップ・交流会・学習会等の実施 ・条例の内容について、地域への浸透及び地域住民の意識の向上 等</p> <p>〈実施体制〉 ・子育てコミュニティワーカー(専門職)の配置(2名)※10月以降は1名 ・子育てコミュニティネットワーク実務者会議の設置:庁内関係課が情報共有の上、コミュニティソーシャルワーク活動について協議し、相互に連携して推進する。*学識経験者がアドバイザーとして参画。</p> <p>〈平成29年度実施状況〉 ・子育て支援活動グループ等への働きかけ:活動に対する助言・情報提供、活動上の課題把握等 ・ワークショップ(「児童虐待と子どもの育ち」等を題材)の実施 ・(食や学習を通じた)地域の居場所開設支援 ・中・高校生の育ちを支援(ユースワーク)するための研修やフォーラムの開催支援 等</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	232	261	381	
報償費	59	36	126	学識経験者アドバイザー謝礼
旅費	38	56	53	活動に伴う旅費
需用費	134	161	165	事務用消耗品等
使用料及び賃借料	1	9	9	ワークショップに係る会場使用料
負担金補助金及び交付金		8	28	研修の受講料
人件費 B	15,716	13,199	13,970	
職員人工数	1.10	1.00	0.88	
職員人件費	8,798	7,954	6,976	
嘱託等人件費	6,918	5,245	6,994	
合計 C(A+B)	15,948	13,460	14,351	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	15,948	13,460	14,351	

③事業成果の点検

評価指標	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	54.5	達成年度	34年度	27年度	48.9	28年度	48.4	29年度	49.3
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
これまでに引き続き、地域に向かう中でグループ活動に対して助言・情報提供を行うとともに、地域の子どもと大人の交流の場を作りたいという市民が、具体的な活動につながるような取組みができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・子どもの育ちを社会全体で支えるとする条例理念の実現のための実効性ある仕組みとして、地域住民の役割・機能を高めるために、条例第13条に規定されている措置を具体的にを行うための事業である。 ・子どもの人権を尊重することを基本に、地域住民の主体的な取組を促し、既存の社会資源の有効活用・機能向上や、新たな社会資源づくりというソーシャルワークの専門性に基づく事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担の見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域住民等の自主的な企画・運営による活動の奨励・促進、ネットワーク形成・拡充・継続の側面支援を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
------------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	子どもの育ちを社会全体で支える理念を掲げる条例に根拠規定を設け、子育てに特化して、地域住民の役割・機能を高めるために働きかけるコミュニティソーシャルワークを行っている自治体は他にない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	・地域へ働きかけるためのプランニングをする際は、条例の理念実現の視点等から有効なものか、市の判断が必要になる。 ・庁内関係課とは、市の方が連携しやすい。(庁内関係課とは会議体を設置して連携している。) 以上のことから、原則、市が実施すべき事業だと考えている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 条例の規定に基づき、市の責務として実施している。なお、関係機関や地域活動リーダー等と連携しながら地域へ働きかけている。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	・地域住民の意識向上、活動グループの組織化やネットワーク化等は、やりがいや楽しみ感も含め、地域住民等の主体性が重要な要素であり、その醸成には一定の期間を要するため、今後も継続的に関わり、段階的に進める必要がある。 ・地域住民と関係機関が、地域の子どものためにできることを話し合う場を設けたことがきっかけで、「食」を通じた地域の子どもと大人の交流の場を開設するに至り、さらにその活動に地域住民の協力を得るなどの取組が進むなど、住民による主体的な取組が進みつつある地区も出てきている。 ・就学後の子ども(特に中・高校生)の育ちを支援するユースワークの取組が地域で進む仕掛けとして、ユースワークに関する研修やフォーラムを関係機関との連携のもと実施するなど、一定の成果があった。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 ・引き続き、社会資源情報の集約・更新等の基本活動の継続や行政関係機関等との連携により、新たな人材を発掘・育成し、地域活動へつなげるとともに、子育てコミュニティソーシャルワークの協力者を増やしていく。 ・ユースワークの重要性の認識を更に高めるべく、庁内関係課と連携を強化し、引き続き、地域活動団体への側面支援を行っていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子育てサークル育成事業費	3D7D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	子育てサークル育成事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成11年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	地域においては、地縁をはじめ従来の近隣関係を基盤にして子育て支援に取り組んでいるところがある一方、そうした結び付きや支え合いによる取組が困難なところもあることから、保護者同士が協力しあうグループ等の自主的な活動を通して、地域との関わりを広げることが求められ、実施している。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(乳幼児))
求める成果(どのような状態にしたいか)	子どもの育ちや子育てを地域全体で支えるために、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結び付きや支え合いを育むとともに、これらのリーダー的な役割を担う人材の発掘・育成を行い、地域における子育て支援活動の活性化を図る。
事業概要	子育て家庭の母親たちの子育て不安や孤独感の解消を図り、母親同士などが助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
実施内容	地域全体で子育てを支える環境を整えるため、子育て家庭の母親たちが主体的に連携し、育児・子育ての問題に取り組むサークル活動(親子での遊びや子育て相談、育児に関する講座等)を行う。市へ子育て支援に関する取組を行うサークルとして登録し、市は1サークル年間35,000円(ただし、半年間の場合、17,500円)を支出し、その活動を支援する。 平成25年度: @35千円×33サークル-19千円(1か所執行残)=1,136千円 平成26年度: @35千円×31サークル=1,085千円 平成27年度: @35千円×30サークル=1,050千円 平成28年度: (@35千円×25サークル)+(@17.5千円×1サークル)=892.5千円 平成29年度: @35千円×25サークル=875千円

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	893	875	1,050	
委託料	893	875	1,050	サークルへの委託料
人件費 B	1,280	1,273	1,268	
職員人工数	0.16	0.16	0.16	
職員人件費	1,280	1,273	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,173	2,148	2,318	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,173	2,148	2,318	

③事業成果の点検

評価指標	サークル数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	サークル						
目標・実績	目標値 31	達成年度	毎年度	27年度	30	28年度	26	29年度	25
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 目標値に届かなかったことから、事業の周知と新たなサークルの結成の促進を図る必要がある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子どもの育ちや子育てを地域全体で支える必要があり、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結び付きや支え合いを育むとともに、これらのリーダー的な役割を担う人材の発掘・育成など地域における子育て支援活動の活性化を図る。 また、こうした活動を知らずに子育てに悩みや負担を感じている母親がいることから、こうした地域の主体的な取組とともに、地域全体で子育てを支えるコミュニティづくりの推進が必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業や講座を行うため、それぞれのサークルにおいて会費や実費弁償などの受益者負担が行われている。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体とは人口規模も違っているが、サークル数やメンバー数は多い状況である。また、サークル全体で実行委員会を運営しており、より連携した子育て支援を図っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 子育てサークルに委託している。																										
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td rowspan="2">子どもの育ちや子育てを地域全体で支える必要がある。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域			内容		A	B	C	D	E	現状				●		子どもの育ちや子育てを地域全体で支える必要がある。	将来像				○	
	市民の領域		行政の領域			内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状				●		子どもの育ちや子育てを地域全体で支える必要がある。																					
将来像				○																							

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	子育てサークル数は年々、減少傾向にあり、目標値に届かなかったことから、事業の周知と新たなサークルの結成の促進を図る必要がある。また、そうした活動を知らずに、子育てに悩みや負担を感じている在宅の母親が多いたるとともに、サークル活動に固定化が見られる中で、後進の育成や新たな人材の発掘が引き続き必要である。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 子育てサークル育成事業については、サークルの新設や活性化を図るため、子育てコミュニティワーカーが活動に必要な場所等の情報を提供するなど、引き続き子育てサークルの運営の側面的支援に努めるとともに、登録の再募集など登録しやすき取組を進める。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	ファミリーサポートセンター運営事業費 3D7G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市ファミリーサポートセンター運営事業実施要綱	会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)	款	15 民生費
事業開始年度	平成19年度	項	10 児童福祉費
		目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	子ども青少年本課	課	子ども家庭支援課	所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	家庭における子育てを地域社会が支えることの必要性を社会全体で認識するため、行政・事業者等の枠組みにとらわれずに地域で支え合うような機会を提供するとともに、子育ての悩みや負担感の軽減に向けた取組を推進する必要があるため、実施している。
対象(誰を・何を)	育児の援助を受けたい人
求める成果(どのような状態にしたいか)	家庭における子育てを地域社会が支え、子育て家庭の子育ての悩みや負担感の軽減につなげる。
事業概要	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。
実施内容	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、地域で互いに子育てを支え合う仕組みを構築する。登録やコーディネートについては社会福祉協議会においてアドバイザーを配置し、事業の円滑化を図るとともに関係機関との調整を行う。 (利用料金)1時間800円～900円 (実績) 平成27年度:会員数1,830人(依頼会員1,369人、協会員382人、依頼・協会員79人)、件数1,984件 平成28年度:会員数1,865人(依頼会員1,408人、協会員377人、依頼・協会員80人)、件数1,864件 平成29年度:会員数1,929人(依頼会員1,471人、協会員379人、依頼・協会員79人)、件数1,701件 (平成29年度実績内訳) ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり 418件 ・保育施設までの送迎 117件 ・児童ホーム終了後の子どもの預かり 474件 ・学校の放課後の子どもの預かり 9件 ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり 36件 ・買物等外出の際の子どもの預かり 11件 ・小学校、養護学校等の登校前の子どもの預かり 7件 ・放課後児童クラブの開始前の子どもの預かり 49件 ・習い事等への子どもの送迎 186件 ・その他 394件

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,849	5,849	5,849	
委託料	5,849	5,849	5,849	運営委託料
人件費 B	880	795	872	
職員人工数	0.10	0.10	0.11	
職員人件費	880	795	872	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,729	6,644	6,721	
C 国庫支出金	1,949	1,949	1,949	子ども・子育て支援交付金(補助率1/3)
市債	1,949	1,949	1,949	ファミリーサポートセンター事業補助金(補助率1/3)
市債				
その他				
一般財源	2,831	2,746	2,823	

③事業成果の点検

評価指標	登録会員数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値 2,000	達成年度	毎年度	27年度	1,830	28年度	1,865	29年度	1,929
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	前年度に比べ増加しており、子育ての悩み・負担感の軽減に資するための、地域で支える仕組みづくりは着実に進んでいる。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みであり、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	一定の負担を受益者に求めている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県内では、約7割(41市町中28市町)の市町が当該事業を実施している。
---------------	---------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="2">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
	市民の領域			行政の領域																							
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	登録会員数は年々増加しており、目標値を概ね達成している。登録やコーディネートについては尼崎市社会福祉協議会においてアドバイザーを配置し、事業の円滑化を図りつつ、地域で互いに子育てを支え合う仕組みづくりに寄与している。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	改善	地域で支え合い子育てを支援するための有効な取組であり、今後は、本庁北館2階に子育て関連窓口を集約する中で、更に市民の利便性を高めるため、おやこの森を含めたセンター機能の本庁舎内への移転を検討・調整する。また、活動中の事故や会員間のトラブルを未然に防止し、子どもの安心・安全を確保した活動が行えるよう、新規活動時の依頼会員と協会員との顔合わせの立会いや困難事例に対応する関係機関との連絡・調整等のつなぎについても強化していく。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	3D87	事業分類	ソフト事業
根拠法令	つどいの広場事業実施要綱、あまがさきキッズサポーターズ活動要領			会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			款
事業開始年度	平成17年度			項
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	子ども家庭支援課
		所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	少子化、核家族化の進行、地域での人とのふれあいの希薄化などの影響で、家庭で子育てををする保護者が孤立する傾向にあり、子育てに関する悩みや負担感を持つ保護者が多い中、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を設置するとともに、子育て支援情報誌を発行する。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(乳幼児))
求める成果(どのような状態にしたいか)	保護者同士が仲間となって、喜びや楽しさ、不安や悩みを共有したり、解決策の情報を交換することで、子育ての悩みや負担感の軽減が図られる。子育てしやすい環境を創出し、親としての本来の子育て力が発揮できるとともに子どもの健やかな成長につなげる。
事業概要	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場(つどいの広場)を設置する。
実施内容	<p>1 あまがさきキッズサポーターズ支援事業(情報の提供) 市民の手作りによる、地域の子育て情報誌「ビギナス」、あまっこ子育てハンドブックの発行を行う。 サポーター数 平成27年度:9人、平成28年度:8人、平成29年度:7人 <平成29年度実施状況> ・地域の子育て支援情報誌の発行 「ビギナス」年3回 各6,000部 ・あまっこ子育てハンドブックの発行 10,000部</p> <p>2 つどいの広場事業 主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を身近な地域に設置する。 <設置箇所数と延べ利用者数>平成27年度:10か所・69,019人、平成28年度:10か所・63,311人、平成29年度:10か所・63,058人</p> <p>3 一時預かり事業 <設置箇所数と延べ利用実績>平成27年度:3か所・557人・1,254時間、平成28年度:3か所・594人・1,443時間、平成29年度:3か所・483人・1,129時間</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	57,866	60,423	61,629	
需用費	224	499	605	印刷製本費、消耗品費
委託料	43,860	45,620	46,400	つどいの広場委託料
報償費	42	54	168	サポーター報償費、研修講師謝礼
負担金補助及び交付金	13,736	14,246	14,423	一時預かり補助金
その他	4	4	33	サポーター保険料、会場使用料等
人件費 B	7,134	6,045	8,452	
職員人工数	0.99	0.76	1.14	
職員人件費	6,667	6,045	7,990	
嘱託人件費	467		462	
合計 C (A+B)	65,000	66,468	70,081	
C 国庫支出金	19,198	19,955	20,272	子ども・子育て支援交付金(補助率1/3)
県支出金	19,198	20,025	20,272	地域子育て支援拠点事業補助金(補助率1/3)
市債				および一時預かり事業補助金(補助率1/3)
財源内訳 その他 一般財源	26,604	26,488	29,537	

③事業成果の点検

評価指標	つどいの広場延べ利用者数等の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	63,892	達成年度	29年度	27年度	69,019	28年度	63,311	29年度	63,058
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成29年度の延べ利用者数は前年度から減少しているものの、目標値を概ね達成しており継続的な利用が図られている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	つどいの広場は子育て中の親子の交流の場であるとともに、子育てに関するイベントや講座、相談を実施している。延べ利用者数は前年度から減少しているものの、制度の定着とともに継続的な利用が図られており、在宅で子育てしている保護者の悩みや負担感の軽減につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	つどいの広場は無料で子育て中の親子が交流できる場である。ただし、事業や講座に係る実費弁償相当額については既に受益者に負担を求めている。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	つどいの広場については、これまで計画的に増設してきた。また、一時預かり事業を併設するなど、近隣の他自治体に先駆けて事業展開を行っている。また、子育て支援に係る情報提供については、市民の協働で実施する場合や、民間業者に委託する場合など、実施方法は自治体によって様々であるが、本市では今後とも、利用者の視点に立った情報提供を行うために、市民との協働により、実施していく。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	つどいの広場は委託により実施しているが、情報の提供は公募による市民が直接取材し、編集を行っている。	
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容	
現状 将来像		● ○	子育てしやすい環境づくりには、行政と子育て支援団体との連携が不可欠であり、引き続き情報共有を図りながら、協働の取組を推進する。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	つどいの広場は、乳幼児とその保護者が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場である。また、一時預かり事業を併せて実施する施設を設置するなど、子育てに関する悩みや負担感の軽減に寄与しているところである。利用者数については28年度とほぼ横ばいとなり目標値を概ね達成していることから、今後は個別ニーズに応じた利用者支援を充実させることが課題である。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	引き続き、関係機関と連携する中で、子育て支援に関する情報の収集・発信を行う。また、つどいの広場においては機能強化による内容の充実を図るため、利用者の個別ニーズを把握し、必要な情報を提供、相談援助、関係機関への適切なつなぎ等を円滑に行うため、関係機関との連携・協働の体制づくりを進める。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	「子ども安全・安心・便利」情報提供事業費	3D88	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成17年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	子ども青少年本課	課	子ども家庭支援課	所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	地域の子どもの犯罪から守るための緊急情報や子育て支援情報を随時発信している。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子
求める成果(どのような状態にしたいか)	「安全・安心」に関する情報等を提供し、地域の子どもの犯罪などから守る。また、子育て支援に関する情報を発信し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。
事業概要	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
実施内容	平成29年度実績 ・安全安心情報配信数 293件 ・便利情報配信数 114件 ・アクセス数 252,212件 ・登録者数 1,500件

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,027	1,027	1,027	
使用料及び賃借料	1,027	1,027	1,027	
人件費 B	400	398	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	400	398	396	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,427	1,425	1,423	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,427	1,425	1,423	

③事業成果の点検

評価指標	あまこねっと登録者数	単位	人			
目標・実績	目標値 2,000	達成年度	毎年度	27年度 1,529	28年度 1,502	29年度 1,500
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 登録者数については、減少傾向にあり、目標値までには至っていない。					

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「安全・安心」に関する情報等を提供し、地域の子どもの犯罪などから守り、子育て支援に関する情報を発信し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていくために必要な施策である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	情報提供事業のため、受益者の負担にはなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市において、子育て情報のサイトは存在するが、市からの情報発信という観点では、登録者に直接メール配信可能である当事業の有効性はある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	システムの管理は、委託しているが、運営すべてを委託することは、可能である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="2">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状				●		将来像		○				内容	市民主体で子育て情報を発信し、よりよい子育て環境の育成に役立てる。
	市民の領域			行政の領域																							
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像		○																									

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	「安全・安心」に関する情報等を提供し、地域の子どもの犯罪などから守る。また、子育て支援に関する情報を発信し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていくために必要な施策である。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 登録者数を増やしていくため、子育て世代に向けた情報提供を継続して実施する。また、つどいの広場等へのチラシ配布等 機会あることにPRを行う。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	ティーンズミーティング開催事業費	3D9M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子どもの育ち支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	子ども政策課
所属長名	清水 徹

①事業概要

事業実施趣旨	「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下「条例」という。)の理念である「子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支える」ことを実現するにあたり、当事者である子ども(生徒)の思いや考えを直接聴く機会として行う。
対象(誰を・何を)	子ども(市立学校の児童・生徒)、地域住民(市民、事業者、子ども関連施設)等
求める成果(どのような状態にしたいか)	子ども(生徒)の思いや考えを地域住民等が知り、子どもの思いや考えを踏まえた、子どもの自主・自立をサポートする機運を高める。また、子どもが地域に関心を持つ状況。
事業概要	条例の理念を実現していくにあたり、当事者である子ども(生徒)の思いや考えを聴き、地域住民等が子どもの思いや考えを知ること、子どもの育ちに関心をもち、子どもに積極的に関わるなどの取組の可能性を高めることを目的に、子ども同士が話し合える機会を設ける。
実施内容	<p><実施方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 定員:1回あたり12人程度 時間:1回あたり2時間程度 場所:学校内の教室など 実施校数:6校(小学校6校) 話し合いのテーマ:大人が子どもの思いや考えを知ることにより、大人自らの責任や、個々の役割について振り返ること、また、話し合いを通じて、子ども自身が自らできることなどについて気付くことができるよう、「つながり」をキーワードにしてテーマを設定する。 ファシリテーター:子どもの育ち支援ワーカー等 子どもの思いや考えの取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載し、市民への周知を図る。 ・必要に応じて、子ども関連事業の構築等につなげるよう検討する。 ・行政の取組に関連するものについては、参加者に、行政の考え方を伝える。 ・尼崎市子ども・子育て審議会委員を通じて、子どもに関わる団体への周知等を行う。 ・地域社会の子育て機能向上支援事業(子育てコミュニティソーシャルワーク)を通じて、地域住民に周知し、主体的な取組について働きかける。等

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	119	81	84	
報償費	35	18	23	参加者記念品
需用費	19	17	19	ミーティングに係る消耗品等
役務費	65	46	42	子どもの事故に係る保険料
人件費 B	3,199	2,486	2,457	
職員人工数	0.40	0.31	0.31	
職員人件費	3,199	2,486	2,457	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	3,318	2,567	2,541	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	3,318	2,567	2,541	

③事業成果の点検

評価指標	実施校数(成果を示すための指標の設定が困難なため、活動指標を設定)							単位	校	
目標・実績	目標値	58	達成年度	29年度	27年度	9	28年度	7	29年度	6
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		当初の予定通り6校で実施し、平成23年度から複数年かけて実施してきた全公立小学校・中学校での実施を終えた。また、地域住民へはワークショップを実施する等、子育てコミュニティソーシャルワークを通じた働きかけにより、子どもの思いや考えを伝えた。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・子どもの思いや考えを、地域住民や庁内関係課等へ伝え、それぞれの取組を促進することにより、子どもを取り巻く社会環境の改善につなげていく取組である。 ・条例の理念を実現するために、子どもの思いや考えを聴く取組は他にはなく、また、子ども同士の話し合いの場を設定する等の現在の手法は有効と考えている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	子どもの思いや考えを、地域住民や庁内関係課等へ伝えることにより、子どもを取り巻く社会環境の改善につなげていく取組であることから、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市と同じ目的・手法で、子どもの思いや考えを聴く事業を実施している自治体はない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	ファシリテーション業務や報告書作成業務等、業務委託は可能であると考えられる部分はある。その際は、事業目的や条例の理念を理解して行ってもらい必要がある。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		子どもの思いや考えを聴き、行政の取組に活かしたり、地域住民の主体的な取組が進むように働きかけることは、行政が中心になって行う必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像				○																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	「大人にして欲しいこと」のうち行政の取組に関連するものについて、行政の取組や考えをその場で伝えたり、後日担当課からの意見をまとめて答えたことで、参加した子どもに対して、大人として向き合う姿勢を示せたと考えている。また、子どもの声を地域住民に伝えるワークショップでは、80%以上の方から「地域住民としてできることについて、新たに気が付きがあった」「実際に実行していこうと思う」という回答を得ており、子どもに積極的に関わるなどの取組の可能性を高めることができた。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 平成30年度は市立高等学校及び特別支援学校高等部で事業を実施すると共に、今後の子どもの声を聴く手法の検討を行う。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子家庭等地域生活支援事業費	3F1E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	10 児童福祉費
			目	15 母子福祉費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
部	事務局
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	母子家庭等の多くは、生活基盤が脆弱であるとともに育児や就労など個別の課題も多様化しており、母子家庭等の生活の安定と早期自立に向けて、関係機関がより連携を深め、柔軟に対応する中、自立を支援する。
対象(誰を・何を)	母子家庭等
求める成果(どのような状態にしたいか)	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援を行い、母子家庭等の生活の安定と自立を促進する。
事業概要	離婚調停や養育費の取り決めなどについて弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。
実施内容	平成29年度実績 < 弁護士による特別相談 > ・特別相談実施(平成29年6月、11月、30年3月 の3回実施) ・弁護士による相談 延べ 18件 < 電話等による弁護士の指導・助言 > ・随時実施 延べ15件

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	221	227	260	
委託料	221	227	260	母子家庭等特別相談委託料
人件費 B	425	425	508	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	160	159	159	
嘱託等人件費	265	266	349	
合計 C(A+B)	646	652	768	
C 国庫支出金	129	129	129	母子家庭等自立支援給付金事業費等補助金(補助率1/2)
市債				
市債				
その他				
一般財源	517	523	639	

③事業成果の点検

評価指標	母子家庭等の生活の安定と自立の促進(弁護士による助言や指導が必要な者への特別相談事業であり、成果指標及び活動指標(数値目標)の設定は困難)	単位	—								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	専門的知識が必要な相談について、弁護士から助言や指導を受けることで、母子家庭等の生活の安定と自立に寄与した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援が必要であり、弁護士による助言や指導が問題の解決につながっている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	複雑・多様化する問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援を行うための特別相談事業であることから、受益者負担はなじまない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体と概ね同水準(年3回程度)で特別相談を行っており、日々の相談については、母子父子自立支援員がきめ細かな対応に努めている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	弁護士に特別相談事業として委託している。																												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域				A	B	C	D	E		現状						●	将来像						○	内容 弁護士への特別相談事業として市が実施するものである。
	市民の領域			行政の領域																										
	A	B	C	D	E																									
現状						●																								
将来像						○																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援が必要であり、これらの相談に親切、丁寧に対応する中で、問題の解決につなげている。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 母子家庭等への支援について、引き続き弁護士への特別相談を含めて、母子父子自立支援員、婦人相談員、家庭児童相談員やハローワークなどの関係機関がより連携を深め、個別の相談事案に柔軟に対応する中で、自立を促進するための取組を進める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	地域組織活動育成事業補助金	3Z1S	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市地域組織活動育成事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	25 青少年費
			目	15 児童育成費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	児童課	所属長名	大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	児童健全育成に寄与する自主的な母親又は父親の連帯組織に活動費の一部を補助し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
対象 (誰を・何を)	市内在住の児童
求める成果 (どのような状態にしたいか)	文化の伝承、礼儀作法など母親クラブの特徴を活かした活動を通して、児童の健全育成を図る。
事業概要	こどもクラブを事業拠点とし、市内在住の児童を対象に地域住民である母親クラブと連携し、共催事業などを行う。
実施内容	市内8地区の母親クラブにより、こどもクラブに参加する児童への事業展開(読み書き、習字、茶道など)を図り、遊びを通じて学びの取り組みを行う。また、交通安全、交通マナーに対する啓発活動もっており、地域ごとの道路の形態など地理的特徴を捉えた指導、注意喚起を行っている。 助成額 8クラブ×160千円=1,280千円

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,280	1,280	1,280	
負担金補助及び交付金	1,280	1,280	1,280	
人件費 B	1,037	910	669	
職員人工数	0.11	0.06	0.06	
職員人件費	880	477	476	
嘱託等人工費	157	433	193	
合計 C (A+B)	2,317	2,190	1,949	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,317	2,190	1,949	

③事業成果の点検

評価指標	母親クラブへの加入者数 (成果を検証するための数値での把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	250	達成 年度	30 年度	27年度	191	28年度	206	29年度	188
平成29年度 の目標に対 する達成状 況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		新規加入者の促進の増加を目指し、広報等PR活動を側面支援するなど取り組みを行ったが、加入者数は若干減少した。今後も引き続き、新規加入者の増加促進を図る。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子どもの育ちや子育てを地域全体で支えるために、子育てに関心のある地域住民によるボランティア等、子育てを支える地域での結びつきや支え合いを育むことが大切な中、母親クラブの特徴を活かした取り組み(文化の伝承、礼儀作法など)は、児童の健全育成において必要である。また、遊びを通じての学びだけではなく、地域を知ってもらおうという試み(下校時の交通マナー等)などを、地域の方々が実施しているからこそ、有益な事業となっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市の母親クラブと同様に、兵庫県地域活動連絡協議会加入クラブの他都市母親クラブについても、各市において補助金を支出している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無					地域活動に対する補助事業として、市が実施すべき事業である。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E					内容 地域の子どもを地域で育む取り組みである。
現状 将楽像		●				

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	こどもクラブを事業拠点に置き、伝承遊びや工作教室などの事業展開をすることで、こどもクラブに参加したことがない児童の参加も見受けられるなど、放課後の子どもの居場所づくりの一助となっている。さらに、餅つき大会やサマーカーニバル等地域力を活用した事業を行うなど、母親クラブの特徴を活かした活動を通して、児童の健全育成を図った。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 活動する者の高齢化や新規加入者が少ない組織の固定化や会員の確保などの課題があるため、新規加入を促すための事業のPRなど側面的支援を行っていく。また、各地区の取り組み等の情報交換や事業企画について定期的に意見交換し、情報を共有することにより、魅力ある事業の実施や団体活動の活性化につなげていけるよう、側面的支援を行っていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	乳幼児健康診査等事業費	4515	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法 第9条 第10条 第12条 第13条		会計	01 一般会計
個別計画	尾崎市地域保健医療計画(評価:有)、尾崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和23年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター地域保健課、健康増進課
所属長名	石井 智鶴、森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦歯科健診を実施している。
対象(誰を・何を)	市内に居住する乳幼児とその保護者、妊婦
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊娠期に進みやすい口腔疾患を早期に予防し、妊婦自身の口腔機能の維持を図るほか、歯周疾患に誘発される早産及び低体重児出産を防ぎ胎児の健全な発育を図る。また、乳幼児期の身体発育、運動発達、精神発達上重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行い、乳幼児の健全な育成を図る。
事業概要	3～4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診、妊婦歯科健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。
実施内容	【法定外】3～4か月児・9～10か月児健康診査は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健康診査は乳幼児育児相談を併設して実施。妊婦歯科健診は問診、集団指導、歯科健診を実施。
	【法定】1歳6か月児健康診査は上記乳児健診の内容に歯科健診を追加、3歳児健康診査は歯科健診、視聴覚健診、尿検査を追加して実施。
	【実績】

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	31,288	30,302	31,790	
報償費	23,737	22,776	23,347	
委託料	6,848	6,853	7,305	歯科医師会等委託料
需用費	703	673	1,138	浄水・薬資材等
繰出金				
その他				
人件費 B	69,547	127,493	76,653	
職員人工数	7.47	14.81	7.37	
職員人件費	59,025	116,322	56,931	
嘱託人件費	10,522	11,171	19,722	臨時的任用職員賃金を含む
合計 C(A+B)	100,835	157,795	108,443	
C 国庫支出金				「妊婦歯科健診」は「国民健康保険
市債				県調整交付金特別調整交付金」の
市債				対象事業
その他				
一般財源	100,835	157,795	108,443	

③事業成果の点検

評価指標	3～4か月児健康診査の受診率(9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査、妊婦歯科健診の受診率については「実績内容」の項参照)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	97.2	28年度	95.8	29年度	97.2
平成29年度の目標に対する達成状況	■(概ね)達成 □や達成できず □下回った		未受診者への再通知、電話、訪問等により受診率はおおむね目標を達成している。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児健康診査:乳幼児期の心身の発達は著しく個人差も大きいので、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの健やかな成長・発達を促進する必要がある。また、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等より子どもとの関わりや育児体験の少ない保護者の育児不安の軽減に寄与している。 妊婦歯科健診:妊娠中はむし歯や歯周病が進みやすく、特に歯周病は早産及び低体重児出産を誘発する要因の一つとなるため、歯科健診により早期に治療を促すことは、妊婦自身のみならず胎児の健全な育成にもつながる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第21条で、1歳6か月児及び3歳児健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他市の全てが、3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査を実施している。3～4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査は全ての市が直営で実施しており、9～10か月児健康診査については6市のうち3市が直営で実施している。 兵庫県の平成28年度の平均受診率は、3か月児健康診査97.8%、1歳6か月児97.2%、3歳児健康診査96.9%であった。 平成29年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議での情報によると、妊婦を対象とした歯科健康診査を実施している自治体は14自治体中12市であった。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	妊婦歯科健診は医療機関への委託の余地はあるが、事業費の確保が困難であるため委託は実施していない。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	乳幼児健康診査は、子どもの成長・発達等を経時的に把握し、乳幼児の健全な育成(虐待予防も含め)を図るための事後指導を健診後迅速かつ的確に行うために直営での実施が必要である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	
	A B C D E	内容
現状		●
将来像		○
		専門性が必要であり、協働にはなじまないため、市が実施する事務である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成30年1月から南北保健福祉センターに、新たにプライバシーに配慮した診察室を設けるなど、安全・安心な健診環境を整備し、来所者からも好評を得ている。これまで6支所で実施していたものを2箇所に集約しての実施となったが、受診率は上昇している。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 保健・福祉業務の再編に伴い平成30年1月から南北保健福祉センター2箇所まで乳幼児健康診査を実施している。継続して健診来所者の意見や受診率の動向に注視し、未来所者に対しては、その理由を把握していくとともに、同月内に設定している複数の健診機会を活用し早期に受診勧奨を行い、受診率の向上に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	幼児精密健康診査事業費	4518	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法第12条、厚生省児童家庭局長通知		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成5年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター地域保健課
所属長名	石井 智鶴		

①事業概要

事業実施趣旨	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																				
対象(誰を・何を)	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密健康診査が必要とされた幼児																																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病・障害等を、早期治療・早期療育に繋げることで、子どもの健やかな成長、発達を促す。																																				
事業概要	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診させることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																				
実施内容	<p>対象者：1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で医師の判定が要精密検査となった幼児 方法：精密健康診査受診票を交付 実施場所：市内委託医療機関 利用者負担額：自己負担額無し</p> <p>・1歳6か月児健康診査及び3歳児精密健康診査受診票発行数及び医療機関からの受診結果報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> </tr> <tr> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>54</td> <td>43</td> <td>59</td> <td>54</td> <td>63</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>473</td> <td>383</td> <td>527</td> <td>426</td> <td>446</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>527</td> <td>426</td> <td>586</td> <td>480</td> <td>509</td> <td>399</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度		平成28年度		平成29年度		発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	1歳6か月児	54	43	59	54	63	57	3歳児	473	383	527	426	446	342	計	527	426	586	480	509	399
	平成27年度		平成28年度		平成29年度																																
	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数																															
1歳6か月児	54	43	59	54	63	57																															
3歳児	473	383	527	426	446	342																															
計	527	426	586	480	509	399																															

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,090	915	1,142	
需用費	80	85	95	健康診査受診票・報告書等
委託料	1,010	830	1,047	尼崎市医師会委託料
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	640	3,310	1,427	
職員人工数	0.08	0.39	0.18	
職員人件費	640	3,102	1,427	
嘱託等人件費		208		
合計 C (A+B)	1,730	4,225	2,569	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,730	4,225	2,569	

③事業成果の点検

評価指標	精密健康診査受診票発行数に対する健診結果の確認できた割合						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	80.8	28年度	81.9	29年度	78.4
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		受診結果が送付されていない場合、受診勧奨を兼ねて受診状況を確認連絡すると「受診した」との返事を確認するが、実際には医療機関からの報告が届いていない状況。尚、受診票の有効期限について、平成30年1月から1歳6か月児は2歳未満まで、3歳児は4歳未満までと見直した。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	1歳6か月児及び3歳児健康診査は法定事務であり、健康診査の結果で疾病・障害等の疑いがある幼児が医療機関を受診することにより早期治療・早期療育に繋がり、健やかな成長、発達を促すことができる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第21条で市の支弁とすることが定められており、市民に負担を求めることはできない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	既に尼崎市医師会に委託している。																					
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																						
協働の領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状 将来像</th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事業であるため、市が実施すべきである。</td> </tr> </tbody> </table>	現状 将来像	市民の領域			行政の領域			内容	A	B	C	D	E								健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事業であるため、市が実施すべきである。	
現状 将来像	市民の領域			行政の領域			内容																
	A	B	C	D	E																		
							健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事業であるため、市が実施すべきである。																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	対象児の健やかな成長・発達を促すため疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる必要があるため、現在の事業の継続は必要である。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 本事業は母子保健法上の制度であり、子どもの健やかな成長、発達の促進を目的として、精密健康診査を無料で実施している。引き続き、対象者・保護者に医療機関での精密健康診査の必要性について十分説明し、早期の精密検査の受診を勧めるとともに、適切な時期に医療機関未受診者の把握と受診勧奨を行い、全数の精密検査受診に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子保健相談指導事業費	4521	事業分類	ソフト事業
根拠法令	母子保健法、母体保護法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成11年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	10代の出産や人工妊娠中絶率が県下より高い傾向にあり、思春期での正しい性の認知割合が低下している。家庭内での養育力の低下、子育ての孤立化等が虐待の要因となることが懸念されその予防対策が求められている。よって、健康教育や健康相談及び健診等を通じて母性の保護や子どもの健全な育成を目指す。																																																																																																																																										
対象 (誰を・何を)	市民(女性・母と子・思春期の生徒)																																																																																																																																										
求める成果 (どのような状態にしたいか)	女性が自分のライフステージに応じた健康管理ができるように、健康教育や健康相談を通じて、母性の保護及び健康の保持増進に寄与する。また、子どもが健やかに生まれ育つために地域や家庭での子育て基盤の確立を総合的に支援していく。																																																																																																																																										
事業概要	生涯を通じた女性の健康支援事業として女性が自分の健康状態に応じ、的確に自己管理ができるよう健康教育・健康相談を実施する。こどもの健康づくり事業としてはこどもが健やかに生まれ育つための各種相談・健康教育等を実施する。																																																																																																																																										
実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業内容</th> <th colspan="2">27年度</th> <th colspan="2">28年度</th> <th colspan="2">29年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>参加者</th> <th>回数</th> <th>参加者</th> <th>回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">女性の健康支援事業</td> <td>赤ちやんふれあい体験</td> <td>中学生対象の視覚教材を用いた体験型健康教育</td> <td>12</td> <td>425</td> <td>14</td> <td>611</td> <td>19</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>思春期性教育教室</td> <td>思春期の子供とその親や学校関係者を対象にした健康教育</td> <td>20</td> <td>727</td> <td>15</td> <td>633</td> <td>21</td> <td>612</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ママとパパのマタニティセミナー</td> <td>妊娠・出産・育児についての健康教育</td> <td>70</td> <td>996</td> <td>70</td> <td>997</td> <td>60</td> <td>1035</td> </tr> <tr> <td>マタニティキッキング</td> <td></td> <td>30</td> <td>387</td> <td>30</td> <td>284</td> <td>30</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">こどもの健康づくり事業</td> <td>専門相談</td> <td>乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育</td> <td>87</td> <td>391</td> <td>88</td> <td>412</td> <td>81</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>療育教室</td> <td></td> <td>32</td> <td>728</td> <td>32</td> <td>599</td> <td>32</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>家庭療育講座</td> <td>教室及び親支援のための講座</td> <td>13</td> <td>129</td> <td>13</td> <td>118</td> <td>13</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>ふたごの育児教室</td> <td>多胎児を持つ親子の教室</td> <td>5</td> <td>67</td> <td>5</td> <td>80</td> <td>4</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>プレママ家庭訪問事業</td> <td>保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問</td> <td>3,147</td> <td>件</td> <td>3,106</td> <td>件</td> <td>2,562</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>子育て支援講座</td> <td>親と子をつなぐグループワーク</td> <td>136</td> <td>1,246</td> <td>136</td> <td>1,147</td> <td>136</td> <td>1,033</td> </tr> <tr> <td>専門研修</td> <td>虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修</td> <td>3</td> <td>90</td> <td>3</td> <td>84</td> <td>3</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>子どもの発達連携事業</td> <td>就学前後にかかるこどもの発達支援について関係機関との研修</td> <td>6</td> <td>315</td> <td>2</td> <td>67</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>歯科衛生講習会</td> <td>乳幼児・児童を対象とした、歯科保健指導を実施</td> <td>175</td> <td>9,184</td> <td>175</td> <td>9,184</td> <td>168</td> <td>8,406</td> </tr> <tr> <td>子ども歯ソビエア</td> <td>歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等</td> <td>1</td> <td>35</td> <td>1</td> <td>35</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業名	事業内容	27年度		28年度		29年度		回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	女性の健康支援事業	赤ちやんふれあい体験	中学生対象の視覚教材を用いた体験型健康教育	12	425	14	611	19	582	思春期性教育教室	思春期の子供とその親や学校関係者を対象にした健康教育	20	727	15	633	21	612	その他		0	0	0	0	0	0	ママとパパのマタニティセミナー	妊娠・出産・育児についての健康教育	70	996	70	997	60	1035	マタニティキッキング		30	387	30	284	30	286	こどもの健康づくり事業	専門相談	乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育	87	391	88	412	81	415	療育教室		32	728	32	599	32	571	家庭療育講座	教室及び親支援のための講座	13	129	13	118	13	91	ふたごの育児教室	多胎児を持つ親子の教室	5	67	5	80	4	75	プレママ家庭訪問事業	保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問	3,147	件	3,106	件	2,562	件	子育て支援講座	親と子をつなぐグループワーク	136	1,246	136	1,147	136	1,033	専門研修	虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修	3	90	3	84	3	95	子どもの発達連携事業	就学前後にかかるこどもの発達支援について関係機関との研修	6	315	2	67	1	12	その他	歯科衛生講習会	乳幼児・児童を対象とした、歯科保健指導を実施	175	9,184	175	9,184	168	8,406	子ども歯ソビエア	歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等	1	35	1	35	1	24
	区分				事業名	事業内容	27年度		28年度		29年度																																																																																																																																
回数		参加者	回数	参加者			回数	参加者																																																																																																																																			
女性の健康支援事業	赤ちやんふれあい体験	中学生対象の視覚教材を用いた体験型健康教育	12	425	14	611	19	582																																																																																																																																			
	思春期性教育教室	思春期の子供とその親や学校関係者を対象にした健康教育	20	727	15	633	21	612																																																																																																																																			
	その他		0	0	0	0	0	0																																																																																																																																			
	ママとパパのマタニティセミナー	妊娠・出産・育児についての健康教育	70	996	70	997	60	1035																																																																																																																																			
	マタニティキッキング		30	387	30	284	30	286																																																																																																																																			
こどもの健康づくり事業	専門相談	乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育	87	391	88	412	81	415																																																																																																																																			
	療育教室		32	728	32	599	32	571																																																																																																																																			
	家庭療育講座	教室及び親支援のための講座	13	129	13	118	13	91																																																																																																																																			
	ふたごの育児教室	多胎児を持つ親子の教室	5	67	5	80	4	75																																																																																																																																			
	プレママ家庭訪問事業	保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問	3,147	件	3,106	件	2,562	件																																																																																																																																			
	子育て支援講座	親と子をつなぐグループワーク	136	1,246	136	1,147	136	1,033																																																																																																																																			
	専門研修	虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修	3	90	3	84	3	95																																																																																																																																			
子どもの発達連携事業	就学前後にかかるこどもの発達支援について関係機関との研修	6	315	2	67	1	12																																																																																																																																				
その他	歯科衛生講習会	乳幼児・児童を対象とした、歯科保健指導を実施	175	9,184	175	9,184	168	8,406																																																																																																																																			
	子ども歯ソビエア	歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等	1	35	1	35	1	24																																																																																																																																			

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,847	6,806	6,839	
報償費	6,050	6,128	5,990	各種相談・教室の講師謝礼
旅費				講師旅費
需用費	764	638	709	書籍、印刷、材料費等
委託料	25	26	26	歯科医師会への執務委託
使用料及び賃借料	8	14	114	会場使用料
人件費 B	69,797	126,333	103,208	
職員人工数	8.48	14.93	12.30	
職員人件費	66,949	117,719	95,839	
嘱託等人件費	2,848	8,614	7,369	
合計 C (A+B)	76,644	133,139	110,047	
C 国庫支出金	274	274	274	母子保健衛生費国庫補助金(定額)
市債				
市債				
その他				
一般財源	76,370	132,865	109,773	

③事業成果の点検

評価指標	子育てに自信が持てない人の割合	単位	%										
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>前回より減少</th> <th>達成年度</th> <th>—年度</th> <th>27年度</th> <th>—</th> <th>28年度</th> <th>40.7</th> <th>29年度</th> <th>—</th> </tr> </table>	目標値	前回より減少	達成年度	—年度	27年度	—	28年度	40.7	29年度	—		
目標値	前回より減少	達成年度	—年度	27年度	—	28年度	40.7	29年度	—				
平成29年度 の目標に対する 達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成29年1～2月に実施した「尼崎市健康づくりアンケート調査」では、「子育てに自信が持てない母親」が40.7%と前回の31%より高くなっている。(前回の調査は平成25年度実施)											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持・増進を図るため、本事業では知識の普及を始め、個別的又は集団的に必要な指導及び助言する各種事業を実施している。近年、妊娠期、思春期と早期からの関わりが重要視されている。また、核家族化、価値観の多様化等から個別の相談対応が求められている。各種相談事業をとおして、医療機関や療育機関、教育機関等と連携し、妊娠期から切れ目ない子育て支援を行うことで子育て不安の軽減や孤立防止及び健やかな子どもの発育・成長支援につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	各種相談事業は、母子保健法及び国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、自治体として事業を展開しているもので、子育て家庭の不安や負担感の軽減や健やかな子どもの育ち支援に、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、国の示す評価指標を基準に目標設定し各自自治体で事業を展開している。「健やか親子21」最終報告(平成25年)と本市の「尼崎市健康づくりアンケート」(平成28年)を比較すると、「妊娠・出産についての満足度」について、国は93.5%(平成25年)、本市は67.0%(平成28年)と本市の方が国より低く、「子育てに自信が持てない母親の割合」について、国は23%(H22年)、本市は平成25年31.0%・平成28年40.7%と本市の方が国の評価値より高い傾向にある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	子育てに関する各種教室・相談については、対象者の抱える問題やニーズが幅広いため、多様な対応が必要であり、NPOや民間事業所でも様々な取組が行われている。本事業は母子の健康の保持増進を総合的に支援することを軸として、様々な内容を運動させて取り組んでおり、その内容の一部を民間と連携して実施することは可能である。																				
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全を実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																					
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>行政及び各種団体が様々な取組を行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っていく。</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域			内容	現状	A	B	C	D	E	将来像				●		行政及び各種団体が様々な取組を行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っていく。	
	市民の領域		行政の領域			内容																
現状	A	B	C	D	E																	
将来像				●		行政及び各種団体が様々な取組を行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っていく。																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	「尼崎市健康づくりアンケート調査」において、「子育てに自信が持てない母親」が5年前に比べ9.7%増加した一方、困った時に身近な人(配偶者・親・友人)に相談する人は合計で14.1%減少し、インターネットを利用する人の割合が10.1%増加している。インターネットは容易に情報収集ができる一方、個人差の大きい子育てに対する的確な返答は得られにくい。そのため、5年前の育児に比べ、身近な人に話すことで共感を得たり、ストレスを発散する機会が減り、育児不安が解消されにくい環境になっていると思われる。このような背景を踏まえ、南北保健福祉センター地域保健課に母子健康包括支援センターの機能を付加し、身近な相談者として切れ目なく寄り添う取組を実施する。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	平成29年度に実施した出産前後の電話相談やこれまでの事業の取組を踏まえ、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援を実施する母子健康包括支援センターの機能を南北保健福祉センター地域保健課に付加し、妊娠出産育児に関する相談に応じた情報提供、支援プランの作成、地域全体で子育てを支えていくネットワークづくりを行っていく。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	妊婦健診事業費	4522	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法、子ども子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尾崎市地域保健医療計画(評価:有)、尾崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	健康増進課
所属長名	森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	妊婦に妊婦健診の確実な受診を促し、その内容に応じた適切なフォローをすることで、妊婦の健康を維持・増進させると共に異常妊娠・異常分娩を予防する。
対象(誰を・何を)	健診日において住民票が市内にある妊婦、その他市長が認めた妊婦
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊婦健診の確実な受診機会を確保し、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的な妊娠継続及び出産を迎えることができる。
事業概要	産科・婦人科を標ぼうする医療機関や助産所で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成する。さらに、受診結果報告書を医療機関からの連絡票として兼ねることで、ハイリスク妊婦を把握して、必要な支援を行う。
実施内容	本市の実情を踏まえた検査項目を必要な時期に受診できるよう前期及び後期健診、基本健診の計14回を公費負担として実施する(1人あたり上限額85,327円)。 <助成方法>1 受診券交付による現物給付(委託医療機関を受診した場合) 2 償還払い(委託医療機関以外及び助産所受診の場合等) <内容> 1 前期健診@23,807円×1回 診察・尿検査・血液検査(血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTLV-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定検査 2 後期健診@10,549円×1回 診察・尿検査・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査 3 基本(S)健診@8,851円×1回 診察(超音波含む)・尿検査・血液検査(貧血・血糖) 4 基本(A)健診@5,400円×3回 診察(超音波含む)・尿検査 5 基本(B)健診@3,240円×8回 診察・尿検査 <実績> 平成27年度 受診券による受診者延べ件数39,536件、償還払い延べ件数9,954件、計49,490件 平成28年度 受診券による受診者延べ件数38,987件、償還払い延べ件数7,971件、計46,958件 平成29年度 受診券による受診者延べ件数39,663件、償還払い延べ件数7,831件、計47,494件

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	301,053	305,241	304,940	
需用費	1,139	1,216	1,378	健診受診券兼結果報告書等
委託料	257,311	262,498	257,766	委託医療機関への健診費用
負担金補助及び交付金	42,603	41,527	45,796	上記以外の医療機関で受診した場合の健診費用
人件費 B	26,191	13,212	23,673	
職員人工数	2.52	0.82	1.49	
職員人件費	19,544	6,493	11,754	
嘱託人件費	6,647	6,719	11,919	
合計 C(A+B)	327,244	318,453	328,613	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	327,244	318,453	328,613	

③事業成果の点検

評価指標	妊娠11週以内の妊娠届出率	単位	%
目標・実績	目標値 100	達成年度	— 年度 27年度 94.9 28年度 95.5 29年度 95.9
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期からの妊婦支援につなげることができている。(平成28年度95.5%→平成29年度95.9%)		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、母子健康手帳交付時、妊婦健診事業について説明し、受診勧奨を行う。また、同第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等にその妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用を助成するとともに、医療機関から結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当(課)の保健師が保健指導を実施する。今後も安心・安全に産出できる体制づくりを行う必要がある。また、「子ども・子育て支援法」の市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」としても位置づけられている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担の見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 原則、保険外診療である妊婦健康診査費用は高額であるため、公費負担により一部助成することで確実な受診を促す。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市の公費負担回数は、全て14回。 平成29年度の公費負担額は西宮市82,000円、芦屋市86,000円、伊丹市98,000円、塚本86,000円、川西市80,000円、三田市85,000円、猪名川町112,000円であり、概ね同水準である。兵庫県内は金券方式としてかかる費用について公費負担範囲内で助成している市町があるが、本市では医師会の協力を得て受診券方式とすることで、国が示す望ましい基準を妊婦の自己負担なしで受けることができている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 妊婦健診は市医師会と市外の協力医療機関に委託して実施している。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 妊婦健診は市医師会と市外の協力医療機関に委託して実施している。		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	これまでの拡充によって、国が示す標準的な検査項目を助成できている。また妊婦健診受診券を交付する妊娠届出の時期が妊娠11週以内の割合が年々高くなっており(95.9%)、早期から妊娠の健康管理につながっている。また、病院より提出される健診結果を基にハイリスク妊婦の把握、支援へとつなげており、今後も継続して実施する必要がある。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 多胎妊婦については健診回数が頻回になるため、経済的負担を軽減し、安心して出産できるように助成上限回数の増加を検討していく。 医療機関から報告される健診結果からハイリスク妊婦を把握していくと共に、健診結果をデータ化し、保健衛生システムで管理していくことで、出生した子どもの情報と合わせた分析を行い、母子健康包括支援センターの支援へつなげていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	特定不妊治療費助成事業費	4524	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	少子化社会対策基本法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成21年度(平成16～20年度は県事業)		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	特定不妊治療に要する費用が高額であり、経済的負担が大きいため、十分な治療を受けることができないまま子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないため、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	①法律上の婚姻をしている夫婦②特定不妊治療以外の治療法で妊娠の見込みがない又は極めて少ないと診断されている③妻の年齢が43歳未満④夫婦合算の前年所得額が730万円未満である①～④すべてに該当する市民。
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的負担が重いことから特定不妊治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、治療に要する費用の一部助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。
事業概要	指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精及び顕微受精)に要した費用に対し、初回の治療は30万円まで、その後は1回の治療につき15万円まで(治療区分により7万5千円まで)助成する。申請回数は、治療開始時の妻の年齢が39歳までの方は通算6回、40歳以上43歳未満の方は、通算3回まで。また、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術「男性不妊治療」を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業費 1 対象者からの申請による助成費用の給付 <ul style="list-style-type: none"> <実績> 申請延べ件数 平成26年度692件 平成27年度674件 平成28年度578件 平成29年度560件 申請案件数 平成26年度390件 平成27年度390件 平成28年度347件 平成29年度335件 申請新規件数 平成26年度204件 平成27年度194件 平成28年度199件 平成29年度197件 男性不妊治療申請件数(平成28年1月20日以降より対象) 平成28年度10件 平成29年度5件 2 指定医療機関の指定及び再審査 市内指定医療機関なし 3 事業の周知 ホームページや、指定医療機関での事業案内の配布。 4 不妊治療に関する普及啓発活動 不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の方にも不妊治療に関する理解を深めるために、パンフレットを活用し、普及啓発活動を行う。 ・不育症治療支援事業 申請延べ件数 平成28年度2件、平成29年度6件

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	101,585	100,785	103,606	
需用費	124	101	106	書籍、啓発用/パンフレット印刷等
扶助費	101,461	100,684	103,500	特定不妊治療費(別途 通信費有)
人件費 B	3,642	3,590	5,170	
職員人工数	0.40	0.40	0.60	
職員人件費	3,200	3,182	4,756	
嘱託等人件費	442	408	414	
合計 C(A+B)	105,227	104,375	108,776	
C 国庫支出金	55,736	56,134	51,803	特定不妊治療助成事業費(補助率1/2)
市債	97	213		母子保健衛生費補助金
市債				不育症治療支援事業(県補助1/2)
その他				
一般財源	49,394	48,028	56,973	

③事業成果の点検

評価指標	申請延べ件数(成果指標の設定が適当でないため、活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	-	達成年度	-
			27年度	674
			28年度	578
			29年度	560
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	平成28年度の制度改正により、助成対象年齢、通算回数が変更になったため、申請延べ件数は減少が続いている。男性不妊は5件、平成28年6月より実施した不育症は今年度6件申請があった。申請者の出生率は20.2%(出生件数/申請件数)。本市出生数の3.4%にあたる。(平成27年度データ)			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新規の申請件数がここ数年約200件となっており、不妊治療及び不育症治療は家計への経済的な負担が大きいこと、また少子化を防ぐためにも、今後も継続して特定不妊治療及び不育症治療を実施した夫婦への助成を行い、経済的支援を行っていく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	少子化社会対策基本法第13条2で取組が定められており、市民に負担を求めることはできない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づいて実施。国は、加齢により卵子の老化が進み不妊治療しても妊娠しにくいことや女性や子どもへの健康影響等のリスクが上昇する医学的見地等を踏まえ、平成28年度から助成対象を妻の年齢が43歳未満とし、合わせて年齢による通算回数にも差を設けている。また、新たに「男性不妊治療」の助成を開始した。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	特定不妊治療の助成決定においては、国の規定する申請条件に該当するか等、厳密な審査が必要であることから行政において実施する必要がある。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	対象者の要件からみても、医学的な観点とプライバシーに関与する部分が多いことから、行政において実施する必要がある。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	女性の社会進出や晩婚化に伴い、出産の高齢化が見られる。それに伴い、体外受精などによる出生児の割合は年々増加し、平成27年には国の総出生数の5.2%が生殖補助医療によることを示している。不妊治療や不育症治療は経済的負担が大きいことから、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることは、国や県と同様に、本市においても子ども・子育て支援の推進として、また少子化対策の一環としても、継続して実施する必要がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識をもち、希望する妊娠・出産を実現していただくためにも、市ホームページ等で本事業の周知を図ると共に、啓発用パンフレットなどを活用し、妊娠等に関する知識の普及を図る。
---------------	-----------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	こんには赤ちゃん事業費	4526	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法、母子保健法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進計画等		款	20 衛生費
事業開始年度	平成21年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田 幸子

① 事業概要

事業実施趣旨	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う子育て支援事業である。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結び付けることにより、地域の中で子供が健やかに育てる環境整備づくりへとつなげている。
対象（誰を・何を）	市内在住の生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭 ※医療機関から連絡のあったハイリスク家庭等については保健師が訪問する。
求める成果（どのような状態にしたいか）	乳児のいるすべての家庭を訪問することで、子育ての不安を軽減する。また乳児家庭が地域や関係機関とつながることで、子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
事業概要	子育て支援の入り口として、乳児のいるすべての家庭を、生後2か月頃に訪問員（保育士）が訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービス提供等へつなげる。
実施内容	1 内容 (1)訪問員（保育士）による家庭訪問 生後2か月頃のすべての乳児に訪問できるよう、出生連絡票等より把握に必要な家庭に、訪問に際して、担当保健師と調整した上で事前に電話連絡の上、訪問を行う。連絡の取れない世帯については情報誌の投かん等を行う。 訪問では、①子育てに関する情報提供、②母子の状況・養育環境の把握、③子育てに関する相談・指導を行う。 (2)継続した支援 訪問後、地区担当保健師に報告する。担当保健師は、事後フォローについて判断し、支援が必要な家庭に対しては、家庭訪問等を行い、継続した支援の必要な世帯には、育児支援専門員派遣事業等を導入する。 (3)その他、地域の見守りが必要な家庭については、地域の民生児童委員や関連機関と連携し、支援体制を整える。 2 平成29年度実績 出生把握数 3,760件 対応件数 3,712件（転出を除く）※内訪問により確認した数 3,360件90.5% 3 研修 訪問員の情報共有及び資質の向上を図るため研修・連絡会を随時実施。平成29年度 事前研修＋研修及び連絡会4回

② 事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	531	349	551	
報償費	14	37	55	研修費（講師謝礼）
需用費	517	312	496	子どもの健康手帳（パンフレット）、訪問グッズ、浄水等消耗品
人件費 B	19,361	25,770	27,495	
職員人工数	1.23	2.05	2.28	
職員人件費	9,813	16,158	17,786	
嘱託等人件費	9,548	9,612	9,709	
合計 C (A+B)	19,892	26,119	28,046	
C 国庫支出金	3,272	3,288	3,503	地域子ども子育て支援事業
市債	2,787	2,782	3,503	交付金(国1/3、県1/3)
市債				
その他				
一般財源	13,833	20,049	21,040	

③ 事業成果の点検

評価指標	訪問実施率（家庭訪問で実際に対象者に会えた割合） （成果指標の設定が困難なため、活動指標を設定）						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	-年度	27年度	89.7	28年度	90.8	29年度	90.5
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 事業開始8年目となり、事業が周知され、訪問員の資質の向上も併い、訪問実施率は年々高くなっている。訪問拒否や居住不明等で状況が把握できない家庭については3か月児健診等で状況把握を行っている。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成21年4月児童福祉法施行規則の一部改正により、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児全戸家庭訪問事業」として位置付けられ、全ての市町村で事業が効果的に実施されることが求められている。また、平成27年度からは「地域子ども子育て支援事業」の補助対象事業となっている。子育てが始まる生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報を提供し、相談を受けることで、子育ての不安や育児負担の軽減につながっている。また、訪問員は、担当保健師と常に連携しながら訪問を実施しており、必要に応じて地域や関係機関につなげることで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、法に基づいて市の努力義務となっており、乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚労省調査より、訪問実施率：全国95.6%（平成27年度）、兵庫県下94.0%（平成28年度）となっている。阪神間他都市の訪問員を比較すると、宝塚市、川西市が尼崎市と同様に保育士が訪問。西宮市、伊丹市は民生児童委員が訪問。芦屋市は在宅保健師等が訪問。三田市は研修を積んだ先輩ママが訪問している。また、本事業は国の乳児家庭全戸訪問事業として、ガイドラインに内容やあり方が定められており、本市も、その内容に沿って実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	保健師の訪問や乳幼児健診等、母子保健対策事業の流れの一環として実施している。訪問員は、対象者の把握や訪問結果の報告を担当保健師と常に連携しながら実施している。これにより支援の必要な世帯には適切なサービスをより早期に導入することができることから民間委託はなじまない。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容 地域での孤立予防という観点からは、地域住民と協働で取り組む必要がある。
	現状 将案像	

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	こんには赤ちゃん事業における訪問実施率が90%以上を昨年度から維持できている。生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見の役割も担っている。
-------------	---

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの赤ちゃんに訪問できる基盤を整備していく。これらのことから、訪問実施率の向上を図る。 また、妊娠前から子育て期に関する不安や悩みを支援することは、子育て期の不安の軽減につながるから、母子健康包括支援センター機能の一環として、地区担当保健師が母子健康コーディネーター（係長兼務）とともに切れ目のない支援につなげる。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	育児支援専門員派遣事業費	4527	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法、母子保健法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成17年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	健康増進課
所属長名	森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	妊娠期や出産後の早期に育児支援が必要な家庭に対して支援が入ることによって、子育て不安の解消に効果が見られている。一方、虐待が疑われる複雑な家庭への支援も多くあり、関係機関との連携強化や専門員の質の向上を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	妊娠・出産・子育て期(概ね児が1歳に達するまで)の家庭で、養育支援を必要とする市内在住の妊婦及び養育者。
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊娠期から出産後間もない時期、子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な要因で養育支援を必要とする家庭に対して、ある一定期間継続的に育児支援専門員を派遣することで、養育者の心身の負担を軽減し、健やかな母子関係を築き、養育者自身が子育てに自信を持てることを目的とする。
事業概要	妊婦又は対象児がおおむね1歳に達するまでの養育者で、育児支援が必要な家庭に、育児支援専門員(助産師、保健師、看護師、保育士)を2週間に1回程度継続して派遣し、子育ての不安の軽減及び母子関係の定着を図る。
実施内容	<p><育児支援の内容>(家庭内での育児に関する具体的な援助)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産褥期の母子に対する育児指導 未熟児や多胎児等に対する育児指導、栄養指導 養育者(妊婦も含む)に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 若年の養育者に対する育児相談・指導 <p><派遣期間及び回数> 派遣回数は、原則2週間に1回とし、対象児がおおむね1歳に達した時点で終了とし、派遣期間は6か月ごとに当該対象者の状況等を確認し、継続支援について確認する。 <実績> 延べ派遣件数 平成27年度564件 平成28年度703件 平成29年度861件 実派遣件数 平成27年度69件 平成28年度75件 平成29年度90件</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,143	5,027	4,838	
需用費	4,081	4,970	4,775	育児支援専門員派遣費、研修費
	62	57	63	家庭訪問用品等
人件費 B	2,521	8,064	11,317	
職員人工数	0.26	0.97	1.39	H29年度 保健センター分を含む
職員人件費	2,080	7,656	10,903	H30年度 地域保健課分を含む
嘱託等人件費	441	408	414	
合計 C(A+B)	6,664	13,091	16,155	
C 国庫支出金	1,412	1,801	1,612	地域子ども子育て支援事業
市債	1,382	1,675	1,612	交付金(国1/3, 県1/3)
市債				
その他				
一般財源	3,870	9,615	12,931	

③事業成果の点検

評価指標	終了時のアンケートで、事業を利用して「良かった」と回答した人の割合	単位	%
目標・実績	目標値 100	達成年度	27年度 74 28年度 85 29年度 79
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		
	終了時のアンケート結果から、全体の79%の人が事業を利用して「良かった」と回答しており、「相談相手ができ心の支えになった」「心強く感じ頑張る気になった」等、前向きな意見が多かった。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成21年4月児童福祉法施行規則の一部改正により、「養育支援訪問事業」として、位置付けられ、全ての市町村で事業が効果的に実施されることが求められている。また、平成27年度からは「地域子ども子育て支援事業」の補助対象事業となっている。医療機関から養育支援が必要な家庭の情報提供書は、平成29年度は475件となっており、全出生数の12.5%を占めている。早期から必要な育児支援につなげていくことは、子育て不安の軽減、虐待予防の取組として必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	厚生労働省令で定めるところにより、児童の育成に資するために実施するものであり、要支援家庭に対する受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生省調査より(平成28年4月1日現在)、事業実施率、全国市町村75.8%、兵庫県下90.2%となっている。本市では、本事業が児童福祉法に位置付けられる前の平成17年7月より事業を行い、母子保健対策の一環として、医療機関との連携を生かし、妊娠期から産後間もない早期に、養育支援が必要な家庭を把握し、本事業につなげて実施している。近隣他都市では、児童福祉法の観点から18歳未満の児童家庭を対象に専門的相談支援の他、育児家事援助を実施しているところもある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	医療機関からの情報提供や、こんにちは赤ちゃん事業、乳児健診等により把握した対象者に対して、他機関や職種と連携を図りながら、子育て支援の一連の流れとして本事業の活用を行っていることから、本市においては民間委託はなじまない。																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	将来像					●				
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
		A	B	C	D	E																					
現状	将来像					●																					
						○																					
内容		要保護児童ケースも含まれることから、行政が主体となり実施する必要がある。																									

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	育児不安や養育力が低下している家庭に対し、妊娠中及び出産後の早期から専門員を2週間に1回程度継続して派遣することで、子どもの発達に応じた小さな変化や、養育者の不安に対してタイムリーな助言・指導を行っている。このことで、養育者の心身の負担を軽減し、自信を持って子育てを行っていくことにつながっている。終了時のアンケート結果からも、育児不安の軽減につながっていることが分かり、満足度も高い結果となっている。また、虐待リスクの高い家庭に対しては、定期的に訪問することで、児の発達状況の確認やリスクの軽減にもつながっている。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	家庭訪問では多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き専門員の研修等を通して、より専門的な支援を行う基盤を整備していく。ニーズに沿った支援を提供するとともに、地域社会とのつながりを支援していく。また、社会福祉協議会が実施している産後ヘルパー事業と情報共有を行い、連携を密にしていく。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	2歳児親子歯科健診事業費	452R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		款	20 衛生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	乳幼児のむし歯罹患率は、1歳半では1.2%であるが、3歳では11.8%と、約10倍に増えている。乳歯がはえそろうてくる2歳児とその保護者を対象に歯科健診及び口腔衛生指導を実施し、早期から口腔衛生の正しい知識を普及啓発することで、生涯を通じて健全な歯と口の健康づくりを支援する。
対象 (誰を・何を)	2歳児及びその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	むし歯が急増する年齢でありながら口腔衛生管理が難しい2歳児の対応に苦慮する保護者に専門職から効果的な助言を行うとともに、親子でかかりつけ歯科を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、生涯自分の歯で食事ができ生活習慣病予防にもつながる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健集団指導及び個別相談 ・2歳児の歯科健診 ・保護者の歯科健診(歯周病検査を含む) ・2歳児のフッ化物塗布(希望者のみ)
実施内容	<p><平成29年度実施状況></p> <p>実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,194人(受診率:59.1%) うちフッ化物塗布者2,037人 保護者 2,092人</p>
	<p><平成28年度実施状況></p> <p>実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,095人(受診率:57.1%) うちフッ化物塗布者1,969人 保護者 2,016人</p>
	<p><平成27年度実施状況></p> <p>実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,066人(受診率:54.4%) うちフッ化物塗布者1,925人 保護者 2,002人</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,062	5,171	5,161	
報償費	1,642	1,779	1,779	
需用費	377	327	349	
委託料	3,043	3,065	3,033	
繰出金				
その他				
人件費 B	2,958	2,948	6,005	
職員人工数	0.31	0.31	0.70	
職員人件費	2,480	2,466	5,549	
嘱託人件費	478	482	456	
合計 C(A+B)	8,020	8,119	11,166	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,020	8,119	11,166	

③事業成果の点検

評価指標	むし歯のない児の割合(3歳児健康診査結果から)							単位	%	
目標・実績	目標値	90以上	達成年度	29年度	27年度	86.4	28年度	87.5	29年度	88.2
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	1歳半～3歳の間はむし歯増加率が高いうえに、萌出直後である乳歯へのフッ化物によるむし歯予防効果も期待できるので、この時期に歯科健診及びフッ化物塗布を行っている。幼児の早期からの予防を普及させたことで、3歳児健康診査でむし歯のない児の割合は概ね目標値に達成した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯は萌出直後が最もむし歯になりやすい。そのため、幼児食への移行時期(1～2歳)からのブラッシングや歯質を強化するフッ化物の塗布は最も効果がある。平成27年度の調査では当事業受診児は、フッ素の継続塗布実施率が未受診児に比べ6.4ポイント高く(当事業受診児:46.2%、未受診児:39.8%)、予防行動の習慣化にも効果的であることがわかった。また最新の検証でも当事業受診児は未受診児に比べ、3歳時点でむし歯罹患率が低く、また「一人平均むし歯数」が少なく重症化の抑制にも有効であった。【むし歯罹患率(当事業受診児:9.1%、未受診:15.82%で1.7倍の差)】【一人平均むし歯数(当事業受診児:0.29本、未受診児0.58本と2倍の差)】
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	幼児期前半(1～3歳)のむし歯の急増が与える発語、摂食、発育等への悪影響を対象者に認識させ、定期歯科健診やフッ化物塗布等の予防行動に導くために、まずは行政による情報提供や支援が必須であり、受益者に負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成29年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議資料によると、近畿圏政令市・中核市14自治体全てが、幼児期前半(1～3歳)に、母子保健法に定める健康診査以外に歯科健診又はフッ化物塗布等を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	歯科健診等歯科医師執務分は既に尼崎市歯科医師会に委託している。
協働の領域	A B C D E	内容
現状		
将来像		●
		○
		内容
		むし歯等口腔の状況は育児内容が強く反映されるため、専門性が求められる。また、保健師と連携して情報交換しながら、母子保健対策の一環として実施しているため、協働にはなじまない。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	現在の実施方法は子どものむし歯予防と保護者の歯周病予防を同時に行いながら、予算的にも極めて効率的な方法で実施している。実施場所は保健所のみだが日程の選択がし易いため受診率は年々増加傾向にある。子どもにとってこの時期最も効果的であるフッ化物塗布を実施及び啓発でき、その結果、むし歯のある児を減らすことができるだけでなく、咀嚼機能の低下を招くむし歯の重症化を抑制することにもつながっており、食育面でも児の健全な成長が期待できる。また、2歳児の保護者世代に早期からの歯周病予防を啓発できる絶好の機会であり、生活習慣の聞き取りを行っているため喫煙問題にもアプローチできている。市が直営で実施することで保健福祉センター地域保健課とも連携をとれる体制があり、歯科の立場から育児支援を行っているなど利点が多い。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	「尼崎市健康づくりアンケート調査(平成28年度)」によると、本事業開始後、フッ素塗布経験者の割合は、3歳児で急増しているだけでなく、1歳6か月児でも4割増えており、対象児のみならず兄弟に対して、むし歯になる以前から、予防としてフッ素を積極的に取り入れるという望ましい保健行動の定着に役立っていることから、引き続き事業周知を図り受診率を上げるとともに、歯科予防行動の習慣化(かかりつけによる定期歯科健診やフッ化物塗布の継続等)を啓発していく。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子健康手帳作成事業費	4531	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	母子保健法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和28年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	健康増進課
所属長名	森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	妊産婦・乳幼児は健康であっても急激に状態が悪化することがあり、この時期の健康の保持増進は重要であることから、場所や時期、専門職等が異なっても一貫した母子保健サービスが提供できる母子保健のツールとして母子保健法第16条で定められている。
対象(誰を・何を)	市内に居住する妊産婦及び乳幼児の保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊娠前から出産後間もない時期、子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な要因で養育支援を必要とする家庭に対して、ある一定期間継続的に育児支援専門員を派遣することで、養育者の心身の負担を軽減し、健やかな母子関係を築き、養育者自身が子育てに自信を持てることを目的とする。
事業概要	母子の健康状況の継続管理を推進する。妊娠届出書受理時に、母子健康手帳を交付し、同時に保健師による面接相談を全員に行い、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)に早期に支援し、育児不安の軽減や虐待予防につなげ、子どもの健やかな成長・親子関係の築きを促進する。
実施内容	<p>1 母子健康手帳の作成 母子保健法第16条に基づき、厚生労働省の規定様式に従うとともに、市の制度や相談窓口、妊婦や子育てに必要な情報を掲載し、母と子の健康管理に役立つ母子健康手帳の作成を行う。</p> <p>2 母子健康手帳の交付 全妊婦に対し交付時に、保健師による面接相談を実施することで、支援が必要な妊婦を早期に発見し、支援につなげる。 【参考】母子健康手帳交付者 平成26年度4,613件 平成27年度 4,066件 平成28年度 4,020件 平成29年度4,057件</p> <p>3 妊婦にやさしい環境づくりを推進するため、母子健康手帳交付者全員にマタニティマークを配布し、使用方法について周知する。</p> <p>4 ハイリスク妊婦への支援 多胎妊婦に対しては「ふたごの子育て」、外国人妊婦に対しては「外国語版母子健康手帳」を配布し、妊娠からの支援につなげていく。</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	943	692	904	
需用費	943	692	904	母子県区手帳、外国語版母子健康手帳冊子「ふたごの子育て」等
人件費 B	14,783	4,681	13,599	
職員人工数	1.86	0.59	1.73	
職員人件費	14,726	4,663	13,599	
嘱託等件数	57	18	0	保健センター嘱託分
合計 C(A+B)	15,726	5,373	14,503	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	15,726	5,373	14,503	

③事業成果の点検

評価指標	妊娠11週以内の妊娠届出率	単位	%
目標・実績	目標値 100	達成年度	- 年度
		27年度	94.9
		28年度	95.5
		29年度	95.9
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	厚生労働省が推進している国民運動「健やか親子21」では、妊婦の育児不安の軽減や虐待予防の観点から、妊娠11週以内の母子健康手帳の交付を推奨している。妊婦健診事業の拡大に伴い、平成21年度以降、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が年々上昇傾向にある。	

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務であるので、実施は必須。 母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。」と定められている。 国は、平成23年度3月に今回の母子健康手帳の交付活用の手引きを作成し、交付時には、専門職により妊婦の健康リスクや社会経済的リスクを把握することが明記されている。ハイリスク妊婦の早期発見と早期介入、また、妊娠期からの継続的な支援という観点からも母子健康手帳交付時に保健師が全妊婦と面接することは重要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と定められており、市民に負担を求めるものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健法の施行規則に基づく様式にて作成。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	母子保健法第16条による、法定受託事務である。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	妊娠・出産という大きなライフスタイルの変化を迎える機会を捉え、保健師が全数面接し、市が実施するマタニティセミナーの案内や相談窓口等の情報提供を行うことは、健やかな妊娠・出産・育児を送るために重要である。本市では、市独自の情報や連絡先、防災情報も母子健康手帳に掲載しており、保護者のニーズに応じた情報が提供できていると考えられる。また、妊婦健診費用の助成もあり、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が上がってきている。また、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)の早期発見・早期支援につなげるためにも、保健師が全数面接を行う機会を確保することは必要である。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師が面接することで早期からのハイリスク者支援につながっている。母子健康包括支援センターの機能を南北保健福祉センターに付加し、妊娠期からの切れ目のない支援を全妊婦につなげていくための支援体制を今後、構築していく。また、より愛着を持てるようデザインやサイズについて見直しを検討していく。電子母子手帳についても合わせて活用できるよう導入について検討していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	食育推進事業費	4E2W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食育基本法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市食育推進計画(評価:有)		款	20 衛生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	健康増進課、北部保健福祉センター地域保健課
所属長名	森田幸子、石井智鶴

①事業概要

事業実施趣旨	本市の子どもの朝食の欠食率は全国より高く、第1次尼崎市食育推進計画の評価においても改善が見られなかった。さらに幼児保護者では、食を大切に思い伝えようという意識に低下の傾向が見られたことから、次世代を担う子どもに食を選択し健全な食生活を実践する力をつけることが課題である。																											
対象(誰を・何を)	市民(特に子どもや保護者)、食育活動を行うボランティア、保育所・幼稚園・学校など子育て支援機関や教育関係者等																											
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎食育推進計画(以下「計画」という)に基づき、「実践」をコンセプトに、家庭・地域・学校・事業者等の幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で連携・協働して食育を推進することで、家庭や地域で人と人が支えあい、生涯にわたる市民の心豊かな生活の実現を目指す。																											
事業概要	平成27年度から食育推進事業(平成22年度より実施)と乳幼児期からの健康食習慣づくり事業(平成17年度から実施)を一元化して実施。第2次計画に基づき、「食育推進懇話会」を中心とした意見交換やネットワークづくり、食育に携わるボランティアを育成し、地域における食育の推進など、計画の進行管理や総合的な推進を図る。																											
実施内容	<p>1 食育推進計画の進行管理・評価 朝食習慣の確立や野菜摂取に向け、食育推進懇話会で情報共有や意見交換を行い、身近な所で体験活動の機会を提供する関係団体とのネットワークの充実を図るなど、地域で家庭の食を支える環境整備を行った。</p> <p>2 食育フォーラム 「食」を多面的に捉え、科学的根拠に基づいた食生活の提言を行う講演や、地域で食育実践活動を行う事業者や地区組織、市民と食の大切さを考えるフォーラムを実施した。</p> <p>3 地域で支える食育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>事業名</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">食育に携わるボランティアを育成、活動支援を行う</td> <td>食育ボランティア養成講座</td> <td>9回、延べ56人参加、養成登録数:14人</td> </tr> <tr> <td>研修会</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>食育サポーター(健康づくり推進員)活動</td> <td>12回、115人</td> </tr> <tr> <td>活動打ち合わせ会</td> <td>13回、166人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">子どもや保護者に対しての食育活動</td> <td>食育活動</td> <td>143回、387人活動、対象市民4,570人</td> </tr> <tr> <td>全市の啓発:活動紹介等の掲載</td> <td>市報あまがさき、サンテレビひょうご発信等</td> </tr> <tr> <td>①体験型食育講座</td> <td>13回、674人</td> </tr> <tr> <td>②あまっこ食育レッスン(幼稚園保護者対象)</td> <td>13回、394人指導</td> </tr> <tr> <td>③あまっこえいよう教室(児童ホーム児童対象)</td> <td>15回、820人指導</td> </tr> <tr> <td>④子どものための食育推進講座(子育てサークル等対象)</td> <td>22回、885人指導</td> </tr> <tr> <td>⑤食育月間等における関連機関と実施した食育講座</td> <td>37回、1,504人指導</td> </tr> </tbody> </table>	内容	事業名	実績	食育に携わるボランティアを育成、活動支援を行う	食育ボランティア養成講座	9回、延べ56人参加、養成登録数:14人	研修会	42人	食育サポーター(健康づくり推進員)活動	12回、115人	活動打ち合わせ会	13回、166人	子どもや保護者に対しての食育活動	食育活動	143回、387人活動、対象市民4,570人	全市の啓発:活動紹介等の掲載	市報あまがさき、サンテレビひょうご発信等	①体験型食育講座	13回、674人	②あまっこ食育レッスン(幼稚園保護者対象)	13回、394人指導	③あまっこえいよう教室(児童ホーム児童対象)	15回、820人指導	④子どものための食育推進講座(子育てサークル等対象)	22回、885人指導	⑤食育月間等における関連機関と実施した食育講座	37回、1,504人指導
内容	事業名	実績																										
食育に携わるボランティアを育成、活動支援を行う	食育ボランティア養成講座	9回、延べ56人参加、養成登録数:14人																										
	研修会	42人																										
	食育サポーター(健康づくり推進員)活動	12回、115人																										
	活動打ち合わせ会	13回、166人																										
子どもや保護者に対しての食育活動	食育活動	143回、387人活動、対象市民4,570人																										
	全市の啓発:活動紹介等の掲載	市報あまがさき、サンテレビひょうご発信等																										
	①体験型食育講座	13回、674人																										
	②あまっこ食育レッスン(幼稚園保護者対象)	13回、394人指導																										
	③あまっこえいよう教室(児童ホーム児童対象)	15回、820人指導																										
④子どものための食育推進講座(子育てサークル等対象)	22回、885人指導																											
⑤食育月間等における関連機関と実施した食育講座	37回、1,504人指導																											

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	772	812	866	
報償費	312	322	365	フォーラム等講師謝礼、事業執務者
旅費	79	122	113	食育栄養施策担当者会議
需用費	362	346	329	食育啓発材料費、印刷費
役務費	17	18	25	ボランティア保険料
使用料及び賃借料	2	4	34	食育推進懇話会議
人件費 B	17,462	17,459	15,113	
職員人工数	2.09	2.14	1.85	
職員人件費	16,202	16,431	13,827	
嘱託等人件費	1,260	1,028	1,286	臨時的任用職員
合計 C(A+B)	18,234	18,271	15,979	
C 国庫支出金				
県支出金			347	食育の推進事業補助金
市債				
その他				
一般財源	18,234	18,271	15,632	

③事業成果の点検

評価指標	1. 朝食を毎日食べている人の割合の増加(小学生) 2. 市や地域と連携して食育活動に取り組む組織・団体数の増加	単位	% 件																														
目標・実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>100年度</th> <th>達成年度</th> <th>32年度</th> <th>27年度</th> <th>94年度</th> <th>28年度</th> <th>94年度</th> <th>29年度</th> <th>94年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>32</td> <td>27</td> <td>94</td> <td>4.3</td> <td>28</td> <td>49</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	目標値	100年度	達成年度	32年度	27年度	94年度	28年度	94年度	29年度	94年度		50		32	27	94	4.3	28	49	94										62		
目標値	100年度	達成年度	32年度	27年度	94年度	28年度	94年度	29年度	94年度																								
	50		32	27	94	4.3	28	49	94																								
									62																								
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	幼児期からの朝食習慣の確立は、「望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得する(政策目標)」達成のためにも重要である。身近な場所での調理体験等、実践につながる食育活動を行う組織・団体数が大きく増加し、家庭や学校のみならず、地域でも家庭の食を支える環境づくりにつながった。																															

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>食えることは生きていくための基礎となり、体をつくり心を育むものである。健全な食生活を日々実践することは、生涯にわたって生き生きと暮らすために何より重要である。しかし、ひとり親世帯、共働き世帯が増えるなど家庭環境やライフスタイルが変化する中では、家庭の努力だけでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況になっている。特に本市においては、若い世代に朝食の欠食や野菜不足、孤食などの課題があり、実践とのかい離があることからボランティア、学校、保育所、関係機関等、多様な関係者の理解の下、共通の目標に向けて食育を推進する必要性があり、将来の子どもたちの育成の上でも有効である。</p>
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、第2次計画に基づき家庭・地域における食育の推進及び総合的な食育の推進を図ることから受益者負担はない。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>兵庫県内全市町村で策定されている食育推進計画に基づき、市役所内の関係部署で構成する「食育推進検討会議」及び公募市民、学識経験者等で構成する「食育推進懇話会」を中心に多様な関係者・関係団体が連携し、一体的に食育を推進することは、他自治体も同様である。「西宮市食の安全安心推進計画」「芦屋市健康増進・食育推進計画」のように、食の安全安心や健康増進計画と一体的に計画策定及び推進している市がある。</p> <p>また、阪神間他市(芦屋市、西宮市)の保健所(保健センター)において、乳幼児期の離乳食・幼児食の講座は実施しているが、食育に携わるボランティアの継続した育成については実施していない。</p>
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	食育基本法第10条に「地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する」とされており委託はなじまない。しかし、食育を市民に浸透させていく担い手として、民間企業・NPO・市民団体・職能団体等が食育活動を行うことは可能である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td rowspan="2">第2次計画に基づき、市民運動として食育の推進を図るため、行政と関連機関等において、それぞれの役割を分担し、情報発信や情報交換を行い連携して取り組む。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市民の領域		行政の領域			内容		A	B	C	D	E	現状				●		第2次計画に基づき、市民運動として食育の推進を図るため、行政と関連機関等において、それぞれの役割を分担し、情報発信や情報交換を行い連携して取り組む。	将来像			○		
	市民の領域		行政の領域			内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状				●		第2次計画に基づき、市民運動として食育の推進を図るため、行政と関連機関等において、それぞれの役割を分担し、情報発信や情報交換を行い連携して取り組む。																					
将来像			○																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	<p>本市食育推進懇話会委員の更新(2年委嘱)を行ったり、商工会議所との新たな連携を行うことで、飲食店をはじめとする食ビジネス事業者や園田北まちづくり協議会、子ども食堂等、連携して食育活動に取り組む組織団体の数が増え、ネットワークの拡充につながった。ひいては、身近な場所での調理実践や体験の場の増加など、楽しく食を学べる効果的な実践の機会が増えた。</p> <p>育成支援を行っている食育サポーター(健康づくり推進員)は、地域での自主活動が活発化した。が、課題としている中学、高校へのアプローチの強化は図れなかった。生活習慣病予防に関しては、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議での当該事業を含む一体的な取組みの推進や連携が課題である。</p>
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>商工会議所、食ビジネス事業者などと連携し、新たな認証制度を活用するなどして、栄養バランスに配慮した食生活の実践に向けた食環境整備の取組みを推進する。また、今年度は県を通じて国の「地域の魅力再発見食育推進事業」の交付金を活用し、新たにつながった食育活動の実践者と連携するなどして地産地消や和食を中心とする日本型食生活の推進を図る。</p>
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子ども会連絡協議会等補助金	R03D	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	55 青少年健全育成事業費
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	05 育成事業費
事業開始年度	昭和44年		項	05 育成事業費
			目	05 育成事業費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。				
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	児童課	所属長名	大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	地域における子どもたちの健全な育成に大きく貢献している子ども会に対して助成し、子ども活動のより一層の内容充実と活発化を図る。
対象 (誰を・何を)	市内在住の小中学生
求める成果 (どのような状態にしたいか)	子ども会に補助を支出することで、指導者が安全に安心して活動できるようサポートし、より多くの指導者が青少年の健全な育成を目的とした活動に参画し、より多くの子どもたちがそれらの活動に参加する。
事業概要	子育てを支えるコミュニティ作りをめざした活動を展開している子ども会活動の活性化を図り、子どもをめぐる育成環境の整備事業の一環として、子ども会活動の事業内容の充実と子ども会活動の円滑な運営を促進する。
実施内容	1 子ども会連絡協議会事業に対する補助 (市内12ブロックに分かれ、それぞれ地域の独自性を活かした、子どもたちの健全な育成に貢献する取り組みに加え、オセロ大会、球技大会、子ども会まつり、ふるさと探訪あまがさき「市民ウォーク」への参加等、子ども会全体事業に対し事業の補助を行う。) 2 子ども会他都市交歓事業に対する補助 他都市の子ども達と交流して視野を広め、合宿を通じて尼崎の子ども同士の連帯意識を高めることを目的に、交流に要する経費の一部を補助する。

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,148	1,121	1,131	
負担金補助及び交付金	1,148	1,121	1,131	
人件費 B	1,037	1,308	1,065	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	880	875	872	
嘱託等人工費	157	433	193	
合計 C (A+B)	2,185	2,429	2,196	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,148	1,122	1,131	青少年健全育成基金繰入金
一般財源	1,037	1,307	1,065	

③事業成果の点検

評価指標	子ども会連絡協議会に加入する組織数 (成果を検証するための数値での把握が困難なため活動指標を設定)						単位	団体		
目標・実績	目標値	97	達成年度	30年度	27年度	104	28年度	97	29年度	89
平成29年度の目標に対する達成状況	■ (概ね)達成 □ やや達成できず □ 下回った		子ども会の活発な活動推進、及び地域における児童福祉の向上を目指し、広報等PR活動を側面支援するなど取り組みを行っているが、子ども自体の人数が減少していることあり、組織数は若干減少した。今後も引き続き、新規加入者の増加促進を図る。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子ども会連絡協議会は、本市の市域において広く子どもたちの健全な育成に大きく貢献している団体であり、子ども会に対して助成し、子ども活動のより一層の内容充実と活発化を図る必要がある。また、他都市の子ども達と交流して視野を広め、合宿を通じて尼崎の子ども同士の連帯意識を高めることは、子どもたちの健全な育成に有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市においても、同様の事業を実施している。
---------------	------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将楽像 ● ○
内容	地域の子どもの地域で育む取り組みである。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	本補助により、地域における子どもたちの健全な育成に大きく貢献している子ども会において、安定した財源を確保することにより、指導者が安全に安心して活動できるようサポートができており、子ども会活動のより一層の内容充実と活発化が図られている。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 地域における子どもたちの健全な育成に大きく貢献している子ども会に対して助成し、子ども会活動のより一層の内容充実と活発化を図る。他都市の子ども達と交流して視野を広め、合宿を通じて尼崎の子ども同士の連帯意識を高める。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	すこやかプラザ指定管理者管理運営 事業費	303K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			
事業開始年度	平成12年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	05 社会福祉総務費			

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	子ども青少年 部事務局	課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市立すこやかプラザは少子・高齢化社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資することを目的として設置した施設であり、施設の適正な運営と市民サービスの向上等を図ることを目的に指定管理者制度を活用し、施設の管理運営を行っている。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(乳幼児))等
求める成果(どのような状態にしたいか)	安心して出産、子育てができ、子どもを育てることに喜びや楽しみを感じるなど、親としての本来の力が発揮できるような環境を創出するため、すこやかプラザにおいて子育て支援等に関する取組の更なる充実を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効率的かつ効果的な施設運営を図り、管理運営経費の節減と市民サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 4期目 指定管理者 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業開始年度 平成12年6月 施設面積 1,170.68㎡ <p>3 事業内容、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ゾーンPAL (延べ利用者数) 平成27年度:27,391人、平成28年度:27,322人、平成29年度:28,261人 子育て支援事業(実施回数、利用者数) 平成27年度:23回481人、平成28年度:23回475人、平成29年度:23回482人 多目的ホール(利用状況) 平成27年度:1,617件49.9%、平成28年度:1,661件51.8%、平成29年度:1,731件53.6%、 一時預かり事業(延べ利用者数、延べ利用者時間数) 平成27年度:460人1,432.5時間、平成28年度:480人1,627.5時間、平成29年度:576人2,002.5時間

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	48,732	48,732	48,732	
委託料	48,732	48,732	48,732	指定管理委託料
人件費 B	2,479	5,727	6,659	
職員人工数	0.31	0.72	0.84	
職員人件費	2,479	5,727	6,659	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	51,211	54,459	55,391	
C 国庫支出金	3,176	3,300	3,354	子ども・子育て支援交付金(補助率1/3)
の 県支出金	3,176	3,300	3,354	地域子育て支援拠点事業補助金(補助率1/3)
の 市債				および一時預かり事業補助金(補助率1/3)
の 財源	1,288	1,567	1,426	多目的ホール使用料(目的内)、一時預かり利用料
内 一般財源	43,571	46,292	47,257	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	すこやかプラザ指定管理関係経費	303M	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			
事業開始年度	平成21年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	05 社会福祉総務費			

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。		
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援		
局	子ども青少年 部事務局	課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也		

①事業概要

事業実施趣旨	すこやかプラザにおける子育て支援関係事業等の実施や多目的ホールの使用状況など同施設の適正な管理運営を図るとともに、市において同施設の運営状況を管理するため、市が施設で使用するパソコンのリース契約を行う。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(乳幼児))等
求める成果(どのような状態にしたいか)	すこやかプラザの適正な管理運営
事業概要	すこやかプラザに係るパソコンリース経費
実施内容	すこやかプラザの施設や事業の管理、運営に係るパソコンリース経費

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	122	122	122	
使用料及び賃借料	122	122	122	PGJリース料
人件費 B	80	80	159	
職員人工数	0.01	0.01	0.02	
職員人件費	80	80	159	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	202	202	281	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 一般財源	202	202	281	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(尼崎学園)	311A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	児童福祉法、尼崎市尼崎学園設置条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和25年度		項	10 児童福祉費
			目	30 尼崎学園費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども居家庭支援課
所属長名	松本欣也

①事業概要

事業実施趣旨	様々な事情により措置された児童に対し、適正かつきめ細かな養護並びに保護を行うとともに自立に向けた支援を行う。
対象(誰を・何を)	児童福祉法等関係法令に基づき尼崎学園に措置されている児童
求める成果(どのような状態にしたいか)	それぞれの児童に応じたよりきめ細かな養護並びに支援を実施し、児童の個性の伸張と自立に向けての規範意識の醸成等を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	児童福祉法に基づく児童養護施設として、乳児を除く、①保護者のない児童、②虐待されている児童、③その他環境がよくないために保護しなければならない児童への養護並びに保護を行う。 ・規模等 敷地面積 24,834.40㎡ 建物延床面積 1,609.98㎡ ・定員 45人 ・入所児童数 平成30年4月1日現在39人 ・管理運営 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間、指定管理者において施設の管理運営を行う。 ・指定管理者 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	190,451	199,040	208,782	
委託料	190,451	199,040	208,782	子育て家庭ショートステイ事業含む
その他				
人件費 B	2,080	2,227	1,665	
職員人工数	0.26	0.28	0.21	
職員人件費	2,080	2,227	1,665	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	192,531	201,267	210,447	
C 国庫支出金				
の 県支出金	190,402	192,976	196,548	尼崎学園費負担金
の 市債				
財源内 其他	887	342	274	尼崎学園収入(一時保護ほか)
訳 一般財源	1,242	7,949	13,625	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費(尼崎学園)	311D	事業分類	施設管理運営
根拠法令	児童福祉法、尼崎市尼崎学園設置条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	10 児童福祉費
			目	30 尼崎学園費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本課
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本欣也

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎学園の給湯器の故障により児童の日々の暮らしに支障が来す状態となっているため修繕を行う。
対象(誰を・何を)	児童福祉法等関係法令に基づき尼崎学園に措置されている児童
求める成果(どのような状態にしたいか)	児童の処遇の改善を行う
事業概要	尼崎学園の給湯器の故障により児童の日々の暮らしに支障が来す状態となっているため修繕を行う。
実施内容	尼崎学園工コ給湯器凍結による修理工事 工期 平成30年3月28日から平成30年3月31日まで

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	324	0	
需用費		324		
その他				
人件費 B	0	80	0	
職員人工数	0.00	0.01	0.00	
職員人件費		80		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	404	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源内 其他				
訳 一般財源	0	404	0	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	養育医療給付事業費	452A	事業分類	法定事業
根拠法令	母子保健法・尼崎市未熟児養育事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:無)		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和40年度		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	健康福祉局
課	健康増進課
所属長名	森田 幸子

①事業概要

事業実施趣旨	未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高く、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院を必要とする未熟児に対しては必要な医療の給付を行う。
対象(誰を・何を)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児。
求める成果(どのような状態にしたいか)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に、必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。
事業概要	母子保健法第20条の規定に基づき、出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に対し、指定養育医療機関にて医療の給付を行い、生後速やかに適切な処置を講ずる。
実施内容	養育医療給付申請書を受理し、管理医が審査した結果、必要と認めた場合に養育医療券を交付する。養育医療指定医療機関において医療を受けた場合、その医療に要した医療費の自己負担額的全額を公費助成している。 1 医療費給付状況 給付実人員(うち新規申請者数) 給付件数 平成27年度 136人 (108人) 319件 平成28年度 141人 (112人) 345件 平成29年度 135人 (112人) 346件 実施場所:指定医療機関 2 申請受付について 平成27年度130件 平成28年度129件 平成29年度144件 申請受付は保健センター各地域保健担当(平成29年12月まで)・南北保健福祉センター地域保健課(平成30年1月以降)で、未熟児のフォローのため保健師による面接相談を同時に行っている。

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	35,415	50,459	36,838	
委託料	29	25	34	医療支払事務費(国保・社保)
扶助費	35,386	50,434	36,804	医療費及び食事療養費(国保・社保)
人件費 B	5,224	5,023	10,016	
職員人工数	0.63	0.59	1.22	
職員人件費	4,688	4,597	9,341	
嘱託等人件費	536	426	675	
合計 C(A+B)	40,639	55,482	46,854	
C 国庫支出金	14,316	20,934	13,369	母子保健衛生費負担金
の 県支出金	6,317	9,627	6,684	養育医療給付事業費に充当
財 市債				平成24年度まで補助率 国1/2
源 其他				平成25年度から 国1/2 県1/4
内 一般財源	20,006	24,921	26,801	
訳				

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	母子父子福祉資金貸付金	UA2A	事業分類	法定事業
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		会計	53 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	05 貸付事業費
事業開始年度	平成21年度		項	05 貸付事業費
			目	10 貸付金

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
行政の取組	04-1 安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	子ども家庭支援課
所属長名	松本 欣也

①事業概要

事業実施趣旨	母子家庭及び父子家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を目的とした貸付制度であり、適切な貸付並びに滞納者への償還指導を行う。
対象(誰を・何を)	母子家庭の母、父子家庭の父と児童
求める成果(どのような状態にしたいか)	母子家庭の母、父子家庭の父又は児童に対し、修学資金等を貸し付けることにより、母子家庭の経済的自立を図る。
事業概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき配偶者のないひとり親で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童を対象に修学資金や技能習得に必要な資金等を貸し付ける。
実施内容	母子父子寡婦福祉資金 23人 11,400,000円 ・新規 17人 8,100,000円 (内訳) 就学支度 7人 2,902,000円 修学資金 8人 3,972,000円 技能習得資金 1人 476,000円 修業資金 1人 750,000円 ・継続 6人 3,300,000円 (内訳) 修学資金 6人 3,300,000円

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	7,143	11,400	16,481	
貸付金	7,143	11,400	16,481	母子父子福祉資金貸付金
人件費 B	2,371	2,361	2,521	
職員人工数	0.23	0.23	0.23	
職員人件費	1,840	1,829	1,823	
嘱託等人件費	531	532	698	
合計 C(A+B)	9,514	13,761	19,002	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他	7,143	11,400	16,481	母子父子福祉資金元利収入
内 一般財源	2,371	2,361	2,521	
訳				

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	地域型保育事業従事者研修等事業費	3D8O	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法及び児童福祉法施行規則、子ども・子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成26年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本部事務局
課	保育指導課
所属長名	中田さよ

①事業概要

事業実施趣旨	子ども・子育て支援制度の施行に伴い、待機児童解消のため平成26年度から地域型保育事業を実施している。事業所に従事する保育者は、市町村が行う研修を修了した者とされていることから、厚生労働省の家庭的保育ガイドラインに基づき、研修体制を整備する。
対象（誰を・何を）	地域型保育事業の従事者
求める成果（どのような状態にしたいか）	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業の従事者に対し、厚生労働省が定める家庭的保育ガイドラインに基づいた研修を実施し、事業者の質の向上を図る。
事業概要	地域型保育事業の従事者の質の向上を目指し、研修を実施する。
実施内容	【平成29年度】 1 研修の実施 ・現任研修（全従事者対象：5回実施） ・フォローアップ研修（2年目までの従事者対象：4回実施） 2 巡回支援 小規模保育事業所を実施している施設を定期的に訪問し、保育の状況を把握するように努める。また、保育内容に関する相談に応じ、必要な助言を行う。

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	35	51	203	
需用費	17	21	70	
使用料及び賃借料	3	8	31	
旅費	6	7	66	
報償費	9	15	36	
人件費 B	7,389	6,800	6,425	
職員人工数	1.80	1.60	1.55	
職員人件費	7,389	6,800	6,425	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	7,424	6,851	6,628	
C 国庫支出金	14	223	67	
市債				
その他				
一般財源	7,410	6,628	6,561	

③事業成果の点検

評価指標	小規模保育事業所への巡回支援回数							単位	回	
目標・実績	目標値	198	達成年度	30年度	27年度	99	28年度	194	29年度	181
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		■（概ね）達成 小規模保育事業所の巡回支援は12事業所に毎月訪問、また3年目以降の保育所は2か月に1回訪問している。今年度3年目の事業所が9所あったため、巡回支援回数は昨年度より微少な減少になっている。今後も開設年数などに応じた訪問を行っていく。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小規模保育事業所の保育の質の向上を目指して、年間の支援活動計画を作成し、見直しをもった支援活動を実施している。巡回支援活動事業の訪問時には、保育の状況を把握し、保育行政の動向や状況に応じた情報、事業所の課題に応じた資料などを作成し、情報提供や助言を行っている。保育指導課が実施するフォローアップ研修、現任研修への参加も平成29年度には93人と増加してきている。また保育の質の向上事業費で行っている専門研修へも参加を呼びかけており、そちらにも82人の参加があり、研修の必要性及びニーズは高い。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> 有 ■ 無	本事業は、小規模保育事業所の保育の質の向上を目標とし、市が実施するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
----------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	子ども・子育て支援制度に沿って、他の自治体も取り組んでいるところである。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ■ 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	巡回支援は「家庭的保育事業ガイドライン」に沿って策定された「地域型保育事業にかかる巡回支援実施要領」に沿って、各事業所の質の向上のために位置づけられたものであり、所長経験もしくは同等の経験を持った職員の巡回が必要なため。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容 この事業は、尼崎市の小規模保育事業所等における保育の質の向上を目指している。
現状		●
将来像		○

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	・小規模保育事業所は、平成27年9所、平成28年度は16所、平成29年度は21所、平成30年度は26所となっており、各事業所への巡回支援時に、各事業所に応じた支援や情報提供を行う事により、小規模保育事業所の保育の質の向上を図ることが出来ている。 ・小規模保育所への巡回支援は3年目からは、2か月に1回となるが、今後も小規模保育事業所の増加が見込まれることから、引き続き、巡回支援の体制や研修の実施等について、充実を図っていく必要がある。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 平成30年度は26所となっており、各事業所に開設年次に応じた巡回訪問のみに、支援や情報提供を行う事により、小規模保育事業所の保育の質の向上を図ることが出来ているので、引き続き開設年数に応じた巡回支援を行っていく必要がある。また、研修の参加についても、参加が促されるようなテーマや案内を考えていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	保育の質の向上事業費	3D8H	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本課 保育指導課
所属長名	中田さよ

① 事業概要

事業実施趣旨	子ども子育て支援制度が平成27年4月から施行され、尼崎市の保育所においても一層の保育の質の向上が求められる。そのため、様々な分野(乳児保育、障がい児保育等)の研修を実施し、保育所職員の質の向上を目指す。
対象(誰を・何を)	保育所入所児童及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	公私立保育所等が研修を実施することで、保育所職員の質の向上を目指し、保育所の運営及び保育の質の向上を図り、子どもが健やかに育つ環境を整える。
事業概要	公私立保育所等が研修を実施することで、保育所職員の質の向上を目指し、保育所の運営及び保育の質の向上を図り、子どもが健やかに育つ環境を整える。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実践の改善・向上 ・子どもの健康及び安全の確保 ・保育士等の資質、専門性の向上 ・公私立保育所の連携の推進 <p>【平成29年度実績】 ・専門研修(37回)を実施し、公私立保育所等の保育所職員の質の向上を図った。法人保育園だけではなく、小規模保育事業所、認定こども園、認可外保育施設等にも参加を呼びかけたことにより、参加者が増加した。(H28年度 1376人 → 平成29年度 1548人) ・公私立保育所が保育の質の向上に向けて協議する「オールあまっ子連絡会」を6回開催し、内2回は合同研修を行い、「わらべうた遊び」の実技研修や、「アプローチャスタートカリキュラム(小学校との接続カリキュラム)」について共に学んだり、人材育成について協議を行ったりした。また、年長児交流会を各地区で実施し、尼崎市の就学前の子どもの交流のみならず、保育士の人材交流としても成果をあげている。</p>

② 事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	788	715	5,349	
需用費	702	643	735	
旅費	5	8	15	
需用費	26	26	28	
使用料及び賃借料	55	38	71	
委託料			4,500	研修費の委託料
人件費 B	3,679	2,545	2,378	
職員人工数	0.46	0.30	0.30	
職員人件費	3,679	2,545	2,378	
嘱託等人工数				
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	4,467	3,260	7,727	
C 国庫支出金	400	405	2,687	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	4,067	2,855	5,040	

③ 事業成果の点検

評価指標	保育所職員専門研修実施数	単位	回
目標・実績	目標値 37	達成年度	30年度 27年度 29 28年度 36 29年度 37
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	公立保育所6名、法人保育園6名で構成する「オールあまっ子連絡会」を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んだ。また、専門研修については、法人保育園からの参加者数が増加し、現在は、小規模保育事業所、認定こども園等からの参加もあり、参加者数が増加している。	

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公私立保育所が共に連携を取りながら、尼崎市の就学前保育の場とし、保育所における保育の質の向上を目指す必要がある。公私立保育所が連携して協議をしたり、研修を実施したりすることで、保育士の資質向上及び保育サービスの充実につながる。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は保育の質を高めることを目標として、市が実施するものであり、受益者負担を求める事は適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保育所保育指針や、子ども・子育て支援法に沿って他の自治体も取り組んでいるところである。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保育所保育指針や子ども・子育て支援法に沿って「尼崎市の保育所における質の向上プログラム」を策定し、プログラム終了年度に伴い「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」に反映した。その内容に係る職員の研修、会議であるため。また、昨年度公立保育所における研修の課題を分析し、「人材育成のための保育所職員研修体系」作成し、それに係る研修も含まれるため。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	公私立の保育所が共に連携していくことが望ましいが、現状は保育指導課が主となって行っている。将来的には私立保育園が行っている研修とも交流等が図られることが望ましい。
現状将来像		

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	・保育所保育指針及び平成27年度から実施された子ども・子育て支援制度においても、保育所職員の質の向上が明記されており、継続した保育の質の向上に向けた研修の充実を図る必要がある。また、小規模保育事業所や認定こども園等にも研修の参加を呼びかけ、尼崎市内の保育所職員の質の向上を図る。 ・平成27年度から「オールあまっ子連絡協議会」を設置し、公私立保育所の児童が交流する実践の取り組みと、人材交流及び合同研修をするための協議を行ってきており、昨年度は各地区の年長児交流会も盛んに行われ、その中で公私立保育士の人材交流をもつことが出来た。
-------------	--

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 公立保育士も、採用10年以下の保育士が60%強と増加している中、各経験年数に応じた研修を実施していくことは急務である。また私立保育所においても、経験年数に応じた研修は求められているので、今後もニーズを把握しながら、研修テーマなど工夫していきたい。また、今年度は「保育士等キャリアアップ研修」を実施する(委託)。昨年度は各地区の年長児交流会も盛んに行われ、その中で公私立保育士の人材交流をもつことが出来たので、引き続きこの取り組みを進めていきたい。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	公立保育所運営事業費	3G1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和23年度		項	10 児童福祉費
			目	20 会計管理費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	保育管理課、保育指導課
所属長名	畑 俊郎、中田 さよ

①事業概要

事業実施趣旨	公立保育所21所で行っている保育事業の保育サービスを一層充実する必要がある。
対象 (誰を・何を)	公立保育所入所児童及びその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保育に欠ける児童に対して、充実した保育を実施する。
事業概要	保育に欠ける就学前児童に対して充実した保育を実施する。保育事業を円滑に推進するため、保育材料の購入、完全給食の実施、園外保育の実施などを行う。
実施内容	1 保育所運営事業費(枠配分) 保育事業を推進するための経費 ①園外保育事業にかかる経費 ②保育用品備品の購入 ③保育公開等事業 2 保育所運営事業費 腎臓健診(尿検査)等を行う。 3 保育所運営事業費(扶助) 保育材料、給食材料の購入 4 公立保育所完全給食(枠配分) 3歳以上の年齢クラスに在籍する児童全員に対し、主食の提供を行う。 5 食品放射性物質検査 保育所給食材料の放射性物質検査を行い、結果をホームページに掲載する。 6 公立保育所完全給食(扶助) 3歳以上の年齢クラスに在籍する児童全員に対し、主食の提供を行う。 7 実習生用消耗品等(扶助) 実習生受け入れに係る消耗品 8 保育所運営事業費(政策分) 平成30年度より保育需要の高い北部地域にある公立保育所において、定員を受けて受け入れを行う。 9 実費徴収に係る保育材料費(公立分) 平成30年度から新入所児や破損等で買い換える児童(A階層を除く)から実費徴収する。

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	140,351	137,701	162,517	
役務費	997	1,147	1,249	通信運搬費、各種検査手数料等
委託料	238	240	255	保育所安全管理業務
使用料及び賃借料	1,777	1,689	5,142	園外保育バス借上料等
工事請負費			14,300	工事請負費
備品購入費	604	1,179	575	保育用備品等
その他	136,735	133,446	140,996	需用費、負担金
人件費 B	1,749,185	1,918,660	2,001,057	
職員人工数	201.80	214.27	220.82	
職員人件費	1,613,996	1,703,565	1,776,560	
嘱託等人件費	135,189	215,095	224,497	
合計 C(A+B)	1,889,536	2,056,361	2,163,574	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	11,521	12,010	12,057	完全給食保護者負担金、実習生受入収入
一般財源	1,878,015	2,044,351	2,151,517	

③事業成果の点検

評価指標	— (事業内容が管理運営事業に近いため指標を設定しない)						単位	—			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育等を継続実施し、保育サービスの充実に取り組んだ。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公立保育所で家庭保育に欠ける児童を受け入れ、保育材料の購入、給食の実施など日々の保育事業を行うために必要な経費である。保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場である。公立保育所における給食の実施や、養護と教育の一体化を行う保育の実施は、保育に欠ける児童の健全な心身の発達を図るために有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	保育料として、受益者負担を求めている。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても、本市同様、保育事業を円滑に推進するため、保育材料の購入、完全給食の実施、園外保育を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無					公立保育所の設置者として、市が実施することが妥当である。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E					内容 公立保育所設置者として、市が実施する。
	現状					●
	将来像					○

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	公立保育所の設置者として、充実した保育を実施し、各事業の実施により、保育サービスの充実に図った。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き保育事業を行うとともに、保育の質の向上を図る。保育ニーズの多様化等に対応するため、今後も保育サービスの充実に努める。最終的に公立としての役割を担う公立保育所は、必要な機能を付加した保育所として計画的に整備を進め、0歳児保育、一時預かり、地域子育て支援を実施する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	公立保育所地域子育て支援事業費	3G21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域子育て支援事業実施要項		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動評価		款	15 民生費
事業開始年度	平成13年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育指導課	所属長名	中田 さよ

①事業概要

事業実施趣旨	少子化・核家族の増加、また、近所付き合いも希薄になってきているに伴い、育児の伝承がなくなり、育児不安を持つ家庭が増していることから、子育て家庭への支援が必要である。
対象 (誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で子育てをしている保護者とその子ども)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地域の子育て家庭に対して、子どもの接し方や子育て情報を提供し、育児不安を解消し、子どもの健全な育成を図る。
事業概要	保育所が培ってきた子育てのノウハウを地域に提供するため、地域の親子を対象とする保育体験学習や保育所園庭開放など地域の子育て家庭を支援するための事業を実施する。
実施内容	<p>1 保育体験学習事業 <平成29年度実績> 参加人数 199人 在宅の親子を対象に全公立保育所で、I期、II期ともに5回シリーズ(各期約10組)実施。親子で同年齢のクラスに入り、あそび(体操、戸外遊び等)や給食を体験する。</p> <p>2 夢ルーム事業 <平成29年度実績> 参加人数 40人 在宅の親子(1,2歳児)を対象に3か所で開催した。6月の火曜日と木曜日の計8回実施。親子で体操、ふれあい遊び、手遊びなどをする。</p> <p>平成29年度も0歳児を対象にした夢ルームを2か所で開催した。11月の火曜日(4回)</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	435	318	706	
需用費	418	302	681	
委託料	17	16	25	
人件費 B	84,776	80,188	70,640	
職員人工数	10.52	10.09	8.87	
職員人件費	84,139	79,961	70,312	
嘱託等人工数	637	227	328	
合計 C (A+B)	85,211	80,506	71,346	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	348	310	652	子育て支援事業収入
一般財源	84,863	80,196	70,694	

③事業成果の点検

評価指標	1所あたりの参加延べ人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	600	達成年度	毎年度	27年度	337	28年度	338	29年度	251
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		保育体験や夢ルームの参加者に対して、子育てについて学んだり考えたりする機会の提供をしたり、子育て相談での保育士のアドバイスを通して地域の子育て家庭の子育て力の向上につなげた。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	育児不安や負担感をもつ家庭や、地域から孤立しがちと思われる家庭を対象に、保育士の専門性を活かした交流や相談の場を提供し、不安や負担感を軽減することが求められている。保育士のアドバイスや親子の交流、また他の子育て家庭との交流などを通して、家庭の子育て力の向上につながると考える。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	参加者に給食材料費の負担を求めている。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自自治体で地域の特色に応じた子育て支援が求められている。子育てと仕事の両立がより一層必要となる。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	乳幼児のいる家庭に対して交流の場の提供、保育士によるアドバイス等、家庭の子育て力の向上につなげていくために公立保育所において事業を実施していくことは必要である。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 民間の子育て支援の場が増加してきている。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	すべての保育所において保育体験、夢ルーム、園庭開放を実施したことにより、身近で安全な遊びの環境のなかで子育てに関する情報を共有しあうなど子育ての交流の場となり、子育てについて学んだり考えたりする機会の提供ができた。昨年度に引き続き、園庭開放の参加者カードの配布、保育所の行事への参加の呼びかけ、地域版チラシの作成を行い、事業のPRを行った。また子育て情報誌「まみたん」に0歳児夢ルーム、園庭開放の記事を年間3回掲載した。夢ルームは1、2歳児対象を3所で、0歳児対象の夢ルームを4所で実施した。地域差があり参加者数のばらつきはあったが、多くの親子の参加があった。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 子育て支援事業検討会で検討した内容を29年度にも実施したが、民間の子育て支援の場が増えてきている中、公立保育所としての子育て支援が、保護者のニーズにあった事業内容となっているか実施内容を検証し、内容の見直しを図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	一時預かり事業費(公立分)	3G23	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市立保育所一時預かり事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成25年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本部 課 保育管理課、こども入所支援担当、保育指導担当
所属長名	名村 欣裕、松田 陽子、中田 さよ

①事業概要

事業実施趣旨	核家族化に伴い、短時間の就労機会や家族の病氣、更には保育のための精神的負担の解消など多様な保護者のニーズに対する子育て支援を行うため。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(就学前))
求める成果(どのような状態にしたいか)	保護者の非定型就労や傷病等の緊急時及び保育疲れ等の理由で、家庭保育が一時的に困難となった児童を保育所で保育することにより、親の子育てに対する負担感を軽減する。
事業概要	園田保育所及び塚口保育所の建替えに伴い、今後の公立保育所に必要な機能を付加したモデル保育所として、一時預かり事業を実施する。 対象は、生後6か月から就学前までの、市内に在住する集団保育が可能な乳幼児。
実施内容	一時預かり事業には次の3つの事業があり、平成29年度は、園田・塚口保育所(公立)で実施し、利用者数は延べ2,213人であった。(平成28年度は1,727人) (1) 非定型的保育サービス事業: 保護者の短時間又は断続的な労働、職業訓練、就学等により家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児 (2) 緊急保育サービス事業: 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児 (3) 私的理由による保育サービス事業: 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的な負担の解消等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる乳幼児 ○利用料 0歳児 2,800円 1~2歳児 2,500円 3~5歳児 2,000円 (給食費を含む) ○利用時間・曜日 平日(月~金)の9時~17時

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	488	603	513	
需用費	445	548	470	保育材料等
役務費	43	55	43	損害保険料
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	21,706	18,088	20,486	
職員人工数	2.12	2.18	2.49	
職員人件費	16,956	17,340	19,738	
嘱託等人件費	4,750	748	748	
合計 C (A+B)	22,194	18,691	20,999	
C 国庫支出金	1,473	1,980	1,540	地域子ども子育て支援事業費交付金(国:1/3)
県支出金	1,473	1,980	1,540	地域子ども子育て支援事業費交付金(県:1/3)
市債				
その他	4,080	5,411	4,800	一時預かり利用料
内訳 一般財源	15,168	9,320	13,119	

③事業成果の点検

評価指標	一時預かり事業を利用した人数	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	1,230	28年度	1,727	29年度	2,213
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 公立保育所で一時預かり事業を継続実施し、保育サービスの充実に取り組んだ。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公立保育所で家庭保育が一時的に困難となった児童を受け入れ、保育材料の購入など一時預かり事業を行うために必要な経費である。公立保育所において、必要な機能であり、保護者の育児の心理的・身体的負担の軽減を図るために有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	一時預かり使用料として受益者負担を求めている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	他自治体においても、本市同様、保育事業を円滑に推進するため、一時預かり事業を実施している。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公立保育所の設置者として、市が実施することが妥当である。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 公立保育所設置者として、市が実施する。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	公立保育所の設置者として、充実した保育を実施し、事業の実施により、保育サービスの充実を図った。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き一時預かり事業を行うとともに、親の子育てに対する負担感の軽減に努める。保護者ニーズに対する子育て支援を行うため、今後も保育サービスの充実を努める。最終的に公立としての役割を担う公立保育所は、必要な機能を付加した保育所として計画的に整備を進め、一時預かりを実施する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	延長保育事業費(公立)	3G2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市立保育所延長保育事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成15年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本課 保育管理課、こども入所支援担当、保育指導担当
所属長名	畑 俊郎、松田 陽子、中田 さよ

① 事業概要

事業実施趣旨	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の利用ニーズに対応するため。
対象(誰を・何を)	公立保育所入所児童及び保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	社会的なニーズに対応した保育体制を整備することにより、子どもの保育を保障して、乳幼児の福祉の増進を図る。
事業概要	全公立保育所において午後7時までの延長保育を実施する。また、2保育所において午前7時からの延長保育を実施する。
実施内容	<p>保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応し、全ての公立保育所で実施した。なお、平成27年4月からは、子ども子育て支援新制度の実施に伴い、保育の必要性により認定を受けた区分に応じて延長保育を実施している。</p> <p>1 保育標準時間認定を受けた方 (1) 午前延長保育 午前7時から午前7時30分までの30分間(大西・富松保育所で実施) (2) 午後延長保育 午後6時30分から午後7時までの30分間とする。(全保育所で実施)</p> <p>2 保育短時間認定を受けた方 (1) 開所時刻前の延長保育 午前7時から午前7時30分までの30分間とする。(大西・富松保育所で実施) (2) 開所時刻から開所時刻までの延長保育 午前7時30分から午前8時30分までと午後4時30分から午後6時30分まで(全保育所で実施) (3) 開所時刻後の延長保育 午後6時30分から午後7時までの30分間とする。(全保育所で実施)</p> <p><実績> H27年度 (午前)2,514人、(午後)15,497人(※保育短時間は除く) H28年度 (午前)2,470人、(午後)14,675人 H29年度 (午前)2,164人、(午後)14,385人</p>

② 事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,313	1,387	2,160	
需用費	1,313	1,387	2,160	消耗品(保育管理課)
人件費 B	46,389	27,046	31,749	
職員人工数	5.80	3.64	3.81	
職員人件費	46,389	27,046	29,367	
嘱託人件費			2,382	
合計 C (A+B)	47,702	28,433	33,909	
C 国庫支出金				
市債				
その他	2,033	1,985	2,160	延長保育事業収入
一般財源	45,669	26,448	31,749	

③ 事業成果の点検

評価指標	延長保育事業を利用した人数	単位	人											
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>—</th> <th>達成年度</th> <th>—</th> <th>年度</th> <th>27年度</th> <th>18,011</th> <th>28年度</th> <th>17,145</th> <th>29年度</th> <th>18,495</th> </tr> </table>	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	18,011	28年度	17,145	29年度	18,495		
目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	18,011	28年度	17,145	29年度	18,495				
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	公立保育所で延長保育事業を継続実施し、保育サービスの充実に取り組んだ。												

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公立保育所で保護者の就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長した児童を引き続き保育することによる、保育材料の購入など延長保育事業を行うために必要な経費である。公立保育所において、必要な機能であり、こうした需要に対応するため児童を預けられる環境が必要であるため有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	延長保育料として受益者負担を求めている。
-----------------	--	----------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても、本市同様、保育事業を円滑に推進するため、延長保育事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	公立保育所の設置者として、市が実施することが妥当である。																																
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																																	
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			市民の領域			行政の領域					A	B	C	D	E		現状							●	将来像							○	内容 公立保育所設置者として、市が実施する。
		市民の領域			行政の領域																													
		A	B	C	D	E																												
現状							●																											
将来像							○																											

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	公立保育所の設置者として、充実した保育を実施し、事業の実施により、保育サービスの充実を図った。
-------------	---

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	引き続き延長保育事業を行うとともに、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。保育ニーズの多様化に対応するため、今後も保育サービスの充実を努める。最終的に公立としての役割を担う公立保育所は、必要な機能を付加した保育所として計画的に整備を進め、延長保育を実施する。
---------------	----	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	公立保育所地域活動事業費	3G2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成元年		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育指導課	所属長名	中田 さよ

①事業概要

事業実施趣旨	少子化・核家族化が進み、入所児童が地域の親子や高齢者と交流する機会も少なくなっている。また、地域の子育て家庭や高齢者についても孤立しがちな状況があることから、お互いが交流しあう場として保育所を活用する。
対象(誰を・何を)	公立保育所入所児童及び保護者、地域の親子や高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域の財産である公立保育所を活用し、公立保育所が地域に根ざした施設の役割を担っていくことを目指す。
事業概要	公立保育所が地域に密着し、地域住民のために活動や情報を発信する。
実施内容	<p>保育所が地域に密着し、地域住民のために活動や情報を発信するとともに、次のような事業を実施する。</p> <p>① 高齢者福祉施設訪問等世代間交流事業 ② 地域における異年齢児交流事業</p> <p>地域住民参加者数 平成27年度 1,294人、平成28年度 934人、平成29年度881人</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	438	416	418	
需用費	308	291	298	消耗品費
報償費	120	115	110	公演謝礼等
役務費	10	10	10	保険料
人件費 B	48,704	43,622	40,914	
職員人工数	5.99	5.47	5.12	
職員人件費	47,908	43,508	40,586	
嘱託等人件費	796	114	328	
合計 C(A+B)	49,142	44,038	41,332	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	49,142	44,038	41,332	

③事業成果の点検

評価指標	実施箇所数(成果を検証するための実施の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	箇所数										
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <td>21</td> <th>達成年度</th> <td>毎年度</td> <th>27年度</th> <td>22</td> <th>28年度</th> <td>21</td> <th>29年度</th> <td>21</td> </tr> </table>	目標値	21	達成年度	毎年度	27年度	22	28年度	21	29年度	21		
目標値	21	達成年度	毎年度	27年度	22	28年度	21	29年度	21				
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			全ての公立保育所で実施している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公立保育所が地域との交流を持つことで、つながりができ温かく見守ってもらいきっかけづくりとなっている。地域に根ざした施設の役割を担っていくためにも必要である。地域の親子や高齢者との交流を持つことが、保育所の子どもたちにとってよい刺激となり社会性を培う。継続した交流を持つことで顔見知りになり、日常的なつながりもできることから有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、公立保育所が主体となって進めていく事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても、本市同様、公立保育所と地域が密着し、地域住民のために活動や情報を発信し、様々な世代との交流を通じて地域に開かれた社会資源として活用している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	公立保育所の事業として実施するものとする。																							
委託等の可能性																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td></td> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> <td>公立保育所が主体となって、進めていく事業である。</td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域			内容		現状	A	B	C	D	E		将来像						●	○	公立保育所が主体となって、進めていく事業である。	
		市民の領域 ⇄ 行政の領域			内容																				
	現状	A	B	C		D	E																		
	将来像						●	○	公立保育所が主体となって、進めていく事業である。																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	公立保育所(21所)において実施し、異年齢児や高齢者と交流する機会を持つことができた。地域住民のための活動や情報を発信し事業を進めてきた。参加者が少ない保育所もあるが、地域の老人ホームや近隣の法人保育園と定期的に交流を持つ保育所もある。参加者が少ない保育所については、参加者の増加を図る工夫が必要と考える。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>改善</p> <p>保育所と地域団体及び地域の施設等との連携が必要である。公立保育所の民間移管のため参加者が減少する傾向にあるが、今後、交流できる施設や団体等を見つけた。地域の中にはピラを配布したり、子育てサークルなどに呼びかけるなどPRに努める。また、地域団体等と連携したりして参加者の増加を図る。また、より交流が深められるように、事業内容を工夫することにより、参加者の増加、事業内容の充実を目指す。法人保育園等の参加も継続して呼びかけ参加者の増加を図っていく。</p>
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	食育推進事業費	3G2Q	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食育基本法		会計	01 一般会計
個別計画	第2次尼崎市食育推進計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育指導課	所属長名	中田 さよ

①事業概要

事業実施趣旨	第2次尼崎市食育推進計画に基づき、食の重要性について、継続して発信し、家庭と連携した取り組みを実施していく必要がある。
対象 (誰を・何を)	公立保育所入所児童及び保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保育所における食育を推進し、家庭においても食に対する意識が高まることにより、子どもの健やかな心と身体の発達に資する。
事業概要	公立保育所において、児童が栽培して収穫した食材を給食に取り入れるなどの特色ある給食の実施や、保護者への食育の情報を発信するなどにより食育を推進する。
実施内容	<p>全ての公立保育所で毎月1回以上、児童が栽培して収穫した食材を給食に取り入れるなどのアレンジした給食、バイキング給食やお弁当箱給食など特色ある給食を実施する日を設け、食育推進事業に取り組み、家庭へ情報を発信した。</p> <p>また、子どもが食べる事を楽しみにできるように、その月に合わせた行事食「なかよし給食」を実施した。</p> <p>【情報発信方法】 保育所だよりに掲載、連絡ノートに記載、展示食や写真掲示、よいコネットに掲載、収穫物の数量の掲示する等あらゆる複数の方法で各家庭に情報を発信した。</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	97	94	95	
需用費	97	94	95	野菜苗等の材料費
人件費 B	41,588	57,064	69,891	
職員工数	5.18	7.16	8.82	
職員人件費	41,429	56,950	69,563	
嘱託等人員費	159	114	328	
合計 C (A+B)	41,685	57,158	69,986	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	41,685	57,158	69,986	

③事業成果の点検

評価指標	実施箇所数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	か所										
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>全保育所</th> <th>達成年度</th> <th>毎年度</th> <th>27年度</th> <th>22</th> <th>28年度</th> <th>21</th> <th>29年度</th> <th>21</th> </tr> </table>	目標値	全保育所	達成年度	毎年度	27年度	22	28年度	21	29年度	21		
目標値	全保育所	達成年度	毎年度	27年度	22	28年度	21	29年度	21				
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			<p>全ての公立保育所で毎月、食育推進事業を実施することができた。また保護者へ保育所での食育事業の様子を情報発信することで家庭における食に対する意識が高まる取り組みを行った。</p>									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保育所で食育に取り組み、正しい食習慣を身につける子どもを増やすとともに食育を推進し、将来の生活習慣病予防につなげる必要がある。子どもの生活の場である保育所で食育を実施することは、子どもの健やかな心と身体の発達において大変有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は公立保育所設置者として、市が実施するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国は、平成17年に食育基本法を制定し、食育推進基本計画を作成した。この中で、「食育推進基本計画に基づき市町村食育推進計画を作成するように努めなければならない」とあり、本市においては、平成22年3月に尼崎市食育推進計画を策定し、平成27年3月には、第2次尼崎市食育推進計画を策定した。計画の中には、「保育所における食育の推進」が掲げられ、これに基づき、保育所における食育の推進を実施している。なお、兵庫県下では、全ての市町が食育推進計画を作成し、食育を推進している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公立保育所における事業として実施するものである。																						
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																							
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <th>将来像</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>保育所で食育を推進し、家庭に発信する必要がある。</td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域			内容	現状	将来像	A	B	C	D	E								●	保育所で食育を推進し、家庭に発信する必要がある。	
		市民の領域 ↔ 行政の領域			内容																			
現状	将来像	A	B	C		D	E																	
							●	保育所で食育を推進し、家庭に発信する必要がある。																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	各保育所でさまざまな食育の取り組みを実施し、家庭へ情報発信している。今後も保護者へ食に対する意識を高めるような働きかけを継続し、正しい食習慣を身につける子どもを増やす必要がある。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 今後も特色ある給食や保育所からの配付物等を通じて家庭に食育を発信し、各保育所においては子どもが食べることを楽しみにする取り組みを行い、食育を推進する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	一時預かり事業補助金	3L1C	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市私立保育所補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成3年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本課	課	子ども入所支援担当	所属長名	松田 陽子

①事業概要

事業実施趣旨	核家族化に伴い、短時間の就労機会や家族の病気、更には保育のための精神的負担の解消など多様な保護者のニーズに対する子育て支援を行うため。
対象(誰を・何を)	子育て中の親子(主に在宅で育児をしている保護者とその子ども(就学前))
求める成果(どのような状態にしたいか)	保護者の非定型就労や傷病等の緊急時及び保育疲れ等の理由で、家庭保育が一時的に困難となった児童を保育所で保育することにより、親の子育てに対する負担感を軽減する。
事業概要	一時預かり事業を実施する法人保育園に助成を行う。(実施保育園 平成28年度28園・平成29年度30園)
実施内容	一時預かり事業には次の3つの事業があり、平成29年度では、法人保育園30園で実施し、利用者数は延べ16,721人であった。 (1) 非定型的保育サービス事業:保護者の短時間又は断続的な労働、職業訓練、就学等により家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児 (2) 緊急保育サービス事業:保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児 (3) 私的理由による保育サービス事業:保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的な負担の解消等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる乳幼児 ○利用料(基本料) 0歳児 2,800円 1~2歳児 2,500円 3~5歳児 2,000円 (別途給食費が必要)

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	63,311	65,574	76,210	
補助金補助及び交付金	63,311	65,574	76,210	
人件費 B	960	1,670	1,665	
職員人工数	0.12	0.21	0.21	
職員人件費	960	1,670	1,665	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	64,271	67,244	77,875	
C 国庫支出金	21,062	23,778	24,719	地域子ども子育て支援事業費交付金(1/3)
市債				
市債	20,535	21,405	24,719	地域子ども子育て支援事業費交付金(1/3)
その他				
一般財源	22,674	22,061	28,437	

③事業成果の点検

評価指標	一時預かり保育を実施する法人保育施設等(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	園								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	26	28年度	28	29年度	30
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 法人保育園30園で実施し、多様な保育ニーズに対応している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保護者の就労形態の多様化(パート就労等)や疾病等による緊急時の保育需要に対応するなど、子育て家庭の負担軽減のため、一時預かり事業は必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づき、事業を実施している保育施設等に対して補助金を支払うものである。他自治体においても同様に補助金を支払っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	補助金事業は市で行う事業である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	法人保育園における一時預かり事業の実施は、多様化する保育ニーズへの対応につながっている。また、児童の健やかな成長を支援するため、今後も継続実施が必要と考えられる。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き一時預かり事業を行うとともに、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。 引き続き、法人保育園に補助金を支出し、一時預かり事業の実施により、親の子育てに対する負担感の軽減に努めるとともに、多様化する保育ニーズに対応する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	法人保育施設等特別保育事業等補助金	3L1D	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市延長保育事業補助金交付要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和56年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	こども青少年本課 保育管理課、こども入所支援担当
所属長名	畑 俊郎、松田 陽子

①事業概要

事業実施趣旨	0歳児保育、延長保育などの保育ニーズが増加しているため。
対象(誰を・何を)	法人保育施設等入所児童及びその保護者、地域の親子や高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実を図る。
事業概要	多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等が保育内容の向上を図るために補助を行う。
実施内容	<p><平成29年度実績> 法人保育施設等では、保育ニーズに対応して、障害児保育、延長保育を実施した。また、待機児童の減少を図るため、定員の弾力化を実施し、児童の受け入れを行った。</p> <p>【法人保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業(国庫・県費補助事業) 58園 延べ135,297人(日)受入れ 59,854千円 ・待機児童解消加算事業(市単独事業) 54園 延べ6,695人受入れ 133,900千円 ・障害児保育事業(市単独事業) 37園 児童数105人 91,934千円 ・地域活動事業(市単独事業) 47園 87事業実施 8,881千円 <p>【認定こども園】(平成27年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業(国庫・県費補助事業) 8園 延べ8,235人(日)受入れ 3,734千円 ・待機児童解消加算事業(市単独事業) 4園 延べ265人受入れ 5,300千円 ・障害児保育事業 2園 児童数10人 8,230千円 <p>【地域型保育事業所】(平成27年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業(国庫・県費補助事業) 5事業所 延べ1,641人(日)受入れ 1,500千円 ・待機児童解消加算事業(市単独事業) 12事業所 延べ285人受入れ 5,700千円

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	311,457	319,032	329,809	
負担金補助及び交付金	311,457	319,032	329,809	
人件費 B	5,039	7,397	6,823	
職員人工数	0.63	0.93	0.86	
職員人件費	5,039	7,397	6,823	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	316,496	326,429	336,632	
C 国庫支出金	25,756	24,720	24,715	地域子ども・子育て支援事業費補助金(国:1/3)
の 県支出金	20,174	20,542	24,715	地域子ども・子育て支援事業費補助金(県:1/3)
市債				
その他				
一般財源	270,566	281,167	287,202	

③事業成果の点検

評価指標	延長保育を実施する法人保育施設等(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	園								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	66	28年度	74	29年度	71
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った ほとんどの法人保育施設等で実施し、多様な保育ニーズに対応している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	待機児童解消のため、定員を超えての受入れ促進や障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスは必要と考える。また、保育施設等のノウハウを生かし、世代間交流や異年齢児交流等の事業展開することで地域住民との交流を図ることは、児童にとって貴重な体験となっている。多様な保育ニーズに対応し、保育入所児童の健全な育成及び在宅子育て家庭や地域住民との交流を深めることに寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づき、事業を実施している法人保育施設等に対して補助金を支払うものである。他自治体においても同様に補助金を支払っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 補助金事業は市で行う事業である。		市民の領域			行政の領域				A	B	C	D	E		現状						●	将来像						○
	市民の領域			行政の領域																									
	A	B	C	D	E																								
現状						●																							
将来像						○																							

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	法人保育施設等における特別保育事業の実施を促進し、待機児童の解消や子育て支援と地域コミュニティの活性化、多様化する保育ニーズへの対応につながっている。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育ニーズに対応する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	法人保育施設等児童検診助成事業補助金	3L1E	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市法人保育施設等児童検診助成事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和61年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課	所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	眼科・耳鼻科については年1回の検診と相談業務を実施しており、入所児童の健康管理の徹底を図るために法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)で実施。																								
対象(誰を・何を)	法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)入所児童及びその保護者																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)に入所している児童の健康管理の充実に図る。																								
事業概要	法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)に入所している児童の眼科及び耳鼻科検診に要した経費を助成する。																								
実施内容	<p><平成29年度実績></p> <table border="1"> <tr> <td><眼科検診></td> <td>86園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,780人</td> </tr> <tr> <td><耳鼻科検診></td> <td>86園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,774人</td> </tr> </table> <p><平成28年度実績></p> <table border="1"> <tr> <td><眼科検診></td> <td>82園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,570人</td> </tr> <tr> <td><耳鼻科検診></td> <td>82園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,608人</td> </tr> </table> <p><平成27年度実績></p> <table border="1"> <tr> <td><眼科検診></td> <td>72園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,129人</td> </tr> <tr> <td><耳鼻科検診></td> <td>72園で実施</td> <td>受診児童数</td> <td>5,144人</td> </tr> </table>	<眼科検診>	86園で実施	受診児童数	5,780人	<耳鼻科検診>	86園で実施	受診児童数	5,774人	<眼科検診>	82園で実施	受診児童数	5,570人	<耳鼻科検診>	82園で実施	受診児童数	5,608人	<眼科検診>	72園で実施	受診児童数	5,129人	<耳鼻科検診>	72園で実施	受診児童数	5,144人
<眼科検診>	86園で実施	受診児童数	5,780人																						
<耳鼻科検診>	86園で実施	受診児童数	5,774人																						
<眼科検診>	82園で実施	受診児童数	5,570人																						
<耳鼻科検診>	82園で実施	受診児童数	5,608人																						
<眼科検診>	72園で実施	受診児童数	5,129人																						
<耳鼻科検診>	72園で実施	受診児童数	5,144人																						

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	15,826	16,564	13,677	
負担金補助及び交付金	15,826	16,564	13,677	H30年度:補助内容の見直し
人件費 B	800	2,863	476	
職員人工数	0.10	0.36	0.06	
職員人件費	800	2,863	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	16,626	19,427	14,153	
C 国庫支出金				
■ 国庫支出金				
■ 市債				
■ その他				
財源内訳	16,626	19,427	14,153	
■ 一般財源				

③事業成果の点検

評価指標	実施する法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)数 (成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	園								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	72	28年度	82	29年度	86
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)91園中、86園において、眼科及び耳鼻科検診を実施した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子ども・子育て支援新制度の公定価格における検診経費の考え方を踏まえるとともに、児童の健康の維持増進に継続的に医師が関わることの重要性を勘案し、平成30年度以降は助成内容を見直して実施する。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	明石市 嘱託医・嘱託歯科医への検診報酬に対する一部助成を行っている。
---------------	---------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 補助金事業は市の判断で行うべき事業である。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	子ども・子育て支援新制度の公定価格における検診経費の考え方を踏まえるとともに、児童の健康の維持増進に継続的に医師が関わることの重要性を勘案し、平成30年度以降は助成内容を見直して実施する。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	改善 子ども・子育て支援新制度の公定価格における検診経費の考え方を踏まえるとともに、児童の健康の維持増進に継続的に医師が関わることの重要性を勘案し、平成30年度以降は助成内容を見直して実施する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	経験ある保育士配置促進事業補助金	3L1F	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	経験ある保育士配置促進事業補助実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課
		所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	法人保育園では経験・実績が豊富な保育士の確保は非常に難しいため、経験年数の短い保育士が多い。市としては保育の質の向上のために経験豊かな保育士の配置が促進されるよう支援を行う。
対象 (誰を・何を)	平成21年度以降に民間移管した法人保育園入所児童及びその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	経験年数の多い保育士を増やすことや若い保育士を育てることで、保護者の安心感と保育のさらなる質の向上に資する。
事業概要	平成21年度以降、民間移管した法人保育園においては、一定の経験年数を有する保育士の配置を移管条件としており、保育士経験10年以上の保育士の配置に対して、移管後5年間について補助を行う。
実施内容	<p>保育士経験10年以上の保育士を配置する民間保育所へ補助金を交付する。経験実績のある保育士の確保を促進するため、5年間補助を行う。</p> <p>【制度内容】 1人当たり50,000円/月 ・定員60人未満 2人 ・定員60人以上90人未満 3人 ・定員90人以上 4人(上限を満たしていない場合は、その人数)</p> <p>【29年度実績】 補助対象7園 ① 80人定員(平成26年4月移管園) ② 100人定員(平成26年4月移管園) ③ 110人定員(平成26年4月移管園) ④ 105人定員(平成27年4月移管園) ⑤ 60人定員(平成27年4月移管園) ⑥ 60人定員(平成27年4月移管園) ⑦ 110人定員(平成28年4月移管園)</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	13,800	12,100	13,800	
負担金補助及び交付金	13,800	12,100	13,800	
人件費 B	400	1,034	476	
職員人工数	0.05	0.13	0.06	
職員人件費	400	1,034	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	14,200	13,134	14,276	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	14,200	13,134	14,276	

③事業成果の点検

評価指標	民間移管園で補助対象職員が勤務する法人保育施設等数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)				単位	園
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度 7 28年度 8 29年度 7
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	民間移管後5年間の期間内にあり、補助対象職員が勤務する法人保育施設等全てにおいて実施している。				

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	経験年数の豊富な職員を施設に配置することで、保護者の安心感を高め、保育の質を向上する必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体において、類似事業の実施はない。
---------------	----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	内容 補助金事業は市で行う事業である。
	市民の領域		行政の領域											
	A	B	C	D	E									
現状 将来像					● ○									

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	経験年数の豊富な職員を施設に配置することを促し、保護者の安心感、保育の質を向上することにつながっている。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、さらなる保育の質の向上を促す。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	民間社会福祉施設運営支援事業補助金	3L1G	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課
		所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	孤立しがちで子育ての指導助言を必要とする親が増えている中、職員を加配し子育て支援を促進することで、保育の質の向上につなげる。
対象（誰を・何を）	法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）の入所児童及びその保護者
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員を加配し子育て支援を促進することによって、保育の質の向上につなげる。
事業概要	利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）に対して、補助を行うことにより、利用者の処遇の向上を図る。
実施内容	<p>実施施設数 【平成29年度】 法人保育園 59園 幼保連携型認定こども園 5園</p> <p>【平成28年度】 法人保育園 59園 幼保連携型認定こども園 5園</p>

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	50,423	23,688	25,409	
負担金補助及交付金	50,423	23,688	25,409	
人件費 B	800	1,352	951	
職員人工数	0.10	0.17	0.12	
職員人件費	800	1,352	951	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	51,223	25,040	26,360	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	51,223	25,040	26,360	

③事業成果の点検

評価指標	実施する法人保育施設数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）						単位	園			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	61	28年度	64	29年度	64
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		全ての法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）が実施しており、多様な保育ニーズに対応し、入所児童の健全な育成や保護者支援につながっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）において、職員を加配し子育て支援を促進することで、保育の質の向上につながるため、有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	中核市移行に伴う、県単独事業の市事業への移譲。県の実施要綱に準じて、事業を実施する法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）に対して補助金を支払うものである。近隣都市においても同様に実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無					補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	補助金事業は市で行う事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	法人保育施設（保育園及び幼保連携型認定こども園）において、職員を加配し子育て支援を促進することで、保育の質の向上につながるため、効果がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 民間社会福祉施設運営支援事業は、保育の質を向上させるために必要な取り組みであり、継続して実施する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	産休等代替職員費補助金	3L1H	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市民間福祉施設産休等代替職員補助要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	こども青少年本 部事務局	課	保育管理課
	所属長名	畑 俊郎	

①事業概要

事業実施趣旨	法人保育施設(法人保育園、幼保連携型認定こども園)の職員が産休又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、施設における児童の処遇を確保し保育の質を安定させるため、保育士等の代替職員配置を促進する必要がある。		
対象(誰を・何を)	法人保育施設(法人保育園、幼保連携型認定こども園)に入所する児童及びその保護者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	法人保育施設(法人保育園、幼保連携型認定こども園)の職員が産休又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、保育士等の代替職員の配置を促進することで、施設における児童の処遇を確保し保育の質を安定させる。		
事業概要	法人保育施設(法人保育園、幼保連携型認定こども園)の職員が産休又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、その職員の職務を行わせるための代替職員を施設が臨時に雇用する場合に、その代替職員にかかる所要経費を補助する。		
実施内容	<p>法人保育施設(法人保育園、幼保連携型認定こども園)の職員が産休又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、その職員の職務を行わせるための代替職員を施設が臨時に雇用する場合に、その代替職員にかかる所要経費を補助する。</p> <p>1 職員が産休する場合 職員の産休予定日の8週間(多児妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間</p> <p>2 職員が疾病のため31日以上の継続する療養を必要とする場合 職員が休暇を開始して7日経過した日(8日目)から89日経過した日(90日目)までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間</p> <p>平成22年度実績 7園 平成23年度実績 3園 平成24年度実績 6園 平成25年度実績 4園 平成26年度実績 6園 平成27年度実績 9園 平成28年度実績 10園 平成29年度実績 4園</p>		

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,541	1,717	4,625	
負担金補助及び交付金	4,541	1,717	4,625	
人件費 B	400	1,114	476	
職員人工数	0.05	0.14	0.06	
職員人件費	400	1,114	476	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,941	2,831	5,101	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,941	2,831	5,101	

③事業成果の点検

評価指標	法人保育施設で産休等代替職員が必要となった場合の実施率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	100	28年度	100	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		適正な申請のある法人保育施設に対して、全て実施し、平成29年度では、4施設に執行した。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	代替職員の配置を促進し、保育の質を安定的に保つ必要がある。保育士等の代替職員配置の促進に貢献する。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	中核市移行に伴い、県単独事業が、市事業へ移譲されたもの。県の実施要綱に準じて、事業を実施している法人保育施設に対して補助金を支払うものである。近隣都市においても同様に実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無					補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E					内容 補助金事業は市で行う事業である。
現状						●
将来像						○

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	代替職員の配置に対し、一定の補助を行うことでその配置を促進し、保育の質を保つことができた。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 保育の質を安定的に保つため、継続して実施する。
---------------	-----------------------------------

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	保育の量確保事業費	3L1J	事業分類	ソフト事業
根拠法令	子ども・子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	保育施策推進担当
所属長名	山根 大輔

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市子ども・子育て支援事業計画及び国の子育て安心プランに基づき、平成31年度末までに保育の供給量を確保し待機児童を解消するため、利用状況や潜在ニーズの状況等を踏まえ、保育の供給量が特に不足している地域に新たに保育施設・事業所を整備するなど保育の量を確保する。
対象 (誰を・何を)	就学前児童を持つ保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保育施設等の利用状況や待機児童の状況、潜在ニーズ、認定こども園への移行等動向を踏まえ、保育の需給バランスを見込んだ上で、必要な供給量を確保し、待機児童を解消する。
事業概要	保育施設等の利用状況や待機児童の状況、潜在ニーズ、認定こども園への移行等動向を踏まえ、保育の需給バランスを見込んだ上で、保育の供給量が不足している地域に認可保育所や小規模保育事業所等の設置運営事業候補者を公募・選定するなど、必要な保育量を確保する。
実施内容	<p>保育施設等の利用状況や待機児童数等を踏まえた上で、子ども・子育て支援事業計画を基本に必要な保育の量を確保するため、平成29年度、小規模保育事業所設置運営事業候補者の公募を行い、新たに4ヶ所の小規模事業所を設置するなどし、134人の利用定員を増やした。</p> <p>しかしながら、前年度に引き続き300人を超える利用申請者数の増加もあり、平成30年4月の待機児童数は156人と前年度の87人から69人増加した(未入所児童数は前年度の440人から624人へと184人増加)。このように、依然として待機児童がいることから、引き続き、事業計画を基本とした保育の量の確保が必要な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所の設置運営事業候補者の公募 小規模保育事業・事業所内保育事業(保育所型)の設置運営事業候補者の公募 15ヶ所公募 小規模保育事業設置運営事業候補者の選定委員会開催7回、選定および決定 <p>新たに4ヶ所開設、利用定員69人の増(既存21ヶ所を含めて小規模保育事業所 計25ヶ所)</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	44	23,844	589,009	
需用費	44	36	69	
使用料及び賃借料		17		
負担金補助金及び交付金		23,791	588,940	
人件費 B	11,757	17,237	30,475	
職員人工数	1.47	1.93	3.58	
職員人件費	11,757	15,351	28,379	
嘱託等人件費		1,886	2,096	
合計 C (A+B)	11,801	41,081	619,484	
C 国庫支出金		21,148	498,670	保育所等整備交付金等
市債			57,000	
市債				
その他				
一般財源	11,801	19,933	63,814	

③事業成果の点検

評価指標	待機児童の解消	単位	人
目標・実績	目標値 0	達成年度	31年度
		27年度	68
		28年度	47
		29年度	87
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		
	私立保育施設等の定員増や新規事業所の開設を行い、134人分の定員増を行ったものの、300人を超える利用申請者数の増加もあり、目標達成に至らなかった。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保育施設等の利用状況や待機児童数等を踏まえた上で、子ども・子育て支援事業計画を基本に必要な保育の量を確保するため、平成29年度、小規模保育事業所等設置運営事業候補者の公募を行い、新たに4ヶ所の小規模事業所を設置するなどし、134人の利用定員を増やした。しかしながら、前年度に引き続き300人を超える利用申請者数の増加もあり、平成30年4月の待機児童数は156人と前年度の87人から69人増加した(未入所児童数は前年度の440人から624人へと184人増加)。このように、依然として待機児童がいることから、引き続き、事業計画を基本とした保育の量の確保が必要な状況となっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保育施設等を現に利用している者からは、保育サービスへの対価(保育料)が支払われるものの、私立保育施設等の新設等、利用定員の増を図る段階においては受益者となる者が確定していないため、受益者に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	都市部において待機児童は特に増加傾向にあり、兵庫県内の中核市・政令市においても待機児童の増加に対応するため、保育施設等の新設を進める等、保育の供給量確保に取り組んでいる。 【各市の待機児童数】 神戸市 平成28年度59人、平成29年度93人、平成30年度332人 西宮市 平成28年度183人、平成29年度323人、平成30年度413人 姫路市 平成28年度46人、平成29年度126人、平成30年度185人
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	公権力の行使(保育施設等の認可)を伴う事業であるため、委託することは適当でない。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 公権力の行使(保育施設等の認可)を伴う事業であるため。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	小規模保育事業所等設置運営事業候補者の公募を行い、新たに4ヶ所の小規模事業所を設置するなどし、134人の利用定員を増やしたが、300人を超える利用申請者数の増加もあり、待機児童の解消には至らなかった。そのため、引き続き事業計画を基本とした保育の量の確保を進めていかなければならない。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 これまでも行ってきた小規模保育事業所や認可保育所等設置運営事業候補者の公募に際しては、開設時の施設整備に係る国庫補助金を導入することなどにより、事業者の参入促進を図り、また、新たに国庫補助金を活用した認定こども園の保育定員の増、保育の量の確保をより進めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	保育環境改善事業費	3L1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成8年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本課 保育計画担当、保育管理課
所属長名	谷 章、畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	保育ニーズの多様化や保育所の入所希望者が増加してきており、引き続き、待機児童の解消等に努めていることが必要である。また、老朽化している法人保育園については、保育環境の改善を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	保育所入所者・入所希望者及びその乳幼児
求める成果(どのような状態にしたいか)	0歳児保育など多様な保育ニーズに応え、効率的な保育行政を進めるとともに、老朽化している保育所の建替えや改修に合わせ定員増を図り、待機児童の解消や保育環境の改善に努める。
事業概要	公立保育所の民間移管において、移管後保育園で0歳児保育や一時預かりの実施等、保育サービスの充実を図るとともに、老朽化した保育所の建替えや改修を行う等、保育環境の改善に取り組む。また、国交付金等を活用して、増改築、改築及び大規模改修を行う私立保育所に対し、費用の一部を助成することにより、保育環境の改善を図る。なお、平成27年度から費目を移動し事業を統一した。
実施内容	<p>1 公立保育所の民間移管<平成29年度実績></p> <p>(1) 移管法人選定委員会 「第4次 保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、塚口北保育所及び富松保育所の移管法人選定委員会を開催した(塚口北保育所 4回開催、富松保育所 2回開催)。</p> <p>(2) 民間移管保育園の保育環境改善 移管後の施設改修工事を行った尼崎さくら保育園(旧浜保育所)の運営法人に対し、その費用の一部を補助することにより、保育環境の改善を図った。</p> <p>2 保育環境改善事業 法人保育園に対する施設整備補助 国の保育所等整備交付金等を活用して、増改築、改築及び大規模改修を行う法人保育園に対し、その費用の一部を助成し、保育環境の改善及び待機児童の解消を図った。</p> <p><平成28年度実績> 改築事業 2園(平成27～平成29年度の3か年工事1園、平成28～平成29年度の2か年工事1園) 増改築事業 1園 大規模改修 2園</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	255,950	600,752	969,965	
需用費	47	272	1,480	消耗品費等
役務費	10	6	131	
委託料	724	1,576	3,920	管理委託料等
使用料及び賃借料		4	20	会場使用料
負担金補助及び交付金	255,169	598,894	964,414	民間移管保育環境改善対策補助金
人件費 B	35,612	36,890	37,317	
職員人工数	4.20	4.33	4.32	
職員人件費	33,592	34,441	34,245	
嘱託等人件費	2,020	2,449	3,072	臨時職員、選定委員会委員報酬
合計 C(A+B)	291,562	637,642	1,007,282	
C 国庫支出金	98,621	218,065	841,748	保育所等整備交付金(補助率8/9.2/3)
の 県支出金	75,014	211,501		保育所等緊急整備事業(補助率8/9.2/3)
財源 市債	65,000	135,000	95,800	
内 其他		51	1,262	実費弁償
訳 一般財源	52,927	73,025	68,472	

③事業成果の点検

評価指標	—(求める成果が多岐にわたり、指標の設定が困難であるため)						単位	—			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		「第4次 保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、事業進捗を図った。老朽化している法人保育園に対しては、改築事業(2園)と増改築事業(1園)、大規模改修(2園)を実施し、保育環境の改善を行った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市では益々多様化し、かつ高まる保育ニーズの中、公立保育所だけでなく、法人保育園や認定こども園など多様な主体がそれぞれの役割を担っていく必要があり、それぞれが連携して保育の量を確保するとともに、質全体の向上に努めていくことが重要であると考えている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> 有 ■ 無	本事業は行政が行うべき事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても本市同様、公立保育所の民間移管や法人保育園に対する施設整備補助を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ■ 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	本事業は公立保育所の民間移管や法人保育園に対する施設整備補助であり、委託等になじまない。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	移管法人選定委員会において、市民団体の代表や移管対象保育所の保護者代表等に参画いただいている。
現状将来像		● ○

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	民間移管対象の保育所については、平成28年度に策定した「第4次 保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、計画的に民間移管を行い保育環境の改善等に取り組む。法人保育園については、まだ、老朽化している施設も多く、建替えや大規模改修を行うことで引き続き保育環境の改善を図っていく必要がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 引き続き、公立保育所の民間移管を計画的に推進するとともに、法人保育園や認定こども園などの多様な主体と連携を図りながら、多様化する保育ニーズへの対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消を進め、より効率的な保育所運営を行っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	実費徴収に係る補給給付事業費	3L1M	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市実費徴収に係る補給給付事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課	所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	低所得者で生計が困難である者の子どもの、円滑な特定教育・保育等の利用を図る。
対象 (誰を・何を)	法人保育施設等に入所する児童及びその保護者。
求める成果 (どのような状態にしたいか)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者(以下、「支給認定保護者」という。)のうち、低所得者で生計が困難である者の子どもの、円滑な特定教育・保育等の利用を図り、もってすべての子どもの健やかな成長を支援する。
事業概要	家計の状況から生計が困難と考えられる世帯の支給認定保護者が、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用にあたり、施設等に支払う実費徴収額に対して、その一部を補助する。
実施内容	生活保護世帯等に属する児童の保護者が、保育所等を利用するにあたり、保育所等に支払う実費徴収額(教材費・行事費等に限る)に対し、児童1人当たり月額2,500円を上限に費用の一部を補助する。 【平成29年度実績】 法人保育園(27園) 補助対象児童数 59人 397千円 認定こども園(6園) 補助対象児童数 15人 186千円 小規模保育事業所(5事業所) 補助対象児童数 11人 78千円

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	741	661	2,638	
補助金補助及び交付金	741	661	2,638	
人件費 B	1,521	1,829	951	
職員人工数	0.20	0.23	0.12	
職員人件費	1,521	1,829	951	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,262	2,490	3,589	
C 国庫支出金	2,016	792	879	地域子ども・子育て支援事業費補助金(国:1/3)
の 県支出金	246	219	879	地域子ども・子育て支援事業費補助金(県:1/3)
財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	0	1,479	1,831	

③事業成果の点検

評価指標	補助対象児童数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	85	29年度	85
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 適正な申請内容であるすべての支給認定保護者に対し補助を行った。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護世帯等に属する児童の保護者に対し費用の一部を補助することで、経済的な理由に関係なくすべての子どもの健やかな成長の支援につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づき、事業を実施している支給認定保護者に対して補助金を支払うものである。他自治体においても同様に補助金を支払っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将楽像
内容	補助金事業は市で行う事業である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	入所児童の健やかな成長を支援するため、今後も継続実施が必要と考えられる。
-------------	--------------------------------------

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 法人保育施設等の協力のもと当該補助事業の周知・活用を促進し、子どもの健やかな成長につなげる。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	保育士宿舎借り上げ支援事業費	3L10	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成29年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課	所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であることから、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の確保、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。
対象 (誰を・何を)	法人保育施設等に勤務する常勤保育士のうち、新規に採用された者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保育士の確保及び離職防止を図り、他市に住む保育人材の尼崎市内での就職を促進し、保育の質の維持・向上と保育の量確保を進める。
事業概要	国の補助制度を活用して、法人保育施設等が保育士の宿舎を借り上げるための費用に対し、3年を限度に月額82,000円を補助基準上限額とし、補助率3/4(上限61,500円)の助成を行う。
実施内容	実績件数 【平成29年度】 8法人、保育士 9名

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	1,876	12,546	
_{補助金補助及び交付金}		1,876	12,546	
人件費 B	0	1,273	1,427	
_{職員人工数}		0.16	0.18	
_{職員人件費}		1,273	1,427	
_{嘱託等人件費}				
合計 C (A+B)	0	3,149	13,973	
C 国庫支出金		1,249	8,364	保育対策総合支援事業費補助金
_{県支出金}				(補助率 2/3)
_{市債}				
_{その他}				
_{一般財源}		1,900	5,609	

③事業成果の点検

評価指標	補助を受けた保育士数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	9
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 実施初年度のため、補助金を受けた保育士は9人だった。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保育士の確保及び離職防止を図り、保育の質の維持・向上と保育の量確保を進める一助となるため、待機児童解消に効果がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	神戸市、西宮市、明石市、大阪市、豊中市、高槻市、吹田市で実施
---------------	--------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無					補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	補助金事業は市で行う事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	保育士の確保及び離職防止を図り、保育の質の維持・向上と保育の量確保を進める一助となるため、待機児童解消に効果がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育の質の維持・向上と保育の量確保を進めるために必要な取り組みであり、継続して実施する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	児童ホーム運営事業費	3Z1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)等		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	25 青少年費
			目	15 児童育成費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	こども青少年本 部事務局	課	児童課	所属長名	大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	保護者が昼間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行う。
対象 (誰を・何を)	市内在住の小学校1年生から6年生まで
求める成果 (どのような状態にしたいか)	留守家庭児童に対し、安全な生活の場を提供するとともに適切な遊び等を通して生活指導、余暇指導を行い、児童の健全な育成を図る。
事業概要	留守家庭児童対策として、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の心身両面の健康増進と情操を高め、児童の健全な育成を図る。
実施内容	市内在住の小学校1年生から6年生までの留守家庭児童を対象に、学校施設内に児童ホームという「生活の場」を提供し、遊びを通じて生活、余暇、学習指導等を家庭に代わって実施するもの。 1. 入所者数(5/1時点) 2. 開所時間 3. 延長育成 平成27年度 2,211人 (通常) 12:00~17:00 17:00~18:00の1時間育成時間を延長 平成28年度 2,308人 (学校休業日) 8:30~17:00 平成29年度 2,432人 (土曜日) 9:00~17:00 4. 児童ホーム数 平成27年度 47ホーム 平成28年度 51ホーム 平成29年度 51ホーム

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,974	5,156	8,473	
需用費	2,549	2,479	2,692	消耗品
役務費	2,008	2,114	2,233	傷害保険加入料等
委託料	306	325	2,986	児童育成料口座振替委託料
使用料及び賃借料	35	5	329	児童育成料収納システムリース料等
その他	76	233	233	職員研修用経費等
人件費 B	507,072	518,032	570,368	
職員人工数	1.36	2.01	2.48	
職員人件費	9,233	13,408	16,416	
嘱託等人件費	497,839	504,624	553,952	
合計 C(A+B)	512,046	523,188	578,841	
C 国庫支出金	79,518	110,157	96,501	地域子ども・子育て支援事業費交付金(補助率1/3)
の 県支出金	77,065	95,676	96,000	地域子ども・子育て支援事業費交付金(補助率1/3)
財 市債				
源 市内債	144,587	152,252	151,558	児童ホーム使用料等
内 一般財源	210,876	165,103	234,782	

③事業成果の点検

評価指標	児童ホーム入所者数(5月1日時点) (成果を検証するための数値での把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人
目標・実績	目標値 2,440 達成年度 31年度 27年度 2,211 28年度 2,308 29年度 2,432		
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	共働き家庭等の増加など社会環境の変化などにより、入所希望者が増えている。	

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	就労している保護者の家庭に代わって生活指導していることから、保護者、子どもにとっての必要性は高い。 就労している保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもたちにとっては安全で生活習慣等、基本的な部分を学ぶことができるなど有効性は高い。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成27年度より、児童ホームの設置及び管理に関する条例に基づき、10,000円の児童育成料(使用料)を徴収している。ただし、前年度の市県民税課税額等に基づく減免制度(7,500~0円)がある。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所数について(平成29年5月1日時点(民間含む)) 尼崎市:41小学校区68ホーム / 西宮市:41小学校区68センター / 芦屋市:8小学校区12学級 宝塚市:24小学校区46箇所 / 伊丹市:17小学校区35クラブ / 三田市:20小学校区30クラブ 川西市:16小学校区31クラブ ・入所児童数について(平成29年5月1日時点(民間含む)) 尼崎市:2,696人 西宮市:3,356人 芦屋市:538人 宝塚市:2,004人 伊丹市:1,552人 三田市:895人 川西市:1,039人
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	公営であることで、児童の私傷病や生活状況などの個人情報について、学校との連携を円滑に行うことができるなど、児童、保護者とも安心して活動することができる。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	児童ホームの運営主体は、行政が担いつつも、遊びや学びについては、地域の人的活力を活かした運営を目指したい。
現状		<input checked="" type="radio"/>
将来像		<input type="radio"/>

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	共働き家庭の増など社会環境の変化などにより、ニーズが高まっているなか、放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割はより重要となっている。運営面においては、ボランティアやNPOなど地域の人的資源の活用を図ることで、遊びを通じての学び(コバリエーション)が加わり、保護者、子どもたちにとって魅力ある児童ホーム運営に努めている。加えて、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の資質の向上にも努めている。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例を遵守するとともに、平成30年3月に見直しを行った「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき量の確保を図っていく。
---------------	-----------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	321Q	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)等		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	25 青少年費
			目	15 児童育成費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	こども青少年本 部事務局	課	児童課	所属長名	大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	放課後児童健全育成事業(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し遊び及び生活の場を与える事業)を実施する民間事業者に運営費の補助金を交付する。
対象(誰を・何を)	児童福祉法に基づく届出を行い、条例で定める基準を満たした放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者及び留守家庭児童
求める成果(どのような状態にしたいか)	補助金を導入し、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者の参入を促すことで、本事業の量的拡大を図り、児童ホームの待機児童の解消や、留守家庭児童の安全、保護者の安心の確保等に資する。
事業概要	条例で定める基準を満たした放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に対して、運営費の補助金を交付することで、本事業の量的拡大を図る。
実施内容	<p>1 民間事業所数 ・17か所(平成29年5月1日現在)</p> <p>2 補助金の交付実績 国・県の補助制度を基本として同基準の補助金を交付する。 ・放課後児童健全育成事業費 65,558千円 ・障害児受入推進事業 9,878千円 ・小規模児童クラブ運営支援事業費 5,590千円</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	44,939	81,026	144,958	
負担金補助及び交付金	44,939	81,026	144,958	
人件費 B	2,998	4,244	5,901	
職員人工数	0.50	0.64	0.85	
職員人件費	2,998	4,244	5,901	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	47,937	85,270	150,859	
C 国庫支出金	14,980	27,009	48,319	地域子ども・子育て支援事業費交付金(補助率1/3)
県支出金	14,980	27,009	48,298	地域子ども・子育て支援事業費交付金(補助率1/3)
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	17,977	31,252	54,242	

③事業成果の点検

評価指標	放課後児童健全育成事業定員数 (公設公営の定員数+民設民営の定員数)							単位	人	
目標・実績	目標値	3,244	達成年度	31年度	27年度	2,302	28年度	2,523	29年度	2,761
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		民間児童ホームの定員増と併せて、公設児童ホームの定員増にも取り組んでおり、おおむね目標を達成しているが、引き続き定員増を図っていく必要がある。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に対して、運営費の補助金を交付することで、児童ホーム事業の量的拡大を図るとともに、多様化するニーズにより効果的・迅速に対応することを目的とするものであり、平成29年5月では17か所となるなど、量的拡大が図られている。また、公設児童ホームにないサービスが提供されるなど、有効性は高い。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	運営費の助成事業であり、受益者負担を求めない事業ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	なお、民間児童ホームを利用している保護者からは、事業者が利用料を徴収している。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の各市町において、同様の事業を実施している。
---------------	---------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	運営費の助成事業であり、市が直接すべてを実施すべき業務である。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容 行政の支援のもと、民間の柔軟な発想やノウハウを活用し、魅力ある民間児童ホームの運営を目指す。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年5月では17か所となるなど、民間児童ホームの定員が順次拡大されており、公設児童ホームに無いサービスの提供により、多様化するニーズに効果的に対応できている。しかしながら、共働き家庭等の増加などにより入所希望者が増えていることから、今後も引き続き、公設公営に加えて、民間事業者の活用による定員数の確保に努める必要がある。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 平成29年度に見直しを行った「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、量の確保等について、引き続き取り組みを図っていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	実費徴収に係る補足給付事業費	B42T	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	子ども・子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	50 教育費
事業開始年度	平成28年度		項	05 教育総務費
			目	25 教育諸費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	教育委員会事務局	課	学務課	所属長名	池下 克哉

①事業概要

事業実施趣旨	保護者の世帯所得等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等(以下「実費徴収額」という。)を助成するもの。
対象(誰を・何を)	第1階層(生活保護世帯)に属する世帯の保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	保護者のうち、低所得で生活が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が幼稚園等に支払うべき実費徴収額の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、子どもの健やかな成長を支援する。
事業概要	幼稚園等に支払う実費徴収額に対して一部を補助する。対象となる実費徴収額の範囲は、生活保護世帯に属する児童1人当たり、給食費のうち副食材料費については上限月額4,500円、教材費・行事費等については同2,500円を補助する。
実施内容	<p><<補助金額>></p> <p>(1) 給食費のうち副食材料費 ⇒1人あたり月額上限4,500円×対象月数</p> <p>(2) 教材費・行事費 ⇒1人あたり月額上限2,500円×対象月数</p> <p><<平成29年度補助金交付実績>></p> <p>●平成29年度補助金交付額:1,211,393円</p> <p>●交付決定者数:51人(内訳:(公立)31人、(私立)20人)</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,295	1,211	1,932	
負担金補助及び交付金	1,295	1,211	1,932	
人件費 B	1,733	1,491	951	
職員人工数	0.22	0.19	0.12	
職員人件費	1,733	1,491	951	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	3,028	2,702	2,883	
C 国庫支出金	808	644	644	地域子ども子育て支援事業交付金(補助率1/3)
県支出金	431	403	644	地域子ども子育て支援事業交付金(補助率1/3)
市債				
その他				
内訳 一般財源	1,789	1,655	1,595	

③事業成果の点検

評価指標	実費徴収に係る補足給付事業補助金に係る交付決定者数	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	49	29年度	51
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	国制度に基づき実施しているところであり、当該事業により、円滑な特定教育・保育等の利用や子どもの健やかな成長の支援が図れている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	実費徴収額の一部を低所得で生活が困難な家庭に対して補助することにより、円滑な特定教育・保育等の利用や子どもの健やかな成長の支援が図れているところである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国制度に基づき、他市も同様に実施している。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																											
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域			内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○
	市民の領域		行政の領域			内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						●																						
将来像						○																						
	同様の業務を移管・集約することにより、効率化を図れる余地がある。																											
	行政の責任と主体性によって実施する事業である。																											

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度においては、合計51人の低所得者(生活保護世帯)に対して、実費徴収額の一部を補助したことにより、円滑な特定教育・保育等の利用や子どもの健やかな成長の支援が図れているところである。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	国制度に基づき、今後も引き続き実施していく。
---------------	-----------	------------------------

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	実費徴収に係る補給付事業費	3L1M	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市実費徴収に係る補給付事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援
局	子ども青少年本課 保育管理課
所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	低所得者で生計が困難である者の子どもの、円滑な特定教育・保育等の利用を図る。
対象(誰を・何を)	法人保育施設等に入所する児童及びその保護者。
求める成果(どのような状態にしたいか)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者(以下、「支給認定保護者」という。)のうち、低所得者で生計が困難である者の子どもの、円滑な特定教育・保育等の利用を図り、もってすべての子どもの健やかな成長を支援する。
事業概要	家計の状況から生計が困難と考えられる世帯の支給認定保護者が、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用にあたり、施設等に支払う実費徴収額に対して、その一部を補助する。
実施内容	生活保護世帯等に属する児童の保護者が、保育所等を利用するにあたり、保育所等に支払う実費徴収額(教材費・行事費等に限り)に対し、児童1人当たり月額2,500円を上限に費用の一部を補助する。 【平成29年度実績】 法人保育園(27園) 補助対象児童数 59人 397千円 認定こども園(6園) 補助対象児童数 15人 186千円 小規模保育事業所(5事業所) 補助対象児童数 11人 78千円

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	741	661	2,638	
補助金補助及び交付金	741	661	2,638	
人件費 B	1,521	1,829	951	
職員人工数	0.20	0.23	0.12	
職員人件費	1,521	1,829	951	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,262	2,490	3,589	
C 国庫支出金	2,016	792	879	地域子ども・子育て支援事業費補助金(国:1/3)
の 県支出金	246	219	879	地域子ども・子育て支援事業費補助金(県:1/3)
財 市債				
源 市債				
内 市債				
他 市債				
財 市債				
源 市債				
内 市債				
他 市債				
財 市債				
源 市債	0	1,479	1,831	

③事業成果の点検

評価指標	補助対象児童数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	85	29年度	85
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 適正な申請内容であるすべての支給認定保護者に対し補助を行った。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護世帯等に属する児童の保護者に対し費用の一部を補助することで、経済的な理由に関係なくすべての子どもの健やかな成長の支援につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づき、事業を実施している支給認定保護者に対して補助金を支払うものである。他自治体においても同様に補助金を支払っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 補助金事業は市で実施すべき業務であり、委託等することは妥当ではない。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将楽像
内容	補助金事業は市で行う事業である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	入所児童の健やかな成長を支援するため、今後も継続実施が必要と考えられる。
-------------	--------------------------------------

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 法人保育施設等の協力のもと当該補助事業の周知・活用を促進し、子どもの健やかな成長につなげる。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	幼稚園型一時預かり事業費補助金	B42X	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	子ども・子育て支援法、児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	50 教育費
事業開始年度	平成27年度		項	05 教育総務費
			目	25 教育諸費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	教育委員会事務局	課	学務課	所属長名	池下 克哉

①事業概要

事業実施趣旨	通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに保護者の子育てニーズに対する支援を行うため、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園、認定こども園（原則として、教育標準時間認定子ども対象）に対し、利用実績に応じて、当該事業経費の補助を行うもの。
対象（誰を・何を）	幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園（原則として、教育標準時間認定子どもを対象）
求める成果（どのような状態にしたいか）	日常生活上の突発的な事情や社会参加等の理由で、一時的に家庭での保育が困難となった児童を幼稚園、認定こども園（原則として、教育標準時間認定子ども対象）で一時的に預かることにより、保護者の心理的・身体的負担を軽減する。
事業概要	幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園（原則として、教育標準時間認定子どもを対象）に対して補助金を交付する。
実施内容	本市在住の園児による幼稚園型一時預かり事業の利用があった本市所在施設（3園）及び他市所在施設（3園）に対して補助金の交付を行った。 <<補助金交付単価（児童1人あたりの日額）>> (1) 基本単価（通常）：平日の教育時間前後や長期休業日の利用（教育時間とあわせて8時間まで）⇒400円 (2) 休日単価：土曜日、日曜日及び祝日の利用（8時間まで）⇒800円 (3) 長時間加算単価： ⇒100円（8時間を超えて2時間未満実施した場合） ⇒200円（8時間を超えて2時間以上3時間未満実施した場合） ⇒300円（8時間を超えて3時間以上した場合） <<平成29年度補助金対象施設の交付実績>> ●平成29年度補助金交付額：16,967,140円 ●延べ利用数：（平日）30,446人、（休日）382人、（長期休業日）6,187人、（非在園児）21人

②事業費

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	12,822	16,967	16,005	
補助金補助及び交付金	12,822	16,967	16,005	
人件費 B	4,332	1,491	951	
職員人工数	0.55	0.19	0.12	
職員人件費	4,332	1,491	951	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	17,154	18,458	16,956	
C 国庫支出金	3,820	5,870	5,334	地域子ども子育て支援事業交付金(補助率1/3)
県支出金	4,274	5,414	5,334	地域子ども子育て支援事業交付金(補助率1/3)
市債				
その他				
一般財源	9,060	7,174	6,288	

③事業成果の点検

評価指標	幼稚園型一時預かり事業に係る利用延べ人数	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	427	28年度	28,227	29年度	37,036
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 昨年度に比べ、幼稚園型一時預かり事業実施園における延べ利用人数が増えていることから、当該補助により、保護者の心理的・身体的負担の軽減が図れている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	幼稚園、認定こども園（原則として、教育標準時間認定子どもを対象）に対し補助金を交付し、幼稚園型一時預かり事業を実施することにより、保護者の心理的・身体的負担の軽減が図れているところである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国制度に基づき、他市も同様に実施している。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 同様の業務を移管・集約することにより、効率化を図れる余地がある。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将楽像 内容 行政の責任と主体性によって実施する事業である。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度においては、幼稚園型一時預かり事業を実施した本市所在施設（3園）及び他市所在施設（5園）に対して補助金を交付し、当該事業の実施により、保護者の心理的・身体的負担の軽減が図れているところである。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 国制度に基づき、今後も引き続き実施していく。
---------------	-------------------------------------

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	公立保育所維持管理事業費	3G1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画		款	15 民生費
事業開始年度	昭和23年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課	所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	公立保育所の施設21所の維持管理を行う。老朽化した保育所の保育環境の改善を図る必要がある。
対象 (誰を・何を)	公立保育所入所児童及びその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保育所施設の点検・補修等を行うことで施設の維持管理を図り、入所児童の保育環境を維持する。
事業概要	公立保育所の運営にあたり、施設の点検・補修等を行い施設の維持管理を図る。
実施内容	<p>保育所施設を維持するための経費を支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・施設修繕料 ・電話代 ・清掃、警備、ごみ収集運搬等の委託料 ・調理用備品購入費等

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	128,709	135,320	139,733	
需用費	88,566	87,112	80,395	光熱水費・修繕料
役務費	1,706	1,689	1,746	通信運搬費
委託料	37,955	40,064	46,092	清掃等委託料、建築物の定期点検
備品購入費	401	613	1,500	調理用等備品
工事請負費	81	5,842	10,000	保育所改修工事
人件費 B	10,710	14,000	13,402	
職員人工数	1.15	1.46	1.67	
職員人件費	9,198	11,406	10,794	
嘱託等人件費	1,512	2,594	2,608	
合計 C (A+B)	139,419	149,320	153,135	
C 国庫支出金			0	
の 県支出金	1,242	1,246	1,524	ひょうご多子世帯保育料軽減事業(公立分)
の 市債			0	(補助率 第2子5/10,第3子10/10)
の内 其他	105,893	106,049	106,026	保育所使用料、督促手数料、つどいの広場実費弁償、完全給食負担金
源 一般財源	32,284	42,025	45,585	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	公立保育所施設整備事業費	3G2V	事業分類	ハード事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	10 児童福祉費
			目	20 保育所費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。				
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課	所属長名	畑 俊郎

①事業概要

事業実施趣旨	公立保育所の施設整備は、建物の老朽化により、外壁のひび割れ等が生じていることから外壁改修を進める。
対象 (誰を・何を)	公立保育所入所児童及びその保護者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	児童等の安全の確保と生活環境の改善を図る。
事業概要	保育環境の改善を図るため、公立保育所の施設整備を改修する。
実施内容	<p>(平成29年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西長洲保育所外部テント張替等工事 1,123,200円 ○ 南武庫之荘保育所小荷物専用昇降機改修工事 1,134,000円 ○ 大庄保育所照明設備改修工事 2,554,200円 ○ 南武庫之荘保育所照明設備改修工事 2,559,600円

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	11,863	16,904	41,000	
需用費	33	28	35	印刷製本費
委託料	1,014		27,000	工事設計委託料
工事請負費	10,816	16,876	13,965	保育所外壁改修工事
人件費 B	4,910	5,454	10,587	
職員人工数	0.63	0.83	1.39	
職員人件費	4,910	5,454	10,587	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	16,773	22,358	51,587	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債			32,800	
の内 其他				
源 一般財源	16,773	22,358	18,787	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	施設型給付費	3L1A	事業分類	法定事業
根拠法令	子ども・子育て支援法第27条、子ども子育て支援法附則第6条		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課
所属長名	畑 俊郎		

①事業概要

事業実施趣旨	法人保育施設(法人保育園、認定こども園)の適切な運営を図り、児童福祉の向上に寄与する。
対象(誰を・何を)	法人保育施設(法人保育園、認定こども園)に入所する児童及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	法人保育施設(法人保育園、認定こども園)の適切な運営を図り、児童福祉の向上に寄与する。
事業概要	子ども・子育て支援法第27条、子ども子育て支援法附則第6条に基づき、保護者の労働等の理由により保育が必要な児童を法人保育施設(法人保育園、認定こども園)で保育するとき、市は法人保育施設(法人保育園、認定こども園)に保育の実施に要する保育費用を支弁する。
実施内容	法人保育施設(法人保育園、認定こども園)の定員、児童の年齢、保育の必要量等によって国が定めた金額を法人保育施設(法人保育園、認定こども園)に支弁する。 平成29年度の法人保育施設数(法人保育園、認定こども園) 【法人保育園】 園数 59園 【認定こども園(2号・3号認定子ども)】 園数 11園

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	7,293,234	7,781,859	7,879,264	
負担金補助及び交付金	7,293,234	7,781,859	7,879,264	
人件費 B	14,806	22,624	19,844	
職員人工数	1.30	2.28	1.93	
職員人件費	10,397	18,135	15,299	
嘱託等人件費	4,409	4,489	4,545	
合計 C(A+B)	7,308,040	7,804,483	7,899,108	
C 国庫支出金	2,698,573	2,884,585	2,978,093	施設型給付費負担金(国1/2)
の 県支出金	1,364,359	1,456,827	1,505,006	施設型給付費負担金(県1/4)、ひまわり子ども世帯保育軽減事業(県10/10)
の 市債				
の 財源内訳	1,502,316	1,537,562	1,439,867	保育所保育料(私立分)
の 一般財源	1,742,792	1,925,509	1,976,142	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	地域型保育給付費	3L1B	事業分類	法定事業
根拠法令	子ども・子育て支援法第29条		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	10 児童福祉費
			目	17 児童保育費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	保育管理課
所属長名	畑 俊郎		

①事業概要

事業実施趣旨	地域型保育事業所の適切な運営を図り、児童福祉の向上に寄与する。
対象(誰を・何を)	地域型保育事業所に入所する児童及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域型保育事業所の適切な運営を図り、児童福祉の向上に寄与する。
事業概要	子ども・子育て支援法第29条に基づき、保護者の労働等の理由により保育が必要な児童を地域型保育事業所で保育するとき、市は地域型保育事業所に保育の実施に要する保育費用を支弁する。
実施内容	地域型保育事業所の定員、児童の年齢、保育の必要量等によって国が定めた金額を地域型保育事業所に支弁する。 平成29年度の地域型保育事業所数 【地域型保育事業所】 事業所数 21事業所

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	514,948	769,021	978,792	
負担金補助及び交付金	514,948	769,021	978,792	
人件費 B	10,807	11,091	11,917	
職員人工数	0.80	0.83	0.93	
職員人件費	6,398	6,602	7,372	
嘱託等人件費	4,409	4,489	4,545	
合計 C(A+B)	525,755	780,112	990,709	
C 国庫支出金	257,386	379,346	471,923	地域型保育給付費負担金(国1/2)
の 県支出金	128,978	189,939	237,128	地域型保育給付費負担金(県1/4)、ひまわり子ども世帯保育軽減事業(県10/10)
の 市債				
の 財源内訳				
の 一般財源	139,391	210,827	281,658	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子ども・子育て支援制度関係事業費	B132	事業分類	法定事業
根拠法令	子ども・子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	50 教育費
事業開始年度	平成25年度		項	05 教育総務費
			目	10 事務局費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	教育委員会事務局	課	学務課
所属長名	池下 克哉		

①事業概要

事業実施趣旨	子ども・子育てで家庭を社会全体で支えるため、市町村が実施主体として、国・都道府県等と連携し、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について、給付・事業を実施する。
対象 (誰を・何を)	教育標準時間認定子ども、その保護者並びに子育て支援の提供をしている施設等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	子ども・子育てで支援給付、その他子ども・子育てで家庭の保護者等に必要の支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。
事業概要	子どもが満3歳以上で子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園又は認定こども園において幼児教育を希望する利用者(保護者)からの教育標準時間認定申請を審査のうえ、認定を行うとともに、当該認定子どもの保育料決定等を行う。
実施内容	子どもが満3歳以上で子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園又は認定こども園において幼児教育を希望する利用者(保護者)からの教育標準時間認定申請を審査のうえ、認定を行い、当該認定証を交付する。 また、当該教育標準時間認定子どもに係る保育料については、当該世帯の所得に応じた負担(応能負担)及びきょうだい関係を元に算定することから、当該認定子どもごとに保育料の算定を2回行い、当該決定通知書を交付する。 平成29年度1号認定者数 3,521人(平成29年5月1日時点) 平成28年度1号認定者数 3,570人(平成28年5月1日時点)

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	171	169	176	
需用費	171	169	176	
人件費 B	14,336	10,481	11,071	
職員人工数	1.36	0.88	0.75	
職員人件費	10,903	6,960	5,945	
嘱託等人件費	3,433	3,521	5,126	
合計 C(A+B)	14,507	10,650	11,247	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源内訳				
その他				
一般財源	14,507	10,650	11,247	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	施設型給付費	B42Q	事業分類	法定事業
根拠法令	子ども・子育て支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	50 教育費
事業開始年度	平成27年度		項	05 教育総務費
			目	25 教育諸費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
行政の取組	04-2 保育事業、放課後児童対策等による支援		
局	教育委員会事務局	課	学務課
所属長名	池下 克哉		

①事業概要

事業実施趣旨	子ども・子育てで支援新制度の実施に伴い、新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育に通常要する運営経費である施設型給付費を支給することで、幼児教育の向上に寄与する。
対象 (誰を・何を)	新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園の適切な運営を図り、幼児教育の向上に寄与する。
事業概要	新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育に通常要する運営経費である施設型給付費を支給する。
実施内容	1 平成29年度支給額 902,991,452円 平成28年度支給額 841,281,897円 2 支給対象施設 尼崎市教育認定子どもが通園する新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園 (平成28・29年度市内所在施設数:私立幼稚園・・・1園 認定こども園11園) 3 支給対象施設に在園する尼崎市教育認定子ども数 平成29年度年間延べ人数:33,258人 5月1日時点:2,754人 平成28年度年間延べ人数:33,377人 5月1日時点:2,747人

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	841,282	902,991	1,071,911	税外還付予定額を含む
負担金補助及び交付金	841,282	902,991	1,071,911	
人件費 B	7,487	8,811	10,393	
職員人工数	0.65	0.81	0.88	
職員人件費	5,199	6,463	6,976	
嘱託等人件費	2,288	2,348	3,417	
合計 C(A+B)	848,769	911,802	1,082,304	
C 国庫支出金	301,101	252,391	291,075	施設型給付費負担金(補助率1/2)
の 県支出金	314,544	312,314	348,360	施設型給付費負担金(補助率1/2、1/4)
の 市債				ひょうご保育料軽減事業補助金(補助率10/10、1/2)
の 財源内訳				1,715 公立幼稚園他市受託収入
その他				
一般財源	233,124	347,097	441,154	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費	3D72	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法、尼崎市子どもの育ち支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
局	子ども青少年課
課	子どもの育ち支援センター担当、こども総合相談第1担当、こども総合相談第2担当、こども自立支援担当、発達相談支援担当
所属長名	友弘 真由美、木崎 貴則、西野 雅之、嶋名 雅之、津田 涼太

① 事業概要

事業実施趣旨	本市の特有的な課題である「児童虐待」と「不登校」の対応と、その背景の要因の一つと考えられる「発達障害やその疑いのある子ども」の支援を、複眼的な視点に立ち、多種の専門職による支援体制を整えることで、より予防的な観点から、本市の子どもや子育て家庭が抱える課題解決へとつなげていくための中核施設として子どもの育ち支援センターを設立する。
対象（誰を・何を）	おおむね18歳までの子どもとその保護者
求める成果（どのような状態にしたいか）	子どもの福祉の向上と、健全育成及び社会的な自立を目指す。
事業概要	子どもの育ち支援センターの平成31年度の開設に向けて、子どもの成長段階に応じて、0歳からおおむね18歳まで切れ目なく支援するための準備を行う。
実施内容	子どもの育ち支援センターの開設に向けての準備として次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・建物改修の詳細設計、平成30年度向けの組織人員体制の構築を行うとともに、庁内会議等を経て、「(仮称)子どもの育ち支援センターの概要について」を取りまとめ、関係先への説明を順次行った。 ・子どもの育ち支援センターの周知と発達障害に対する理解を深めてもらうための、「子ども虐待と発達障害」をテーマにしたシンポジウムを平成30年2月に実施した。 ・電子システムについては、プロポーザル方式で業者を決定し、システム開発に着手した。

② 事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	190	11,302	35,962	
報償費	13	213	1,431	プレ事業に係る謝金等
旅費	49	284	809	研修旅費等
需用費	99	163	1,274	研修テキスト代等
委託料		10,616	31,262	電子システム構築費等
その他	29	26	1,186	シンポジウム会場借り上げ料等
人件費 B	31,992	75,563	115,846	
職員人工数	4.00	9.50	14.10	
職員人件費	31,992	75,563	109,485	
嘱託等人件費			6,361	
合計 C (A+B)	32,182	86,865	151,808	
C 国庫支出金		5,460	20,220	児童福祉対策補助金(補助率1/2)等
市債			585	地域子ども子育て支援事業費交付金
市債				(補助率1/3)
その他			1,165	市民福祉振興基金
一般財源	32,182	81,405	129,838	

③ 事業成果の点検

評価指標	—	単位	—								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	建物改修の詳細設計、子どもの育ち支援センターで行う具体的支援事業や組織運営体制の検討、支援の経過を一元的に管理し、子どもと子育て家庭に対する確かな支援を行うための電子システムの開発に着手した。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子どもの育ち支援センターの開設に向けて、子どもや子育て家庭の困りごとや課題に対し、できる限り円滑に適切な支援を行えるよう、電子システムの開発、組織・運営体制の構築、実施事業の検討等、準備を進めているものであり、必要性・有効性の高い事業である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	子どもや子育て家庭の相談援助業務等を行うに当たり、受益者負担の考えはなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市では、平成29年度に明石市が、平成30年度に姫路市及び川西市が子ども家庭総合支援拠点を設置している。また、芦屋市は平成31年度4月の設置を目指している。西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市は設置の有無について検討中であるが設置時期については未定である。本市では現在子ども家庭総合支援拠点として子どもの育ち支援センターの開設に向けての準備業務を進めている段階である。 また、国が定める市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置・運営等の基準では、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等の常時6名の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じた虐待対応専門の上乗せ配置が必要である。子どもの育ち支援センターを子ども家庭総合支援拠点として位置付けるには、この職員配置基準を満たす必要がある。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子システム開発は業務委託しているが、これから構築する子どもの育ち支援センターで実施する事業については、委託の方向性も含めて検討を行う。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	内容 市の事業所として位置付けて運営する。
	現状 ● 将来像 ○	

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	庁内会議等を経て、「(仮称)子どもの育ち支援センターの概要について」を取りまとめた。建物改修の詳細設計を行った。平成30年度向けの組織人員体制の構築を行った。平成30年2月に「子ども虐待と発達障害」をテーマにしたシンポジウムを実施した。電子システムについては、プロポーザル方式で業者を決定し、システム開発に着手した。上記のとおり、平成29年度に予定していた取組を行い、開設に向けての準備は着実に進めていくことができた。
-------------	---

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 子どもの育ち支援センターの平成31年秋頃の開設に向け、条例改正等の規定整備や個人情報保護やセキュリティ対策を講じた電子システムの開発、施設整備・備品等の調達、具体の相談・支援事業や組織運営体制について、準備を進める。さらに、子どもの育ち支援センターの本格事業に向けて、ネットワーク構築事業、発達障害・不登校支援プレ事業や人材育成を図るための研修事業等を実施する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子どもの家庭相談支援体制整備事業費	3D79	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子どもの育ち支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
局	こども青少年本部事務局
課	こども総合相談第1担当
所属長名	木崎 貴則

①事業概要

事業実施趣旨	いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子供を早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入することで要支援の子供への学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。
対象(誰を・何を)	尼崎市子どもの育ち支援条例に定める「支援を要する子供」(虐待若しくはいじめを受けている子供、不登校、非行の子供など。)のうち、学校現場において適切な支援につながらない子供を対象に、支援を行う。
求める成果(どのような状態にしたいか)	子供の最善の利益をもとにした適切な支援につながるにより、すべての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す。具体的には、学校現場での初期段階の掘り起こしによる重篤化の防止、学校現場で抱える家庭環境等が絡む問題への対応力の向上など
事業概要	① 子ども家庭相談支援体制におけるスクールソーシャルワーク(子供の抱える問題のアセスメント、解決のためのプランニング、他機関コーディネート、学校現場での相談など) ② 支援に行き詰まるケースや事業管理などへのスーパーバイズ
実施内容	○ スクールソーシャルワーク活動 子供の育ち支援ワーカー6人を福祉事務所(北部保健福祉センター)に配置し、週1日特定の学校に配置し活動する「配置校型」5校と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」でスクールソーシャルワーク活動を実施している。配置校での活動においては、小中連携の視点から、関係する小中学校にもアウトリーチして活用を働きかけている。また、学校で起こる様々な事象にスクールソーシャルワークを活用できるか相談を兼ねた窓口を教育委員会生徒指導担当に担ってもらい、学校への同行訪問やケース会議への参加等、福祉・教育相互に情報共有するなど連携して対応している。 ・活動学校数 小学校 18校(配置校2校、派遣校16校)相談ケース数170件 中学校 14校(配置校3校 派遣校11校)相談ケース数143件 ・校内ケース会議51回 ・連携ケース会議54回 ・他機関との連携活動322回 ○ スーパーバイズの実施 ・個別ケーススーパーバイズ 23 回実施 ・事業管理スーパーバイズ 福祉・教育連携体制SV調整会議 4回実施 スクールソーシャルワーク活動連絡会議 10回実施 教員に対する事業管理スーパーバイズ 1回実施 ・ワーカー研修 5回実施

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,447	5,459	4,401	
報償費	1,246	1,220	1,548	講師謝礼
旅費	49	53	58	職員出張旅費
需用費	119	90	94	書籍、事務用品
使用料及び賃借料	33	370	2,701	web使用料(33)・児童家庭相談システムS(2668)
委託料		3,726		児童家庭相談システム更新改修
人件費 B	30,050	27,738	28,886	
職員人工数	1.37	1.01	1.15	
職員人件費	10,926	8,034	9,116	
嘱託等人件費	19,124	19,704	19,770	
合計 C(A+B)	31,497	33,197	33,287	
C 国庫支出金	6,647	6,796	7,473	文科省スクールソーシャルワーカー活用事業(補助率1/3)
市債				
市債				
その他				
一般財源	24,850	26,401	25,814	

③事業成果の点検

評価指標	活動を行う学校数(学校への活動の周知、活動の展開を図ることが、結果的に要支援の子供への支援につながるから活動指標として学校数を設定)	単位	校
目標・実績	目標値 58	達成年度	27年度 36
		28年度	30
		29年度	32
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成でまず <input type="checkbox"/> 下回った 平成23年度に配置校・派遣校という形態に変更し、活動の狙いを明確にした。そのため、制度理解の上活用した学校からは、活動要請が増えてきており、制度への評価は非常に高いと考えられる。しかし、全小中学校に対する支援を行うには、ワーカーの配置は十分とは言えない。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子供の育ちの環境への福祉的アプローチ、丁寧な対応を求められている本市の現状を踏まえ、すべての子供が健やかに育つことを目的として、家庭児童相談や要保護児童対策地域協議会との密接な連携を前提としつつ、支援を要する子供を適切な支援につなげるための仕組みの規定を子どもの育ち支援条例に設け、その具体的な施策展開として、当事業を推進している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、要支援の子供の早期発見と適切な支援につなげるため、就学後対応の機能強化の視点からスクールソーシャルワークを実施するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市ではスクールソーシャルワークの実施機関を教育委員会に設置しているが、本市では条例を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に配置したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、教育委員会(生徒指導担当)を窓口として学校現場に活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当事業は、条例の規定に基づき、支援を要する子供に対して、子供の育ち支援ワーカーが福祉・保健・教育分野の市の各機関や、県・国の関係機関、家庭や地域の社会資源等を総合的に調整し、子供の最善の利益のもとにケースマネジメントを行うものであり、この役割は、ケースに対応する市以外には担うことが困難である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来像	内容 条例の規定に基づき、市の責務として実施している。なお、子供の最善の利益を図るために関係機関、支援関係者が連携して支援を行っている。

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	事業開始から平成29年度末までに、93%の小中学校でスクールソーシャルワーク活動を行い、困難な事例に対しても子どもを支援する校内体制を整え、役割分担して支援することで、改善につながった事例もあった。こうした取組や制度理解を深めるために、教員を対象とした「スクールソーシャルワーク活動研修」を2回実施した。このことにより支援の必要な児童を早期発見する仕組みを学び、この仕組みを導入して支援体制を構築した学校では、長期欠席者が約半分に減少するなど、メディアからも高く評価された。学校からの派遣要請も増えつつあり(28年度相談件数248件→29年度313件)、引き続き、初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すことにも重点を置いて取り組んでいく。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	改善 ①学校の管理職にワーカーの活用方法、制度理解の浸透についての研修と併せ、窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を行う ②31年度の「子どもの育ち支援センター機能」の構築に伴い、配置・相談体制の整備等について準備をしていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	3D7B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画等		款	15 民生費
事業開始年度	平成17年		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
局	こども青少年本部事務局
課	こども総合相談第1担当、第2担当
所属長名	木崎 貴則、西野 雅之

事業実施趣旨	要保護児童等の適切な保護を図ることを目的としている。少子化、核家族化、多様化する家族形態、地域社会のつながりの希薄化、貧困層の増加などに伴い、支援を要する家庭の課題やリスクが年々複雑化・深刻化しており、関係機関と連携した支援が必要である。
対象 (誰を・何を)	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)及び要支援児童等(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に看護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援につなげる。
事業概要	児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の早期発見や予防など要保護児童等対策の促進を図る。具体的には、会議体の運営や研修会の開催、啓発活動を行う。
実施内容	1.各会議体・研修会について<平成29年度実施状況> 【代表者会】1回開催 36機関の民間団体、行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定及び機関連携のあり方及び役割について協議する。 【拡大事務局】1回開催 8機関の行政関係部局を構成機関とし、協議会の運営方法や課題について協議・検討する。 【実務者会】24回開催 7機関の行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議する。また、要保護児童等として登録されているすべての児童の見直しを会議を実施。支援の再評価を行ない、より適切な支援につなげた。 【個別ケース検討会】延べ294件について検討 ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議する。 【研修会】2回開催 要保護児童等への具体的な支援方法や関係機関の役割等について、専門家から知識を得る。 2.啓発事業について<平成29年度実施状況> 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発グッズの配布や出前講座を実施した。

②事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	706	740	680	
報償費	629	652	602	講師謝礼
需用費	77	88	78	事務用品
人件費 B	11,542	13,939	62,304	
職員人工数	0.81	1.36	7.22	
職員人件費	6,438	10,817	57,233	
嘱託等人件費	5,104	3,122	5,071	
合計 C (A+B)	12,248	14,679	62,984	
C 国庫支出金		14	14	児童虐待・DV対策等総合支援事業
市債		14	14	費用国庫補助金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	12,248	14,651	62,956	

③事業成果の点検

評価指標	個別ケース検討件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	322	達成年度	—年度	27年度	264	28年度	286	29年度	294
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成29年度は延べ294件について各機関の支援担当者が集まり個別ケース検討会議を開催した。引き続き関係機関と連携し、具体的な支援内容や各機関の役割について適宜検討を行い、きめ細かな支援体制をとることによって児童虐待のリスク軽減を図る。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	協議会の構成員には守秘義務が課されており、協議会を設置することによってこれまでは公務員など、守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者からの個別ケースについての積極的な情報が得られる仕組みとなった。また、民間団体を始め、法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関との積極的な情報交換を行えるようになり、関係機関の連携による取組みが要保護児童の早期発見や適切な支援に寄与している。協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされているが、昨今の虐待への社会的な対応のためにも必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応など要保護児童等対策の促進を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされている。平成25年度末現在、兵庫県下ではすべての市町が協議会を設置しており、尼崎市では平成18年12月より設置している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	児童福祉法により、設置主体は地方公共団体と定められているが、児童虐待における啓発や研修事業については、民間団体の協力を得て実施することができる。																			
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																				
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容	現状	A	B	C	D	E	将来像				●		協議会の設置により行政と民間団体の連携が図られつつあるが、十分とは言えない。必要な情報が共有できるよう引き続き民間団体との連携を進めていく必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容															
現状	A	B	C	D	E																
将来像				●																	

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	関係機関との連携により、要保護児童等の早期発見・早期対応に寄与している。今後も引き続き積極的な情報交換を図り、連携した取組を行っていく。改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務づけられている。児童福祉の専門職の確保・育成、現業活動に対応できる職員の配置、適切な査察指導体制を構築する。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を積極的に開催する。 関係機関との連携協力関係を維持し、支援体制を強化していく必要がある。 平成30年度以降も児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 子どもの育ち支援センター機能構築に伴い、支援体制の整備等について検討していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業費	3D9W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成29年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
局	こども青少年本部事務局
課	こども政策課
所属長名	清水 徹

①事業概要

事業実施趣旨	子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検討し、支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する効果的な支援や貧困の連鎖を断ち切る施策の立案に活用するため、本市の現状を正確に把握する。
対象（誰を・何を）	本市在住の子ども及びその保護者
求める成果（どのような状態にしたいか）	本調査結果の分析により、既存施策の子どもへの貧困問題に対する効果測定が可能となり、今後の取組みを推進するに当たり、本市の実情に則した科学的根拠に基づく効果的な施策構築が可能となる。
事業概要	子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検討し、支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する効果的な支援や貧困の連鎖を断ち切る施策の立案に活用することを目的に、本市の現状を正確に把握するため本調査を実施する。
実施内容	<p>【調査内容】</p> <p>① 趣旨 子ども及びその保護者を対象に生活習慣や学習環境等について調査することにより、子ども・子育て家庭の実態を把握し、生活の質の向上と貧困の連鎖を防止するための取組みについて、科学的根拠に基づく効果的な方策の検証に活用する。</p> <p>② 対象 市立小学校5年生(3,497人)とその保護者、並びに市立中学校2年生(3,181人)とその保護者</p> <p>③ 調査項目 子どもの生活状況（起床・就寝時間、食事の摂取状況、学習環境 など） 保護者の生活状況（収入・就労状況、世帯構成、最終学歴 など）</p> <p>④ 調査方法 各学校を通じて児童生徒が調査票を家庭に持ち帰り、調査票に記入後、郵送で回収する。</p> <p>【調査結果の活用】 学校を含めた関係部局で調査結果を共有し、子どもの貧困対策における既存施策の効果検証や科学的根拠に基づく効果的な施策立案に活用する。</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	3,500	0	
委託料		3,500		
人件費 B	0	3,500	0	
職員人工数		0.44		
職員人件費		3,500		
嘱託人件費				
合計 C (A+B)	0	7,000	0	
C 国庫支出金		2,250		
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	4,750	0	

③事業成果の点検

評価指標	(今後の施策立案等に活用するための調査であり、この事業単独での成果検証が困難であるため、指標は設定していない。)							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	27年度	—	28年度	—	29年度	—
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 子どもの貧困対策等を検討する上での基礎資料を得ることができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子どもの貧困対策の推進に関する法律並びに、国が策定した子供の貧困対策に関する大綱においても、「地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講じるものとする。」とされており、近隣他都市においても既に実態調査等が行われているところである。 他の自治体と比較して生活保護率や就学援助率が高い本市において、子どもの貧困対策を講じることが急務であり、本市の実情に応じた効果的な取組みを推進するために、科学的根拠に基づいた施策の企画・立案が必要なることから、本市の実態を調査し現状を把握することが必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本市の実情の把握及び既存施策の効果検証並びに今後の施策立案のために実施するものであり、本事業における直接の受益者がいないことから、受益者負担の必要性はない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p><近隣他都市の状況></p> <p>西宮市:平成28年9月に市内の小学5年生(2,500人)とその保護者、中学2年生(2,500人)とその保護者を対象に実態調査を実施</p> <p>宝塚市:平成29年3月に市内の小学5年生(848人)とその保護者、中学2年生(845人)とその保護者を対象に実態調査を実施</p> <p>大阪市:平成28年6月に市内の小学5年生(約18,000人)とその保護者、中学2年生(約18,000人)とその保護者、施設通所5歳児を持つ保護者(約20,000人)を対象に実態調査を実施</p>
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	調査・分析は専門家に委託して実施した。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">市民の領域</td> <td colspan="2">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 実態調査は市が主体的に実施すべき内容であるが、調査・分析は専門家の協力を得て実施した。
	市民の領域			行政の領域																						
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	調査結果からは、家庭の経済状況等の環境の違いにより、子どもの生活習慣や学習習慣の違いがみられるなど、特徴的な傾向が表れており、今後、子どもの貧困対策等を検討する上での基礎資料を得ることができた。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	完了 調査結果について、関係部局や学校、教育研究機関等との情報共有を図り、更なる分析を行い、子どもの貧困対策等の有効な取組みについて検討する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子育て家庭ショートステイ事業費	3E31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成7年度		項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
局	子ども青少年本課
課	子ども総合相談第1担当・第2担当
所属長名	木崎 貴則・西野 雅之

①事業概要

事業実施趣旨	社会的事由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童福祉施設等において児童を一定期間養育することにより、児童及びその家庭の福祉向上を図る。																																																																						
対象(誰を・何を)	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童、又は緊急一時的に保護を必要とする母子等																																																																						
求める成果(どのような状態にしたいか)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また、保護者の育児不安や疲れの軽減を図ることにより、児童の健やかな成長につなげる。																																																																						
事業概要	児童を養育している保護者が社会的理由(疾病、育児不安、疲れ、看病疲れ、出産、看護、出張、公的行事への参加等)により、児童の養育が一時的に困難になった場合及び母子が緊急に保護を必要とした場合に児童福祉施設において短期間養育する。																																																																						
実施内容	<p>1.利用実績 伊丹乳児院、子供の家、善照学園、三光塾、尼崎学園(計5か所)</p> <p><利用延べ人数> (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち2歳未満児</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>うち2歳以上児</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p><利用理由> (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>育児不安・疲れ</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>出産・看護</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	うち2歳未満児	1	1	2	1	14	8	うち2歳以上児	14	17	16	15	11	21	計	15	18	18	16	25	29		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	疾病	8	11	5	8	9	9	育児不安・疲れ	3	3	7	1	12	2	出産・看護	4	2	0	5	2	1	その他	0	2	6	2	2	17	計	15	18	18	16	25	29
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																																																	
うち2歳未満児	1	1	2	1	14	8																																																																	
うち2歳以上児	14	17	16	15	11	21																																																																	
計	15	18	18	16	25	29																																																																	
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																																																	
疾病	8	11	5	8	9	9																																																																	
育児不安・疲れ	3	3	7	1	12	2																																																																	
出産・看護	4	2	0	5	2	1																																																																	
その他	0	2	6	2	2	17																																																																	
計	15	18	18	16	25	29																																																																	

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,290	1,177	784	
扶助費	1,290	1,177	784	
人件費 B	5,403	8,869	9,043	
職員人工数	0.29	2.13	1.56	
職員人件費	2,306	2,625	6,420	
嘱託等人件費	3,097	6,244	2,623	
合計 C(A+B)	6,693	10,046	9,827	
C 国庫支出金	322	314	219	地域子ども子育て支援事業費
の 県支出金	322	314	219	補助金として実施。
市債				(補助率:国・県1/3)
の 市債				自己負担金
財源内訳	138	218	74	
一般財源	5,911	9,200	9,315	

③事業成果の点検

評価指標	事業実施施設数	単位	か所
目標・実績	目標値 8	達成年度	— 年度 27年度 8 28年度 9 29年度 8
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 保護者側が送迎対応できる地域の施設利用は実施された。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また保護者の育児不安や疲れの軽減につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状、利用者には課税状況により利用料の一部の負担を求めている。一部負担額については県事業として実施していた際の金額に基づき設定しており、子育て家庭の不安や負担感を軽減するという事業の趣旨からすると、これ以上の負担を利用者に求めることはできない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市すべて実施しており、全ての市で本市と同水準の一部負担額を設定している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容 利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。
現状将来像		● ○

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	現在9か所の児童福祉施設にショートステイを依頼し、児童及びその家族の福祉向上に寄与しているが、ここ数年施設と利用調整を行う中で、施設が満床のため受入れを断られたり、保護者側から遠方の施設のため利用を拒否されたりするなど、利用希望に応じられないケースが発生している。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 当事業は、一時的に子供を預かる事業で、利用によって保護者の育児疲れや不安は一時的には軽減されるものの、育児疲れや不安・疾病を抱える保護者に対しては、当事業を利用しながら継続的な支援が必要である。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年健全育成啓発事業費	3Y2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和45年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。				
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	市民が青少年の非行問題を自らの問題としてとらえ、その防止に取り組むよう、あらゆる機会・場を通じて積極的に啓発し、市民意識の高揚を図る。
対象(誰を・何を)	青少年とその家族・市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	青少年の健全育成・非行化問題に対する、市民意識の高揚を図ることにより、非行化の防止を図る。
事業概要	市民に青少年非行の現状を訴え、あらゆる機会を通じて積極的に啓発し、市民一人ひとりの意識の高揚と青少年の健全な育成を図る。
実施内容	1 青少年健全育成・非行化防止標語募集事業 青少年健全育成・非行化防止について、市民一人ひとりの意識の高揚と青少年の健全な育成を図るため、広く標語を募集し、優秀作品については表彰を行うと共にポスターを作成し市内各所に掲示し、啓発活動に活用する。 2 青少年健全育成・環境浄化キャンペーン事業 毎年11月「子ども・若者育成支援強調月間」の一環として、市内の各主要駅周辺において、啓発パネルの展示や啓発ティッシュを配布することにより、市民意識の高揚を図る。 3 機関誌「なでしこ」による啓発事業(月1回発行) 4 事業者との連携事業 飲食店、コンビニ店など巡回し、非行化防止啓発チラシを配布する。 5 有害環境等の実態調査の実施 青少年を取り巻く有害環境等(カラオケハウス、レンタルビデオ店、ネットカフェ、有害図書販売店、携帯電話ショップ)の調査と市内6ヶ所に設置の白ポストの回収 6 啓発研修の実施回数 尼崎市少年補導委員対象の啓発研修の実施 計18回実施

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	123	127	126	
報償費	42	46	44	標語入賞者記念品等
需用費	81	81	82	啓発用ティッシュ、ポスター印刷等
人件費 B	7,608	19,054	19,342	
職員人工数	0.68	1.59	1.29	
職員人件費	4,638	7,567	6,458	
嘱託等人件費	2,970	11,487	12,884	
合計 C(A+B)	7,731	19,181	19,468	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,731	19,181	19,468	

③事業成果の点検

評価指標	啓発研修の実施回数の確保(成果を示すための指標の設定が困難なため活動指標を設定)							単位	回	
目標・実績	目標値	20	達成年度	29年度	27年度	19	28年度	19	29年度	18
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	青少年の非行化問題に対する市民意識の高揚を図るため少年補導委員を対象に各地区年2~3回、全市年2回の啓発研修を実施									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	JKビジネスに対する規制や児童ポルノ自撮り勧誘行為の禁止、インターネット上の有害情報等への対応の強化など県青少年愛護条例の改正を周知するとともに、青少年のインターネット利用の危険性や、過度な利用の弊害について保護者や市民に対する啓発が必要。青少年の非行化防止対策については、未然防止が重要であり、市民に対して、チラシの配布や非行化防止標語の募集により、市民一人ひとりが青少年を守り育てるという意識を持つことが非行化の防止に繋がっている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政が当然行うべき事業であり、受益者負担の考えはなじまない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市においても同様の事業が行われている。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	啓発事業については、市の責任のもと関係機関との連絡調整を行う必要があるが、チラシの配布など一部事業については、市民団体が既に実施している。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">市民の領域</td> <td colspan="2">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			啓発チラシの配布など一部事業の実施を市民団体が担っているが、今後、市民意識の高揚により、更に行政と市民が協働して取り組む体制の構築が必要である。
	市民の領域			行政の領域																						
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像			○																							

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	青少年健全育成啓発活動は、学校や警察など各関係機関と連携を強化しながら非行化防止に向けて取り組んできたところである。しかしながら、近年の非行については、スマホ問題など多様化、低年齢化、広域化しており、啓発活動の推進により地域が青少年を見守り育てる環境づくりの気運の醸成が必要である。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 青少年の社会環境を大人が理解し、地域・学校・行政が連携し、きめ細やかな啓発活動を行い、健全育成に向けた取り組みを行う。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	少年補導活動事業費	3Y2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	少年補導センターの運営に関する指導要領(昭和45.7.1総理府青少年対策本部次長)		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和40年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。		
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課
所属長名	藤川 浩志		

①事業概要

事業実施趣旨	地域や学校、警察などの関係機関・団体との連携を図るとともに、街頭補導活動を通じ、青少年の健全育成と非行化の未然防止に努める。
対象(誰を・何を)	青少年とその家族(地域住民並びに警察等関係、行政機関との連携)
求める成果(どのような状態にしたいか)	青少年の非行化防止や、ぐ犯・不良行為少年の早期発見、早期指導を図る。
事業概要	青少年を有害な環境から守り、非行に走らないよう、少年補導委員による補導活動・相談活動・啓発活動を実施するほか、少年補導関係機関による補導活動を円滑かつ効果的に推進する。また、市内の関係機関や他都市等との連絡会議等を通じて、積極的な情報交換・情報共有を行うことにより、より連携した非行化の防止を推進する。
実施内容	<p>1 少年補導委員と連携した補導、啓発、相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街頭補導、全市一斉補導(毎月10日「少年を守る日」)、特別補導(学期末、新学期、祭礼等) ○各種啓発活動用資料の作成及び配付 ○関係機関・団体との連携活動 <p>2 県下各市町補導センター及び補導委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報交換 ○兵庫県青少年補導委員会大会・研修会の参加 於:姫路市 ○阪神地区青少年補導委員連絡協議会大会・研修会の参加 於:芦屋市 ○広域補導活動の実施等(3市合同補導 11月尼崎市) <p>3 各種会議の開催及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市少年補導センター運営協議会(年2回開催 6月、1月) ○少年補導関係機関団体連絡会(7月) ○近隣市との会議(尼崎市・伊丹市中学校生徒指導連絡会、9月) <p>4 愛護パトロール車による巡回活動</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	17,735	17,300	18,485	
報償費	16,437	16,340	17,089	少年補導委員謝礼
需用費	457	482	496	消耗品費、印刷製本費
使用料及び賃借料	525	225	592	少年補導委員新任研修バス借上(隔年)
負担金補助及び交付金	159	159	159	負担金
その他	157	94	149	旅費、役務費、委託料
人件費 B	51,617	37,407	38,057	
職員人工数	5.45	3.94	3.24	
職員人件費	24,370	19,487	16,891	
嘱託等人件費	27,247	17,920	21,166	
合計 C(A+B)	69,352	54,707	56,542	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他				
一般財源	69,352	54,707	56,542	

③事業成果の点検

評価指標	補導活動回数の増							単位	人	
目標・実績	目標値	17,760	達成年度	34年度	27年度	16,679	28年度	16,690	29年度	16,141
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	少年補導委員による街頭補導の他、地域や学校・警察など関係機関と連携した合同補導等を実施し、目標値は、概ね達成できた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	青少年の非行化防止対策については、補導活動、啓発活動、相談活動の3つの柱に基づき、問題行動の早期発見・早期指導に努めてきた。中でも、継続的な取り組みが重要な補導活動は、環境の浄化と非行の未然防止に効果的である。また、地域や学校・関係機関と連携することにより、多くの大人が子供たちを見守っているという意識付けをすることで非行を未然に防ぐ効果がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政が行うべき事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市も補導委員組織があり、街頭補導等を実施している。
---------------	--------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	補導活動事業については、既に尼崎市少年補導委員が活動の一部を担っている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	今後も地域、警察、学校など関係機関と連携し非行化防止活動を推進する。
	市民の領域		行政の領域																								
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	近年の青少年非行は、低年齢化、凶悪化、広域化傾向になっているため、継続して地域や学校・警察など関係機関との情報交換や情報共有を行うとともに、各機関、団体と連携した補導活動を行うことにより、問題行動の早期発見と非行の未然防止に取り組む必要がある。また、少年補導委員が全体研修で青少年のスマートフォンなどインターネット利用の危険性などを認識し、街頭補導活動に生かしている。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 青少年非行については、多様化、低年齢化、広域化しており、警察関係や学校関係との情報交換や合同補導を実施する。また、インターネットやSNSでのトラブルが増えるなど問題が潜在化する傾向にあるため、青少年の問題行動に沿った補導活動の見直しについて検討する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	あまがさき・ひと咲きプラザ管理運営事業費	104I	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成27年度		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。				
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援				
局	ひと咲きまち咲き担当局	課	ひと咲き施設整備担当	所属長名	河村 修

①事業概要

事業実施趣旨	あまがさき・ひと咲きプラザの管理運営を行う。
対象 (誰を・何を)	あまがさき・ひと咲きプラザ
求める成果 (どのような状態にしたいか)	安全かつ効率的な管理運営が出来ている。
事業概要	あまがさき・ひと咲きプラザの管理運営を行う。
実施内容	<p>1 施設概要 敷地面積 16,850.73㎡ 延べ床面積 16,069.05㎡ (1号館、育ち館、研究棟、学び館、学生会館、ひと咲きタワー棟)</p> <p>2 施設維持管理業務委託項目 建築設備点検業務 施設管理業務 施設警備業務 家用電気工作物保守点検業務 消防用設備保守点検業務ほか</p> <p>3 その他管理運営項目 庁舎修繕 14件 簡易水道検査ほか</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	41,853	36,772	38,354	
需用費	17,172	16,586	20,799	電気料、庁舎維持修繕費等
役務費	260	352	928	電話料等
委託料	24,421	19,630	16,427	施設管理委託料等
使用料及び賃借料		64	200	
工事請負費		140		
人件費 B	7,998	8,937	9,592	
職員人工数	1.00	1.06	1.21	
職員人件費	7,998	8,431	9,592	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	49,851	45,709	47,946	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源 市債				
内 其他			1,080	
訳 一般財源	49,851	45,709	46,866	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業費	104J	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成28年度		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。				
行政の取組	04-3 支援を必要とする子ども・家庭への支援				
局	ひと咲きまち咲き担当局	課	ひと咲き施設整備担当	所属長名	河村 修

①事業概要

事業実施趣旨	「旧聖トマス大学の施設活用と整備の方向」に基づく計画的な施設整備を行う。
対象 (誰を・何を)	あまがさき・ひと咲きプラザ
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設全体が「学びと育ちを支援する」拠点施設として整備出来ている。
事業概要	あまがさき・ひと咲きプラザについて、「学びと育ちを支援する」機能をもつ施設として活用するために、老朽化したライフラインの整備や既存不適格部分の改修など必要な工事等を実施する。
実施内容	<p>1 工事施工 ①研究棟解体撤去工事 ②ライフライン整備工事(電気・空調・給排水設備等) 設備の老朽化に伴う全面リニューアル工事を行った。</p> <p>2 施設整備工事設計業務委託 ①1号館解体撤去工事 解体撤去工事のための実施設計を行った。</p> <p>②育ち館・学び館、学生会館等整備工事 改修工事のための実施設計を行った。</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	32,260	233,414	880,000	
需用費	32	400	1,000	
役務費		545	219	
委託料	26,203	43,472	30,270	
工事請負費	3,525	188,997	848,511	(30年度)全体整備工事等
負担金補助及び交付金	2,500			
人件費 B	20,475	14,496	17,836	
職員人工数	1.60	1.35	1.50	
職員人件費	12,797	10,738	11,891	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	52,735	247,910	897,836	
C 国庫支出金			4,686	
の 県支出金				
財源 市債	24,200	175,000	663,900	
内 其他				
訳 一般財源	28,535	72,910	229,250	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	成人の日のついで事業費	3Y17	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		款	15 民生費
事業開始年度	昭和36年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本部 課 青少年課
所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	新たに成人となった青年が一堂に会し、大人としての責任を自覚するとともに、将来に希望を持ち、たくましく成長する契機として実施している。式典等の内容は、青少年で構成する企画委員会が協議を重ねながら企画している。
対象（誰を・何を）	当該年度に20歳を迎える者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	青少年で構成する企画委員会が協議を重ね、自ら企画・運営することで、互いの交流を深め社会参加の機会としている。また、式典に参加することで、成人としての責任と自覚を促す。
事業概要	新たに成人になった青年が一堂に会する場としての式典等を開催する。 式典及びアトラクション等の内容については、青少年で構成する企画委員会が企画する。
実施内容	1 事業の企画・構成等 青少年で構成する企画委員会に委託して実施 2 当日の運営 （公益財団法人）尼崎市スポーツ振興事業団に運営委託して実施 3 事業内容 （1）実施日時 平成30年1月8日（祝日・月曜）10時30分～12時 ※開場：午前9時30分から （2）実施場所 ベイコム総合体育館 メインアリーナ他 （3）参加者数 約2,500人 （4）テーマ ～成挑戦（せいちょうき）～ （5）事業内容 1部式典と2部アトラクションで構成。 【1部 式典】○企画委員会代表によるメッセージ ○励ましの言葉（市長） ○お祝いの言葉（市議会議長等） ○来賓紹介等 ○はたちのメッセージ ○新成人への激励メッセージ（NPO法人ベースボールスピリッツ理事長 奥村幸治氏） 【2部 アトラクション】 ○祝い太鼓（太鼓楽団大地の会） ○新成人の主張 ○ファイナル抽選会

②事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	3,027	3,027	3,029	
需用費	84	83	82	案内用はがき代等
役員費	5	6	9	ボランティア保険加入料
委託料	2,766	2,764	2,763	事業委託料
使用料及び賃借料	172	174	175	会場使用料
人件費 B	4,773	5,091	4,246	
職員人工数	0.60	0.64	0.59	
職員人件費	4,773	5,091	4,246	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	7,800	8,118	7,275	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	7,800	8,118	7,275	

③事業成果の点検

評価指標	成人の日のついで参加率の増（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）	単位	%
目標・実績	目標値 60	達成年度	32年度 27年度 59 28年度 62 29年度 58
平成29年度 の目標に対する 達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成29年度は新成人4,347人（平成29年12月1日現在）に対して参加者数が約2,500人（公園内滞留者含む。）、参加率は約58%であり、雨天であったにも関わらず、概ね目標水準に到達している。	

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、新成人が一堂に会する機会を設け、人生の節目を祝福し励ますとともに、成人としての責任と義務に対する自覚を促す契機にするともに、新成人が旧交を温め、交流を深める場としても重要な役割を担っている。事業の企画・立案にあたっては、主に20代の青年層で構成する企画委員会に委託しており、同委員会が10回以上会議を重ねる中で、プログラム内容の検討を行っている。こうした青年自らが企画・立案を行う企画委員会形式は、青少年の目線に立った事業企画が可能になる上、参加者意識も高まるなどのメリットがある。また、企画委員会での活動を通じて青少年同士の交流が生まれ、社会参加の場の確保にもつながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	新成人の門出を祝い、大人としての責任の自覚と今後の成長を期待して行う催しであることから、あくまで行政が主体的に実施するもので、受益者負担を求めるべき事業ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	成人式については、近隣他都市においてもほぼ同様の手法・内容で実施されている。なお、プログラム内容の企画については、行政主導の自治体がある一方、本市のように企画委員会方式を採用している自治体もある。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に企画業務を成人の日のついで企画委員会に、当日の運営業務を尼崎市スポーツ振興事業団にそれぞれ委託している。また、事業実施にあたっては、住記データからの対象者抽出や来賓及び関係機関との調整など、行政で対応しなければならない事項も多く、事業を一括して委託することは困難である。																
委託等の可能性																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>市民の領域</td> <td>行政の領域</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A B C D E</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域	行政の領域			A B C D E			現状		●		将来像		○		今後も、安全で適切な事業運営を行うとともに新成人のニーズに沿った企画内容としていくため、事業運営と企画業務をそれぞれ委託して実施する。
	市民の領域	行政の領域																
	A B C D E																	
現状		●																
将来像		○																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	新成人が一堂に会し、大人としての責任を自覚するとともに、将来に希望を持ち、たくましく成長する契機として実施しているものであり、多くの参加者を集める中、新成人同士が旧交を温め、交流を深める場としても重要な役割を担っている。また、式典当日、会場であるベイコム総合体育館には入らず、記念公園内に滞留している新成人も多いことから、引き続きプログラム内容を十分検討の上、委託先の企画委員会と協議していく必要がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 当該事業は、新たに成人となった青年が、大人としての責任を自覚するとともに、将来に希望を持ち、たくましく成長する契機として実施しているものであり、今後も青少年の参画を得る中で事業を実施していく。なお、式典当日、会場であるベイコム総合体育館には入らず、記念公園内に滞留している新成人も多いことから、引き続きプログラム内容を十分検討の上、委託先の企画委員会と協議していく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	少年音楽隊事業費	3Y1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和37年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本部事務局
課	青少年課
所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	豊かな情操と健やかな心を持った子どもを育成するとともに、本市の音楽文化の向上に寄与する。
対象(誰を・何を)	青少年(市内小学校5・6年生)
求める成果(どのような状態にしたいか)	音楽を通じて豊かな感情と健やかな心を持った青少年を育成するとともに、本市音楽文化の向上に寄与する。また活動を通じて、指導者や隊員間の絆が深められ、青少年の健全育成にもつながる。
事業概要	合唱隊、吹奏楽隊、ハバン隊、トランペット隊、ドラム隊の5隊で編成し、地域の各種行事に出演する他、定期演奏会等の自主事業を行っている。
実施内容	<p>1 通常練習 毎週土曜日(通年) 青少年センター他</p> <p>2 主な自主事業 (1) 入隊式 場所:青少年センター 平成29年4月15日 (2) 夏期合宿 場所:美方高原自然の家 平成29年7月24日~7月26日、7月26日~7月28日 (3) 定期演奏会 場所:あましんアルカイックホール 平成29年12月10日 (4) 卒隊式 場所:青少年センター 平成30年3月10日</p> <p>3 出演実績 *スポーツ少年団結団式 *社会を明るくする運動 *みんなのサマーセミナー *交通遺児チャリティ・サマーフェスティバル *たそがれコンサート *スポーツのまち尼崎フェスティバル *小学校連合体育大会 *たちばなフェスティバル *たちばな祭り *青少年交流事業 *パストラール尼崎文化祭発表会 *クリスマス会コンサート *合奏連盟定期演奏会 *地域の子ども音楽まつり *おうさままつり 他</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,497	2,627	2,782	
旅費		234	261	夏期合宿引率旅費
需用費	381	467	445	楽譜・用紙、楽器修繕代等
役務費	306	284	306	楽器運搬費
使用料及び賃借料	1,810	1,642	1,770	定期演奏会会場使用料等・バス借上げ料
人件費 B	10,528	11,052	10,901	
職員人工数	0.26	0.29	0.28	
職員人件費	2,054	2,307	2,076	
嘱託等人件費	8,474	8,745	8,825	嘱託報酬等(音楽隊事務担当、指導者)
合計 C(A+B)	13,025	13,679	13,683	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他	496	480	535	少年音楽隊父母の会負担金収入
一般財源	12,529	13,199	13,148	

③事業成果の点検

評価指標	隊員数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人
目標・実績	目標値 270	達成年度	32年度
	27年度 237	28年度 259	29年度 250
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		
	平成29年度の隊員数は、平成30年3月末時点で250人となっており、目標水準に概ね到達している。(達成率92.6%)こうした少年音楽隊の活動を通じて、青少年の健全育成が図られ、音楽隊自体の認知度も上がり隊員数の増加につながっていくものと考えられる。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	少年音楽隊の活動では、小学校教諭を中心とした指導者のもと、通常練習や夏期合宿等を通じて隊員の音楽技術の向上が図られる他、隊員が目標に向かって共に鍛錬することにより、友情の輪の広がりや社会規律の習得にもつながり、青少年の健全育成が図られている。また、定期演奏会や地域のイベントにも積極的に出演し、地域の活性化にも貢献している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	音楽隊の活動を通じて豊かな感情と健やかな心を持った青少年を育成するとともに、本市の音楽文化の向上に寄与しているものであり、制服購入費(貸与)や保険加入費、合宿参加費の一部負担などを除き、受益者負担を求めるべき事業ではない。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本市少年音楽隊のように、学校単位ではなく、市(又は教育委員会)が組織し、年間を通じた活動を行っている事例は全国的にも珍しい。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	音楽を通じて豊かな感情と健やかな心を持った青少年を育成するとともに、本市音楽文化の向上に寄与することを目的としており、指導者の依頼、隊員の募集などについても教育委員会と連携した取組が必要であるため、委託にはなじまない。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">市民の領域</td> <td colspan="2">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 当該事業については、隊員の保護者と行政・教育委員会が密な連携のもと実施しており、今後も連携を図りながら事業を推進していく。
	市民の領域			行政の領域																						
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	青少年健全育成に熱意のある指導者のもと良好な練習環境を整えるなかで、毎週の定期練習や夏期合宿等を通じて、隊員一人ひとりが技術的にも精神的にも成長し、豊かな情操と健やかな心を持った青少年の育成に寄与している。また、地域のイベントにも積極的に出演し、地域の活性化に貢献するとともに、団員たちにとっても社会参加の貴重な場となっている。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 音楽隊活動については、音楽技術の向上はもとより、団体活動の中での様々な体験を通して、生活面・精神面の成長など、青少年の健全育成につながっている。今後も、関係機関との連携をより密にし、隊員の確保に努めるとともに、活動しやすい環境を整えていく必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年指導者養成事業費	3Y1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和52年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。				
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援				
局	こども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	青少年の指導者の養成と資質の向上を図るため、講習会を開催するとともに、レクリエーション技能を持った指導者の確保や資質の向上を図る目的で事業を実施している。
対象 (誰を・何を)	青少年、青少年の指導者、青少年団体等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	青少年の指導者の資質向上及び青少年団体等の活性化につなげる。
事業概要	各種の講習会を通じて、青少年指導者を養成し、青少年団体・グループ活動の振興を図るほか、青少年指導者に対しても更なる専門的知識の習得と技術の研鑽を行うなど、指導者の資質の向上を図る。
実施内容	<p>1 レクリエーション講習会 (1)日程:平成29年8月～12月 計19回 (2)参加人数:20人</p> <p>2 リーダース/バンク事業 (1)登録指導者研修・実践事業の日程・参加人数 平成29年7月5日 【研修】レクリエーション・ゲーム講習会、参加人数11人(内指導者11人) 平成29年8月6日 【実践事業】あそびの広場、参加人数33人(内指導者10人) 平成29年12月3日 【実践事業】あそびの広場、参加人数22人(内指導者11人) 平成30年1月21日 【研修】普通救命講習会、参加人数20人(内指導者3人) 平成30年2月18日 【実践事業】わくわく野外活動体験、参加人数28人(内指導者5人)</p> <p>(2)事業別参加人数 ア 登録指導者研修・実践事業・・・参加者数114人(内指導者40人) イ 指導者派遣事業・・・派遣人数11人</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	443	431	434	
報償費	283	283	284	講師謝礼
旅費	2	2	2	引率旅費
需用費	8	8	8	模造紙、色画用紙等
役務費	12	6	10	指導者災害保険料
委託料	138	132	130	事業委託料
人件費 B	1,999	2,466	1,090	
職員人工数	0.25	0.31	0.21	
職員人件費	1,999	2,466	1,090	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,442	2,897	1,524	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,442	2,897	1,524	

③事業成果の点検

評価指標	レクリエーション講習会受講者数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値 30	達成年度	32年度	27年度	28	28年度	30	29年度	20
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成29年度受講者数は20人とどまり、目標値30人に届かなかった。今後、事業周知に一層取り組む。なお、当該事業は、講習会の参加者が互いに交流、情報交換を行うことにより、市内青少年団体活動の活性化につなげていくものであり、今後も継続して受講者数増に取り組む。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	青少年の健全育成には、青少年を支える人材の育成や団体・グループの活性化が不可欠であり、レクリエーション講習会の実施を通じて人材の養成や資質の向上が図られている。また、リーダーバンク事業については、レクリエーション講習会修了後のリーダー養成の場、地域で活動するリーダー育成の場として実施しており、指導者の資質の向上につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	青少年の健全育成、団体の活性化を図るには指導者の養成が重要であることから、市がその環境づくりを行うものであり、受益者負担を求めるべき事業ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	市レベルで(公財)日本レクリエーション協会公認のレクリエーションインストラクター資格が取得できる講座を毎年実施している事例は少ない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	レクリエーション講習会は、(公財)大阪府レクリエーション協会所属の公認指導者に依頼して実施しており、委託化によるメリットは現状のところ見受けられない。																	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>市民の領域</td> <td>行政の領域</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域	行政の領域			A	B	C	現状			●	将来像			○	内容	青少年指導者の養成については、青少年団体・グループ等と十分な連携のもと、効果的に養成するための体制を構築する必要がある。
	市民の領域	行政の領域																	
	A	B	C																
現状			●																
将来像			○																

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	講習会を実施することによって、青少年指導者の養成と資質の向上が図られるとともに、指導者同士の交流、情報交換等により、市内青少年団体活動の活性化につながっており、更なる参加者の増に向けたPR等に取り組んでいく必要がある。また、講習会修了者の本市青少年健全育成事業へのより一層の活用を図る必要がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 講習会修了者の本市健全育成事業への更なる活用に努めるとともに、幅広い技能を持った指導者の確保に取り組む。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年活動事業費	3Y21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。				
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	スポーツの交流大会を実施し、競技を通じた仲間づくりや青少年スポーツの振興を図っている。また、青少年が参加できるレクリエーション事業を、青少年団体に委託して実施することにより、魅力的な事業が展開され、多くの参加者を集めている。
対象(誰を・何を)	青少年
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域でスポーツ活動やレクリエーション事業などを推進することで、成長途上にある青少年の心身の健全な発達を促進するとともに、青少年の社会参加活動の場や活動の魅力や共有できる場を提供し、青少年の健全育成を図る。
事業概要	家庭や地域の教育力を高めるため、子ども達の社会参加活動の場を提供し、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、青少年の健全な育成を図る。
実施内容	1 スポーツ少年種目別交流大会事業 体操・バレーボール・剣道・空手道・バドミントン・野球の6種目の交流大会を開催し、優勝チームには優勝杯を贈呈する。 2 青少年地域活動促進事業 青少年の社会参加の場を提供する事業を、青少年団体に委託して実施する。 (1) 事業内容 野外活動・スポーツ・レクリエーション活動など、青少年が参加しやすい魅力ある事業を地域で実施する。 (2) 実施方法 青少年団体への委託により実施 ア 実施回数 5回 イ 参加者数 1,705人 ウ 実施場所 大物公園、立花地区会館、覚円寺(園田)、西武庫公園、生津公園、阪急武庫之荘駅南ロータリー

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	322	304	299	
報償費	34	36	37	種目別交流大会優勝カップ
需用費	6	6	6	ラインテープ等
委託料	224	218	212	事業委託料
使用料及び賃借料	58	44	44	会場使用料
人件費 B	620	398	339	
職員人工数	0.10	0.05	0.05	
職員人件費	620	398	339	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	942	702	638	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	942	702	638	

③事業成果の点検

評価指標	青少年地域活動促進事業の実施回数の確保(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	回	
目標・実績	目標値	5	達成年度	32年度	27年度	5	28年度	5	29年度	5
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	青少年が参加できる場を継続して提供するため、事業の実施回数を目指して設定しており、今後も引き続き目標達成に努める。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、社会参加活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的としており、行政としても、青少年が楽しみながら活動の魅力や共有できる場を提供するなどの支援が必要である。また、青少年が参加できる事業を委託して実施することにより、青少年団体の社会的な活動に触れる機会を提供し、青少年の社会参画への関心を深めるとともに、青少年同士の交流にもつながっている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	青少年健全育成のため、活動できる場を提供する必要があり、受益者負担を求めべき事業ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市においても地域団体を活用し、青少年が活動できる場の提供を行っている。
---------------	---------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	青少年地域活動促進事業は、既に青少年団体に委託済みであり、種目別交流大会についてもスポーツ少年団が運営を行っている。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容 今後とも、当該事業を有効に実施していくために、青少年団体と連携し、実施していく。
	市民の領域		行政の領域																							
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	青少年の交流を図るとともに、青少年団体に委託して実施することにより、青少年にとって魅力のある事業が地域で展開されるメリットがある。また、毎年、多くの参加者を集めており、青少年の健全育成に寄与している。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 青少年の交流や社会参加の場を提供していくことは重要であり、学校や市内公共施設にチラシを配布するなど、より一層周知に努める必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	子ども会活動事業費	3Z1G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	25 青少年費
			目	15 児童育成費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。				
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	児童課	所属長名	大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	地区子ども会が主体となって、地域での異年齢児童の交流を図る事業を行うことにより、児童生徒の健全な育成を図るとともにレクリエーション大会・球技大会を通じて、子どもによる地域活動と子ども会の活性化を図る。また、集団活動、野外活動等様々な体験を通じてリーダーの養成を図る。
対象(誰を・何を)	市内在住の小学生、中学生
求める成果(どのような状態にしたいか)	集団活動体験やレクリエーション等を行うことにより、そのかかわりの中で協調性や自主性を身に付ける。また、リーダーを養成することにより、地域の青少年活動の活性化を図る。
事業概要	市内在住の小学生、中学生を対象として、地域における子ども会活動を行う。また、年間を通したプログラムに沿って、社会性・協調性・自主性・リーダーシップ等を醸成し地域活動や、こどもクラブ活動、こども会活動におけるリーダーの育成を図る。
実施内容	<p>1 いきいきあまっ子リーダースクール(委託先:尼崎市子ども会連絡協議会) 市内の小学4年生から中学3年生を対象に、年間を通してキャンプ、ハイキング等の野外活動体験、集団で楽しむゲームなどの技術指導等を行う。</p> <p>2 地域活動事業、児童交流事業(委託先:尼崎市子ども会連絡協議会) 学校休業日、土曜日等に、地区子ども会が主体となって、地域での異年齢児童の交流を図る事業を行うことにより、児童生徒の健全な育成を図るとともにレクリエーション大会・球技大会を通じて、子どもによる地域活動と子ども会の活性化を図る。</p> <p>児童及び指導者を含めた青少年の健全な育成を図ることを目的として実施している。 (1) 季節行事 (2) 伝承遊び (3) スポーツ大会 (4) 映画会 (5) 工作教室 (6) 野外活動 (7) ウォークラリー (8) 球技大会 (9) クリスマス会 (10) その他</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,353	2,353	2,353	
委託料	2,353	2,353	2,353	
人件費 B	5,206	5,832	4,198	
職員人工数	0.51	0.35	0.31	
職員人件費	3,950	2,636	2,457	
嘱託等人件費	1,256	3,196	1,741	
合計 C(A+B)	7,559	8,185	6,551	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	7,559	8,185	6,551	

③事業成果の点検

評価指標	いきいきあまっ子リーダースクールの閉校式における最終参加者人数 (成果を検証するための数値での把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	150	達成年度	30年度	27年度	76	28年度	49	29年度	47
平成29年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
児童数が減少傾向にあること等から参加者数は減少傾向にあり、加入者の増加に向けたPRなどの側面支援について取り組みを強化していく必要がある。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	児童・生徒が異年齢との交流や様々な活動により社会性や協調性を養うとともに、積極性や自主性などの伸長を図ることを目的とし、地域における児童等の健全育成に資するため有効な事業である。また、地域の様々な活動に対して参画する指導員等の人材育成を担っており、青少年活動の活性化を図る上で必要な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
交通費、飲食費等の実費弁償分については、既に受益者に負担を求めている。	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他市においても、子ども会への委託もしくは補助により各種事業を通じて、子どもによる地域活動と子ども会の活性化を図るとともに、リーダーの養成を図っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td rowspan="2">地域の活動を支える人材育成や活動への支援は行政が主体として行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域			内容		A	B	C	D	E	現状				●		地域の活動を支える人材育成や活動への支援は行政が主体として行う必要がある。	将来像				○	
	市民の領域		行政の領域			内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状				●		地域の活動を支える人材育成や活動への支援は行政が主体として行う必要がある。																					
将来像				○																							

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	子ども会が主体となって、地域での異年齢児童の交流を図る事業を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、レクリエーション大会・球技大会を通じて、子どもによる地域活動と子ども会の活性化を図っている。さらに、地区子ども会の指導者が、遊びを通じた学びの工夫を求める活動内容を展開することにより、地域活動の活性化につながっている。また、いきいきあまっ子リーダースクール事業の実施を通じて、リーダーシップを発揮できる児童の育成を図ることにより、児童の自主的な活動の活性化につなげている。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 子ども会については、青少年の健全な育成に貢献する貴重な取組を行っている団体であるため、引き続き加入者の増加に向けたPRの側面支援に努めるとともに、委託事業の他に、こどもクラブとの連携による団体活動の活性化や活動支援など、側面的な支援の手法について検討する。また、育成したリーダーが、今後、こどもクラブや子ども会活動など地域の場において活動していくよう支援していくと共に、指導員の確保についても取り組みを行う必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	児童育成環境整備事業費	3Z1M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	学校・家庭・地域連携協力推進事業実施要綱、児童育成環境整備事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		款	15 民生費
事業開始年度	平成14年度		項	25 青少年費
			目	15 児童育成費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本部事務局
課	児童課
所属長名	大室 雅達

① 事業概要

事業実施趣旨	小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育むことを目的とする。
対象（誰を・何を）	市内在住の小学校1年生から6年生までの全児童
求める成果（どのような状態にしたいか）	子どもクラブが放課後の子どもの居場所の一つとして位置付けられ、子どもが安心して活動できる場となるようにする。また、異年齢児の交流により、児童の自主性、社会性、創造性を育む。
事業概要	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保し、地域の方々の参画を得ながら、学習や運動、文化活動などに取り組み、子どもクラブが子どもたちにとって居心地の良い場となるようにする。
実施内容	<p>小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、児童が子どもクラブ事業に自主的に参加し、他の参加児童と交流する中で、児童の自主性、社会性等を育むことを目的として、子どもが安心して活動できる場の確保を図るもの。</p> <p>開設日：日曜日・祝日・年末年始を除く毎日 開設時間： （月曜日から金曜日） ・原則として午後1時から学校の下校時刻まで ・冬季の期間及び終了時刻は、子どもクラブにより異なる。 （土曜日、夏・冬・春の学校休業日及び代休日） ・午前9時から正午までと午後1時から学校の下校時刻まで 実施場所：小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設</p> <p>安全管理員の配置（休日及び年末年始を除く毎土曜日と学校代休日）</p>

② 事業費

（単位：千円）

	28年度決算	29年度決算	（参考）30年度予算	備考
事業費 A	12,736	45,512	17,960	
需用費	4,089	4,726	3,062	消耗品・修繕料等
役員費	1,856	1,844	2,300	電話代等
委託料	6,680	7,476	8,639	施設管理業務委託等
使用料及び賃借料	111	157	1,059	コピー機リース料
工事請負費		31,309	2,900	施設整備工事
人件費 B	355,249	355,122	392,838	
職員人工数	3.43	3.39	3.07	
職員人件費	24,646	24,365	22,505	
嘱託等人件費	330,603	330,757	370,333	
合計 C (A+B)	367,985	400,634	410,798	
C 国庫支出金	58,507	56,789	60,488	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
市債		28,900	1,500	
市債				
その他				
一般財源	309,478	314,945	348,810	

③ 事業成果の点検

評価指標	子どもクラブの登録児童率 （成果を検証するための数値での把握が困難なため活動指標を設定）							単位	%	
目標・実績	目標値	40.0	達成年度	34年度	27年度	34.1	28年度	35.5	29年度	35.2
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 前年度より微減となったものの、児童の放課後活動の多様化などの状況下、35%以上の登録率となっており、放課後の居場所の一つとなっている。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	放課後の子どもの居場所づくりの一つとして、安心・安全な生活の場を提供する必要がある。また、子どもクラブは小学校敷地内にあり、安心・安全で異年齢児の交流など貴重な体験ができる場であり、児童の健全育成に同事業は有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用料は無料であるが、スポーツ保険800円/人(任意)の実費弁償分については、既に受益者に負担を求めている。また、材料費などの実費弁償についても徴収することがある。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・実施箇所数 尼崎市：41、西宮市：36、芦屋市：8、三田市：14、宝塚市：22、伊丹市：2、川西市：16 ・本市は全ての公立小学校敷地内で子どもクラブ事業を毎日実施している。（日・祝等除く。）また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもクラブ・児童ホームの運営を連携して実施しており、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	小学校敷地内に設置されているため、学校の管理方針に従った運営が必要となること、それぞれの児童の状況を踏まえたうえで、子どもの安心・安全な環境の提供を行うためには、小学校や地域との連携、一定規模の職員の継続と質の確保が必要など、整理すべき課題がある。施設管理の一部について、小学校敷地内施設として、教育委員会との連携の中、委託を行っている。	
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	現状 将来像	内容 今後も地域との連携を図りながら、市が主体となって運営していく。

⑧ 総合評価

平成29年度の総合評価	放課後の子どもの居場所の一つとして、様々な人的地域資源を活用しながら子どもの遊びの多様化に対応しており、児童の自主的な参加のもと異年齢児との交流を図るなど、児童にとって安心して遊ぶことができる場となっている。また、NPO、ボランティア等地域活力を活かした遊びを工夫し、母親クラブや子ども会をはじめとする団体と共催事業を実施し、その他交流事業や絵本の読み聞かせなど、ボランティアによる事業も実施した。加えて、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、子どもクラブ・児童ホームの運営を推進するため、主に土曜日の活動などにおいて、児童ホームと連携した事業実施に努めた。
-------------	--

⑨ 改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 小学校の敷地内に設置し、日・祝を除き毎日実施するなど、児童、保護者にとって安心・安全な居場所となっており、また国の「放課後子ども総合プラン」に基づき連携した子どもクラブ・児童ホームの運営を実施している。引き続き、児童や保護者が放課後に安心して過ごせる環境づくりを行っていく。 また、今日的な社会環境の変化などに伴い、放課後児童対策の充実が求められており、より利用者のニーズに即した子どもクラブ運営のあり方について検討するため、モデル事業を一定期間実施することで、ニーズの把握や運営面の課題の抽出等を行い、今後の子どもクラブ事業のあり方や方向性の検討を行う。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年団体活動事業費	R01C	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	55 青少年健全育成事業費
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	05 育成事業費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 育成事業費
			目	05 育成事業費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本部事務局
課	青少年課 児童課
所属長名	藤川 浩志 大室 雅達

①事業概要

事業実施趣旨	青少年団体活動において指導者が安心して活動出来るよう条件整備を行うとともに、青少年グループ活動の育成や新たなグループ化、交流を図るための事業を実施している。
対象(誰を・何を)	青少年団体
求める成果(どのような状態にしたいか)	青少年団体の指導者が活動しやすい環境づくりを行うことにより、青少年健全育成への取組につながるとともに、青少年団体の活性化を図る。
事業概要	本市における青少年活動の活性化を図るため、青少年団体の指導者に対して支援するほか、青少年団体・グループの育成を図る。
実施内容	<p>1 青少年スポーツ指導者経費事業 スポーツ少年団から推薦された指導者のうち、年間を通じて延べ40回、80時間以上の指導を行った指導者に対して謝礼金を支給する。 ・支給人数 172名(平成29年度)</p> <p>2 青少年グループ育成事業 青少年センター利用団体・グループに、青少年グループ育成事業の企画を依頼する講師を招聘し、青少年活動に役立つ理論と技術を学ぶ研修会等、青少年課で選定した企画を実施する。 (1) 実施内容 和太鼓体験教室 (2) 実施日 平成29年11月19日(日) (3) 実施場所 青少年センター (4) 参加人数 12人</p> <p>3 指導者災害保険事業 青少年団体の指導者が加入する災害保険料を負担する。 (1) スポーツ少年団指導者:360人 (2) 子ども会指導者:265人</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,195	2,131	2,404	
報償費	1,432	1,377	1,559	指導者謝礼等
役務費	763	754	845	スポーツ安全保険保険料
人件費 B	3,164	1,432	996	
職員人工数	0.46	0.18	0.18	
職員人件費	3,164	1,432	996	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,359	3,563	3,400	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	2,195	1,999	2,404	基金運用収入、基金繰入金
一般財源	3,164	1,564	996	

③事業成果の点検

評価指標	青少年センター目的内利用認定団体数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)	単位	団体						
目標・実績	目標値 45	達成年度	32年度	27年度	39	28年度	45	29年度	41
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 公共施設予約システム導入による利便性の向上や施設PR等の利用促進により、平成29年度も概ね目標水準に到達した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	青少年健全育成の推進には、地域の青少年等で構成される青少年団体やグループが重要な役割を果たしており、こうした団体・グループの活性化が不可欠である。当該事業は、青少年団体の指導者が活動しやすい環境づくりを行うことにより、青少年健全育成への取組につながるとともに、青少年団体等の活性化を図るものであり、青少年健全育成を推進する上で不可欠な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	青少年の健全育成、団体の活性化を図るには青少年団体・グループの支援が重要であることから、市がその環境づくりを行うものであり、受益者負担を求めるべき事業ではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市においても青少年団体・グループの育成のため、財政的支援の他、施設利用にあたっての減免や施設の目的外使用許可など様々な方法で支援を行っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	当該事業は、青少年団体・グループへの財政的支援その他の補助的支援を帯びた事業であるため、委託化にはなじまないと考えられる。							
委託等の可能性									
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容 青少年団体・グループと連携するとともに支援を行い、団体・グループの活性化に向けた環境づくりに取り組む。							
現状									
将来像									

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	青少年団体の指導者に対して支援を行ったり、青少年グループの育成に取り組むことで、市内青少年団体活動の活性化につながることが期待されることから、グループの裾野が広がるような支援を行い、青少年団体・グループの活性化を図る必要がある。
-------------	--

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 青少年団体指導者の活動環境を整え、青少年センターが取り組む青少年健全育成事業にも積極的に活用するよう努める必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	スポーツ少年団等補助金	R03A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	55 青少年健全育成事業費
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		款	05 育成事業費
事業開始年度	昭和52年度		項	05 育成事業費
			目	05 育成事業費

施策	04 子ども・子育て支援				
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。				
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援				
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	市内に活動拠点を有し、青少年の健全育成を主たる活動目的とする団体で、市内の青少年によって構成されているもの、又は構成員の半数以上が市内の青少年である下部組織を有しているものが、補助金交付要綱で定める事業を実施する場合に補助金を交付するもの。
対象 (誰を・何を)	スポーツ少年団他青少年団体
求める成果 (どのような状態にしたいか)	青少年団体活動を支援することにより、本市における青少年団体による地域活動を推奨するとともに、青少年の指導体制の充実を図る。
事業概要	青少年団体による地域活動の活性化、指導体制の充実を図るため、スポーツ少年団等の活動に対して助成する。
実施内容	<p>1 公益的事業費補助金 尼崎市スポーツ少年団が、事業計画に基づき実施する設立趣旨に沿った公益的な事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>2 国際大会参加補助金 国際的視野を持つ青少年を育成し、国際化時代にふさわしい本市青少年活動の活性化を図るため、青少年団体が参加する国際大会、二国間交流事業、国際的組織が実施する青少年団体を対象とした交流事業への参加に対して、団体を通じて旅費の一部を補助する。</p> <p>3 他都市交歓事業等補助金 青少年団体が他都市の各団体と交流することにより、各団体活動のより一層の活性化を図るとともに、青少年活動の推進に寄与することを目的に、他都市の各団体との交流に要する経費の一部を補助する。また、青少年団体の登録指導者に対して、保険加入料を補助する。</p>

②事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,803	1,750	2,061	
負担金補助及び交付金	1,803	1,750	2,061	スポーツ少年団等補助金
人件費 B	883	318	288	
職員人工数	0.12	0.04	0.04	
職員人件費	883	318	288	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,686	2,068	2,349	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,803	1,750	2,061	基金運用収入、基金繰入金
一般財源	883	318	288	

③事業成果の点検

評価指標	補助金を交付している青少年団体の構成員数(団員+指導者)の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	2,200	達成年度	32年度	27年度	2,126	28年度	2,120	29年度	2,133
平成29年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	少子化の影響、塾などの習い事の増加、青少年の興味の多様化等により青少年団体の団員数は減少傾向にある中、構成員数は目標値に届かなかったものの、昨年度と比較して増加している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該補助事業は、青少年団体による公益的事業の実施や青少年の交流促進を支援することにより、地域活動の活性化、指導体制の充実につなげていくことを目的としている。青少年団体に対する財政的支援を通じて、青少年活動の発展につながる環境づくりを行い、青少年団体の活性化を図るため、当該補助は不可欠である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市においても青少年団体・グループの育成のため、財政的支援の他、施設利用にあたっての減免や施設の目的外使用許可など様々な方法で支援を行っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">青少年団体に支援を行い、団体の活性化に向けた環境づくりに取り組む。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域			内容		A	B	C	D	E	現状						青少年団体に支援を行い、団体の活性化に向けた環境づくりに取り組む。	将来像					●
	市民の領域		行政の領域			内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状						青少年団体に支援を行い、団体の活性化に向けた環境づくりに取り組む。																					
将来像					●																						

⑧総合評価

平成29年度の総合評価	青少年団体への財政的支援を行うことで、団体活動の活性化や交流促進につながる事が期待されることから、財政的支援を継続することで青少年団体・グループの活性化につなげていく必要がある。
-------------	---

⑨改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 青少年団体の定義上、補助金を交付している青少年団体以外にも、市内に活動拠点を有し、青少年の健全育成を目的としている団体も存在すると思われるが、当該補助が青少年健全育成基金から生じる収益等を財源としている以上、財源確保をどのように図っていくのか、補助の条件をどうするかなど検討すべき課題は多い。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年センター管理運営事業費	3Y31	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成対策推進行動計画		款	15 民生費
事業開始年度	昭和49年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。		
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課
	所属長名	藤川 浩志	

①事業概要

事業実施趣旨	社会環境の変化とともに、青少年を取り巻く環境が複雑化している中で、青少年の健全育成と福祉の増進を図るため、青少年が健やかに育つ環境づくりに努め、青少年自らが主体的に生きていく力を高める必要がある。
対象 (誰を・何を)	青少年及び青少年団体 ほか
求める成果 (どのような状態にしたいか)	青少年の健全育成と福祉の増進を図るため、青少年の居場所づくりなどを進めるなかで、青少年が健やかに育つ環境づくりや、機会を提供することにより、青少年自らが主体的に生きていく力を高める。
事業概要	青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、施設管理運営を行うとともに各種の事業を推進する。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年月日 昭和49年7月31日 敷地面積 5,226.44㎡ 建築面積 2,897.45㎡ 敷地延面積 8,777.65㎡ 設備 ロビー、会議室、体育館、音楽室、学習室等 <p>2 事業内容</p> <p>(1) 青少年の研修に関すること。</p> <p>(2) 青少年の相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 青少年のスポーツ、レクリエーション、集会及び集団生活のための場の提供に関すること。</p> <p>(4) センターの管理、運営に関すること。</p> <p>※ 青少年交流事業、青少年による事業企画事業、科学をはじめとした各種教室の開催事業、青少年の居場所づくり事業等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年交流事業(参加者数)28年度:1,600人 29年度:1,900人 青少年による事業企画事業(参加者数)27年度:200人 28年度:200人 29年度:200人 BIGサイエンスショー(参加者数)27年度:225人 28年度:375人 29年度:151人 青少年の居場所づくり事業(午後4時30分時点利用者数)28年度:6,715人 29年度:7,220人

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	18,523	18,173	27,172	
報償費	236	261	238	講師謝礼
需用費	5,901	5,645	6,727	電気料、ガス料、上下水道等
役務費	913	642	1,019	電話料、保険料、手数料等
委託料	11,233	11,406	18,785	保守点検等委託料
その他	240	219	403	旅費、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費
人件費 B	39,642	29,765	32,491	
職員人工数	4.88	3.46	3.91	
職員人件費	37,435	27,521	30,218	
嘱託等人件費	2,207	2,244	2,273	
合計 C(A+B)	58,165	47,938	59,663	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源内訳	2,528	2,187	2,387	施設使用料、行政財産使用料、実費弁償金
一般財源	55,637	45,751	57,276	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費	3Y3A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成対策支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和40年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援		
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。		
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援		
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課
	所属長名	藤川 浩志	

①事業概要

事業実施趣旨	近年の社会環境の変化の中で、青少年の日常生活において、自然との触れ合い、屋外での遊びなどが減少しているなど、育ちにとって重要な様々な体験の機会が減っている。こうした中で、野外活動や集団生活を通じて、健全な青少年の育成と福祉の増進を図る場の提供が必要である。
対象 (誰を・何を)	青少年及び青少年団体 ほか
求める成果 (どのような状態にしたいか)	野外活動や集団生活を通じて、健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。そのために、自然観察や野外活動等自然に親しむ機会の提供や、多様な体験学習の場を提供し、青少年の主体的活動の支援を行う。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月1日から指定管理者制度を導入 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間) 4期目 指定管理者 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年月日 昭和40年12月20日 敷地面積 31,866.11㎡ 延べ床面積 1,547.01㎡ 設備 宿泊室、キャンプ場、和室、会議室等 <p>3 事業内容、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野外活動及び集団生活の場の提供に関すること。 ○青少年団体指導者の訓練及び研修の場の提供に関すること。 ○集会、レクリエーションの場の提供に関すること。 ○野外活動及び集団生活の指導に関すること。他 ○親子キャンプや野外炊き込み体験、大根の植付け・収穫祭、工作教室など各種自主事業を各月実施している。 <p>(自主事業数)平成27年度:30事業、平成28年度:35事業、平成29年度:40事業</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	27,178	27,178	27,178	
委託料	27,178	27,178	27,178	指定管理委託料
人件費 B	2,079	3,341	3,329	
職員人工数	0.26	0.42	0.42	
職員人件費	2,079	3,341	3,329	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	29,257	30,519	30,507	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源内訳	1,474	1,794	1,598	施設使用料、自動販売機設置使用料
一般財源	27,783	28,725	28,909	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	3Y4A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）			
事業開始年度	昭和40年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	25 青少年費			
目	10 青少年費			

施策	04 子ども・子育て支援			
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。			
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援			
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名 藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	柔道、剣道など体育及びレクリエーション活動のための場を提供し、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、地域に根ざした青少年の活動の場として提供する。
対象 (誰を・何を)	青少年及び青少年団体 ほか
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地域において、柔道、剣道など体育及びレクリエーション活動のための場を提供し、青少年の主体的活動の支援を行うことにより、体育を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月1日から指定管理者制度を導入 ・指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 4期目 ・指定管理者 <p>(1) 尼崎市剣道連盟(城内青少年体育道場)</p> <p>(2) 尼崎市スポーツ少年団(立花青少年体育道場・園田青少年体育道場)</p> <p>2 施設概要</p> <p>(1) 城内青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 平成8年12月 イ 敷地面積 499.26㎡ 延べ床面積 347.80㎡ <p>(2) 立花青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 平成9年1月 イ 敷地面積 913.00㎡ 延べ床面積 264.96㎡ <p>(3) 園田青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 昭和56年3月 イ 敷地面積 333.38㎡ 延べ床面積 192.78㎡

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,619	1,619	1,619	
委託料	1,619	1,619	1,619	指定管理委託料
人件費 B	1,280	2,466	2,457	
職員人工数	0.16	0.31	0.31	
職員人件費	1,280	2,466	2,457	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,899	4,085	4,076	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 其他				
内訳 一般財源	2,899	4,085	4,076	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	青少年体育道場指定管理関係経費	3Y4K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）			
事業開始年度	昭和40年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	25 青少年費			
目	10 青少年費			

施策	04 子ども・子育て支援			
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。			
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援			
局	子ども青少年本 部事務局	課	青少年課	所属長名 藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	柔道、剣道など体育及びレクリエーション活動のための場を提供し、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、地域に根ざした青少年の活動の場として、安全な維持管理を行う。
対象 (誰を・何を)	青少年及び青少年団体 ほか
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地域において、柔道、剣道など体育及びレクリエーション活動のための場を提供し、青少年の主体的活動の支援を行うことにより、体育を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図る場として、適正な維持管理を行う。
事業概要	施設の維持管理のため、必要となる経費を支出する。
実施内容	<p>1 指定管理</p> <p>指定管理者</p> <p>(1) 尼崎市剣道連盟(城内青少年体育道場)</p> <p>(2) 尼崎市スポーツ少年団(立花青少年体育道場・園田青少年体育道場)</p> <p>2 施設概要</p> <p>(1) 城内青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 平成8年12月 イ 敷地面積 499.26㎡ 延べ床面積 347.80㎡ <p>(2) 立花青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 平成9年1月 イ 敷地面積 913.00㎡ 延べ床面積 264.96㎡ <p>(3) 園田青少年体育道場</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 竣工年月 昭和56年3月 イ 敷地面積 333.38㎡ 延べ床面積 192.78㎡ <p>3 業務内容</p> <p>施設の修繕、施設警備業務委託、消防用設備保守点検、建築設備定期点検(平成29年度～)</p>

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	395	348	410	
需用費	170	8	38	修繕料
委託料	225	340	372	施設警備業務委託料等
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	395	348	410	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 其他				
内訳 一般財源	395	348	410	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(美方高原自然の家)	C41A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成8年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	青少年課
所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置された教育機関であり、自然学校を中心に、豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、各種事業を実施することにより、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供する。
対象(誰を・何を)	市内小学校5年生(自然学校実施対象)、青少年及び青少年団体 ほか
求める成果(どのような状態にしたいか)	豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、自然への理解を深め、余暇の活用を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 4期目 指定管理者 公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年月日 平成8年4月6日 敷地面積 67,595.25㎡ ・延べ床面積 7,510.72㎡ 設備 宿泊室、キャンプ場、研修室、多目的ホール、テニスコート等 <p>3 事業内容、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野外活動、集団生活及び自然体験(以下「野外活動等」という。)の場の提供に関すること。 ○野外活動等の指導に関すること。 ○野外活動指導者及び青少年団体指導者の研修に関すること。 ○野外活動のための講習会等の開催に関すること。 ○野外活動のための調査研究、資料の収集及び情報の提供に関すること。他 ○キャンプやツリーイング、シャワークライミング、各種指導者養成講座など様々な自主事業を毎月実施している。(自主事業参加者数)平成27年度:937人、平成28年度:829人、平成29年度:984人

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	132,999	130,778	129,395	
委託料	132,999	130,778	129,395	指定管理委託料
人件費 B	2,879	2,863	2,854	
職員人工数	0.36	0.36	0.36	
職員人件費	2,879	2,863	2,854	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	135,878	133,641	132,249	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他	31,301	29,220	31,115	施設使用料、自動販売機設置使用料
内訳 一般財源	104,577	104,421	101,134	

平成 30 年度事務事業シート（平成 29 年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費(美方高原自然の家)	C41D	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成8年度		項	25 青少年費
			目	10 青少年費

施策	04 子ども・子育て支援
展開方向	04-4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
行政の取組	04-4 子どもの主体的な学びや行動への支援
局	子ども青少年本 部事務局
課	青少年課
所属長名	藤川 浩志

①事業概要

事業実施趣旨	豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、各種事業を実施することにより、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供し、そのための維持管理に努める。
対象(誰を・何を)	市内小学校5年生(自然学校実施対象)、青少年及び青少年団体 ほか
求める成果(どのような状態にしたいか)	豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、自然への理解を深め、余暇の活用を図る場として、施設の維持管理を行う。
事業概要	施設の維持管理のため、必要となる経費を支出する。
実施内容	<p>1 指定管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 4期目 指定管理者 公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年月日 平成8年4月6日 敷地面積 67,595.25㎡ ・延べ床面積 7,510.72㎡ 設備 宿泊室、キャンプ場、研修室、多目的ホール、テニスコート等 <p>3 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理のため、必要となる経費を支出する。 ○火災保険への加入 ○土地の借り上げ ○その他事務経費(現地までの高速道路通行料等) ○指定管理者選定委員会関係経費(平成28年度) ○インセンティブ報奨金(平成29年度～)

②事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,156	1,413	1,643	
報償費		265	482	インセンティブ報奨金
旅費	22	15	22	出張旅費
需用費	3			選定委員会食料費
役務費	95	97	98	火災保険料
使用料及び賃借料	1,036	1,036	1,041	高速道路通行料、借地借上料
人件費 B	200	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費	200			選定委員会委員報酬
合計 C(A+B)	1,356	1,413	1,643	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	1,356	1,413	1,643	